

第 30 号議案

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 2 号）に係る意見の申出の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 16 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 2 年度教育費 5 月補正予算（第 2 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和２年度教育費５月補正予算（第２号）に係る意見の申出の臨時代理について

令和２年度教育費５月補正予算（第２号）に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和２年度教育費５月補正予算（第２号）に係る意見の申
出について

令和２年度教育費５月補正予算（第２号）について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 6 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 40,421,381	千円 614,230	千円 41,035,611
1 7 県支出金	2 県補助金	千円 5,224,156	千円 1,141	千円 5,225,297

※ 「1 6 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額4,766千円が教育委員会分

※ 「1 7 国庫支出金－2 県補助金」のうち補正額1,141千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 教育費	1 教育総務費	千円 2,248,190	千円 4,400	千円 2,252,590
1 0 教育費	2 小学校費	千円 4,822,553	千円 2,282	千円 4,824,835

要求事項	予算要求額 千円	財源			内 訳	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 金 千円	債 の 千円			
款項目：10-01-02 学校給食臨時休業対策事業 (学校保健課)	3,000	2,225			775	<p>◎ 学校給食臨時休業対策事業 3,000千円</p> <p>国が小中学校等の一斉臨時休業を要請したことに伴い、春休みまでの臨時休業期間中(本市 R2.3.9～R2.3.24)、給食を休止したことへの対応として「学校臨時休業対策補助金」が創設されたため、当該補助金を活用し、給食事業者の支援を行うもの</p> <p>○ 学校給食費返還等事業 2,700千円</p> <p>学校設置者(久留米市教育委員会)が既に発注していた食材のキャンセル等に要した費用の補填を行うもの</p> <p>・福岡県給食会等に対する補填 (R2.3.9～R2.3.24 の休校期間分) 2,700千円</p> <p>○ 衛生管理改善事業 300千円</p> <p>学校給食の調理業者(パン・米飯・めん等の最終加工・納品業者を含む。)が、給食の再開に備えて、新型コロナウイルス感染症を防止するための衛生管理の徹底・改善を図る消耗品の購入経費に対し、補助を行うもの</p> <p>・市内パン事業者への補助金 (補助金交付要綱を策定予定) 300千円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 事業者当たりの上限額30万 補助対象 清拭用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計、布製マスク 等 </div>	【新規】
(国) 学校臨時休業対策費補助金 学校給食費返還等事業 補助率 3/4 衛生管理改善事業 補助率 2/3							

要求事項	予算要求額 千円	財源	内訳	記	令和2年度 当初予算額 千円
款項目：10-1-2 登校困難児の家庭学習支援事業 (学校教育課)	1,400	国県支金 地方 地 千円	その他 千円	1,400	【新規】
<p>登校困難児の家庭学習支援事業 1,400千円</p> <p>持病や障害による重症化リスクにより、学校の判断で登校を自粛してもらう児童生徒(保護者や本人等の判断により欠席する場合を除く。)に対し、登校できないことに伴い必要となる家庭学習等に要する経費の一部を支援するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやタブレット等の端末に要する費用 ・ インターネット上の学習教材アプリの利用に要する通信費 ・ 学校が公開する動画の閲覧等に要する通信費 ・ 学校とのテレビ会議システムを活用した交流等の通信費 等 <p>対象児童生徒 140人 次の児童生徒を見込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校及び小中学校の医療的ケア児 19人 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 121人 <p>支援金額 児童生徒一人あたり 10,000円 ・ 4/6～7/20(夏季休業まで)の3.5ヶ月を想定 ・ 積算根拠 通信料：5,500円×3.5ヶ月≒20,000円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2分の1を支援 <u>10,000円</u></p>					
<p>新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について (2文科初第222号 文科省初等中等教育局長)</p> <p>特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重症化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること</p> <p>教育活動再開に向けた登校日の設定について (2教特第330号 県立特別支援学校校長あて福岡県教育長)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登校日実施の可否については、県内の感染状況と専門家の意見に基づき、地区別に県教育委員会で決定し、5月19日までに各学校に通知する予定であること。 2 各学校においては、登校日の実施が可とされた場合、5月21日以降に実施できるよう準備を進めておくこと…(略)…なお、登校日の設定については、各学校の幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断すること。 					

要求事項	予算要求額 千円	財源	内訳	記	令和2年度 当初予算額 千円																		
款項目：10-2-2 小学校不登校対応総合推進事業 (学校教育課)	2,282	国 県 支 出 金 地 方 千 円	1,141	1,141	15,695																		
<p>◎ 小学校不登校対応総合推進事業 2,282千円</p> <p>臨時休校が長期間となっており、学校再開後(分散登校時も含む)の不登校児童及び不登校兆候児童等の増加が懸念されるため、15校に生徒指導サポーターを増員し、不登校児童の増加を抑制する。</p> <p>臨時休校や長期休業が3月9日から5月31日までの約3ヶ月に達しようとするなど長期間になっている。また、新1年生は未だ学校に登校することができていない。</p> <p>子どもたちは自宅にいたことが長くなり「メディア視聴やゲームによる生活リズムの乱れ」「学校の基盤となる集団生活や友人間コミュニケーションの希薄化」が助長されやすい環境に置かれている。</p> <p>分散登校や学校再開後の環境激変は、子どもの精神的負担となり、不登校や不登校傾向、遅刻気味や別室登校の子どもだけでなく、新たな発生を含め学校に登校することができない子どもの増加要因となる。</p> <p>不登校の原因(H30小学校・本人に係るもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>久留米市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校の人間関係に課題を抱えている</td> <td>19.1</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>あそび・非行の傾向がある</td> <td>0</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>無気力の傾向がある</td> <td>46.8</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>不安の傾向がある</td> <td>21.3</td> <td>35.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12.8</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 配置期間 6月～7月 ○ 配置人数 15人</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 951円 × 4H × 36日 × 1人 × 15校 2,055千円 労災保険 {(951円 × 4H + 400円) × 36日 × 15校} × 5/1000 11千円 通勤手当 400円 × 36日 × 15校 216千円 							久留米市	国	学校の人間関係に課題を抱えている	19.1	13.9	あそび・非行の傾向がある	0	1.1	無気力の傾向がある	46.8	26.7	不安の傾向がある	21.3	35.8	その他	12.8	22.4
	久留米市	国																					
学校の人間関係に課題を抱えている	19.1	13.9																					
あそび・非行の傾向がある	0	1.1																					
無気力の傾向がある	46.8	26.7																					
不安の傾向がある	21.3	35.8																					
その他	12.8	22.4																					
<p>不登校人数の割合の推移（小学校）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>						年度	国	市	H27	0.3	0.4	H28	0.2	0.5	H29	0.2	0.5	H30	0.3	0.7			
年度	国	市																					
H27	0.3	0.4																					
H28	0.2	0.5																					
H29	0.2	0.5																					
H30	0.3	0.7																					
<p>生徒指導サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、小学校20校に配置しており、主任児童委員や元PTA役員等が活動している。 1日4時間勤務し、不登校の児童等の自宅を家庭訪問して登校を促したり、登校後も付き添いなどきめ細かい支援を担当している。 																							

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 3 1 号議案

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申出の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申
出の臨時代理について

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申出につい
て、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求
める。

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）に係る意見の申
出について

令和 2 年度教育費 6 月補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 41,035,611	千円 173,457	千円 41,209,068
17 県支出金	2 県補助金	千円 5,225,297	千円 136,852	千円 5,362,149
20 繰入金	2 基金繰入金	千円 6,294,713	千円 99,177	千円 6,393,890





※ 「16 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額56,400千円が教育委員会分

※ 「17 国庫支出金－2 県補助金」のうち補正額△3,000千円が教育委員会分

※ 「20 繰入金－2 基金繰入金」のうち補正額△60,329千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1 教育総務費	千円 2,214,815	千円 16,219	千円 2,231,034
10 教育費	2 小学校費	千円 2,375,842	千円 46,500	千円 2,422,342
10 教育費	3 中学校費	千円 733,573	千円 1,500	千円 735,073
10 教育費	7 保健体育費	千円 291,013	千円 △97,571	千円 193,442

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
款項目：10-1-2 【戦略事業】 教育ICT活用事業 (教育ICT推進課)	16,800	8,400			8,400	◎ 教育ICT活用事業 16,800千円 ● GIGAスクールサポーターの配置 国費を活用し、ICT環境整備等の専門的な知見を有するスタッフを配置し、GIGAスクール構想の各校における円滑かつ確実な推進を図る。 【業務内容】 ① 1人1台端末の授業における活用マニュアルの作成 ② 活用マニュアルに基づく端末の使用方法的の周知 ③ データ活用の仕組みづくり、実際の授業における端末の活用支援と活用事例の収集・広報 ④ 校内情報通信ネットワーク整備支援等 【積算】 ・小学校46校に3人(東部・中部・北部) 1人当たり約15～16校 ・中学校、市立高校19校に1人 1人当たり19校 ・業務委託費 4人×700千円(月額)×6月＝16,800千円 【背景】 国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、本来4年間かけて配備される学習者用端末(約16,000台)が同時に配備される中、教員のICTに関する専門知識など学校の人的体制は不十分である。	69,800
				(国)公立学校情報機器整備補助金 補助率：1/2 【参考】公立学校情報機器整備補助金 GIGAスクールサポーター配置支援事業 ・国の標準補助額以下であれば補助率1/2 対象学校数×4校に2名×年間230万×半年× 補助率(久留米市の上限は、18,975千円) ・配分方針：上記イメージを基に自治体ごとに 標準補助額を算定			
						(GIGAスクールサポーターの業務例)  工事や納品対応  使用マニュアル (ルール)の作成  使用方法周知	
						 ICT環境整備の設計	

要 求 事 項	予 算 要 求 額 千円	財 源			内 記	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県 支出金 千円	地 方 財 源 千円	そ の 他 の 財 源 千円			
款項目：10-02-01 10-03-01 政策事業 小学校給食の充実 中学校給食の充実 (学校保健課)	46,500 1,500				46,500 1,500	◎小学校給食の充実 ◎中学校給食の充実 [現在の状況] ① 夏の給食調理室は、熱を発生する調理機器に加え、猛暑で高温多湿(最高46°C)となり、調理員にとって過酷な労働環境となっている。 ② 調理室の面積が狭いため、温度上昇が著しく高温状態が長く続く等の学校は、従事者の7割超の体調不良者が出るなど、のべ488人(R1年度)の調理員が熱中症を訴えている。 ③ 本年1月に労働基準監督署の文書指導を受けている。 [基本的な考え方] ① 小学31校、中学校1校に設置することにより、全学校の給食調理室に空調機を導入する。 ② 調理員の熱中症等の発症を防止してリスクを応急的に回避する。 ③ 将来の給食センター化を見据え、配管等を行わない転用可能な吊下式とする。 ④ 今夏の給食提供に間に合わせるため、業務委託により実施する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [事業内容] 1台150万円(工事費込み)想定 小学校31校、中学校1校 32校合計 48,000千円 </div>	819,626 30,006

空調機設置
32校
小: 31校
中: 1校

令和2年度6月補正予算 調整資料(減額補正)

市民文化部

要求事項	予算要求額 千円	財源				内訳	要 求 内 容	令和2年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その 他 千円	一般財源 千円			
款項目:10-7-1 一般事業 スポーツ大会振興事業 (体育スポーツ課)	▲ 4,200				▲ 4,200	◎紫灘旗高校弓道大会補助金 新型コロナウイルスの影響で補助対象大会(8月下旬開催予定)が中止となり、補助金の執行を行わないこととなったため、減額補正するもの。 ◎スポーツ大会振興事業費補助金 新型コロナウイルスの影響で補助対象大会の一部が中止となり、補助金の執行を行わないこととなったため、減額補正するもの。 ○久留米国際女子テニス大会(5月) 3,000千円 ⇒ 中止 ○西日本ベアグラウンドゴルフ交歓大会(10月) 800千円 ⇒ 開催未定	1,200 3,800	

令和2年度6月補正予算 調整資料(減額補正)

市民文化部

要求事項	予算要求額 千円	財源内訳			令和2年度 当初予算額 千円
		国県支 出金 千円	地方 債 千円	その他 千円	
款項目：10-7-1 戦略事業 MICE誘致推進事業 (体育スポーツ課)	▲ 93,371		▲ 3,000	▲ 60,329	▲ 30,042
<p>◎MICE誘致推進事業 ▲93,371千円 東京2020オリンピック・パラリンピックの延期に伴い、事前キャンプが延期になったことから、事業費を縮小することとなったため、減額補正するもの。</p> <p>○東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等関連事業費補助金 ▲85,473千円</p>					
(単位：千円)					
		区分	当初予算額	執行見込額	補正額
		事務局経費	3,000 千円	1,000 千円	▲ 2,000 千円
		キャンプサポート	78,333 千円	4,360 千円	▲ 73,973 千円
		PR・イベント事業	6,000 千円	1,000 千円	▲ 5,000 千円
		交流事業	1,200 千円	0 千円	▲ 1,200 千円
		協賛事業	300 千円	0 千円	▲ 300 千円
		合計	88,833 千円	6,360 千円	▲ 82,473 千円
		R2年度補助金	88,833 千円	3,360 千円	▲ 85,473 千円
		財源内訳			
		R1からの繰越金	千円	3,000 千円	千円
<p>○聖火リレー運営費負担金 ▲7,898千円 5月に予定されていた聖火リレーが延期になったことから、事業を縮小するもの。令和元年に作成していた一部ツール(のぼり、スタッフ用ユニフォーム等)の負担金のみ執行する。</p>					
		区分	当初予算額	執行見込額	補正額
		運営費負担金	9,388 千円	1,560 千円	▲ 7,828 千円
		PRツール負担金	490 千円	420 千円	▲ 70 千円
		合計	9,878 千円	1,980 千円	▲ 7,898 千円
					9,878

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 3 2 号議案

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市立学校結核対策委員会規則第3条第3項により、下記の者を久留米市立学校結核対策委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)久留米医師会の推薦 する医師	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院	令和2年5月29日～ 令和3年5月28日
	つむら なおき 津村 直幹	医療法人つむら診療所	
(2)久留米市保健所長	ないとう みちこ 内藤 美智子	久留米市保健所	
(3)久留米市保健所長の 推薦する医師	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院21	
	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院	
(4)市立学校の校長及び 養護教諭の代表者	のうどみ くみこ 納富 久美子	篠山小学校	
	かわの ゆかり 河野 縁	大善寺小学校	
	こくぶ ゆり 国分 優里	明星中学校	
(5)市職員	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課	

久留米市結核対策委員会委員新旧名簿

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 久留米医師会の推薦する医師	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院
	つむら なおき 津村 直幹	医療法人つむら診療所	つむら なおき 津村 直幹	医療法人つむら診療所
(2) 久留米市保健所長	ないとう みちこ 内藤 美智子	久留米市保健所	ないとう みちこ 内藤 美智子	久留米市保健所
(3) 久留米市保健所長の推薦する医師	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院 2 1	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院 2 1
	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院
(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者	たぐち さとこ 田口 聡子	柴刈小学校	※のうどみ くみこ ※納富 久美子	篠山小学校
	おおた まさよ 太田 昌代	城島小学校	※かわの ゆかり ※河野 縁	大善寺小学校
	しぎょう やすこ 執行 泰子	諏訪中学校	※こくぶ ゆり ※国分 優里	明星中学校
(5) 市職員	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課

※は、新任委員

久留米市立学校結核対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市立学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の指示により、本市立学校において実施される結核健診について、医学的な見地から必要な調査、審議及び助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 久留米医師会の推薦する医師
- (2) 久留米市保健所長
- (3) 久留米市保健所長の推薦する医師
- (4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 33 号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 16 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の任期が令和 2 年 6 月 30 日をもって満了するので、
新任委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
学校教育の関係者	荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	令和2年 7月1日 から 令和4年 6月30日 まで
	檜橋 関子	久留米市小学校長会	
	佐野 淳	久留米市中学校長会	
	高松 大輔	筑後地区公立高等学校等校長会	
社会教育の関係者	松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
	鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	稲益 英子	久留米市社会教育委員	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	永松 千枝	図書館ボランティア（北野図書館）	
	富田 春美	図書館ボランティア（城島図書館）	
	井上 雪乃	音声訳ボランティア せせらぎ	
	段 智久	久留米市保育協会	
学識経験のある者	権藤 智喜	久留米市議会議員	
	梅野 智美	九州大谷短期大学	
	永利 和則	日本図書館協会	
	遠山 潤	久留米大学	
	松井 恵美子	福岡県立図書館	

久留米市立図書館協議会委員 旧新対照表 (案)

旧委員名簿			新委員名簿		
区分	氏名	役職名または所属	区分	氏名	役職名または所属
学校教育 の関係者	ふじた きいちろう 藤田 喜一郎	久留米市私立幼稚園協会	学校教育 の関係者	おぎの たまえ *荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会
	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市小学校長会		ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市小学校長会
	さの あつし 佐野 淳	久留米市中学校長会		さの あつし 佐野 淳	久留米市中学校長会
	うちだ たけふみ 内田 武文	筑後地区公立高等学校等 校長会		たかまつ だいすけ *高松 大輔	筑後地区公立高等学校等 校長協会
社会教育 の関係者	さとう 佐藤 あい子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	社会教育 の関係者	まつうら しのぶ *松浦 忍	久留米男女共同参画推進 ネットワーク
	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会		とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
	いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市社会教育委員		いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	まわたり ちづこ 馬渡千鶴子	おはなしボランティア	家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	ながまつ ちえ *永松 千枝	図書館ボランティア (北野図書館)
	わたなべ まり 渡辺 眞理	おはなしボランティア		とみた はるみ *富田 春美	図書館ボランティア (城島図書館)
	おおぐし ひろこ 大櫛 廣子	点訳ボランティアきつつ き		いのうえ ゆきの *井上 雪乃	音声訳ボランティア せせらぎ
	ほさか さだひろ 保坂 貞博	久留米市保育協会		だん ともひさ *段 智久	久留米市保育協会
学識経験 のある者	ごんどう ともき 権藤 智喜	久留米市議会議員	学識経験 のある者	ごんどう ともき 権藤 智喜	久留米市議会議員
	うめの ともみ 梅野 智美	九州大谷短期大学		うめの ともみ 梅野 智美	九州大谷短期大学
	ながとし かずのり 永利 和則	日本図書館協会		ながとし かずのり 永利 和則	日本図書館協会
	とおやま じゅん 遠山 潤	久留米大学		とおやま じゅん 遠山 潤	久留米大学
	まつい えみこ 松井 恵美子	福岡県立図書館		まつい えみこ 松井 恵美子	福岡県立図書館
	べつぷ たつえ 別府 龍江	全国童話人協会			

*は新任委員、他は再任。

○久留米市立図書館協議会条例（抜粋）

昭和 5 7 年 3 月 2 9 日

久留米市条例第 1 3 号

（趣旨及び設置）

第 1 条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、[図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条](#)の規定に基づき、久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第 2 条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（委員の定数）

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20 人以内とする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

第 3 4 号 議 案

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（昭和29年久留米市教育委員会規程第3号）第4条及び第5条により、下記の者を久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	くらとみ ゆきこ 倉富 由季子	久留米市小・中学校PTA連合協議会 家庭教育委員会 1ブロック長	令和2年6月17日 ～ 令和3年1月31日
教育職員	しまばら あつし 島原 敦	久留米市立城南中学校校長	

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属(役職)	氏名	所属(役職)
学識経験者	◎ <small>たずみ かずや</small> 田住 和也	久留米市議会(議員)	◎ <small>たずみ かずや</small> 田住 和也	久留米市議会(議員)
	<small>さかい たいちろう</small> 堺 太一郎	久留米市議会(議員)	<small>さかい たいちろう</small> 堺 太一郎	久留米市議会(議員)
	<small>いしばし あき</small> 石橋 亜希	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (家庭教育委員会1ブロック長)	☆ <small>くらとみ ゆきこ</small> 倉富 由季子	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (家庭教育委員会1ブロック長)
	<small>くらなり ありさ</small> 倉成 亜梨沙	久留米立南筑高等学校PTA (副会長)	<small>くらなり ありさ</small> 倉成 亜梨沙	久留米立南筑高等学校PTA (副会長)
教育職員	<small>あなみ れいこ</small> 穴見 玲子	久留米市立小森野小学校(校長)	<small>あなみ れいこ</small> 穴見 玲子	久留米市立小森野小学校(校長)
	<small>にしだ まさのり</small> 西田 正典	久留米市立諏訪中学校(校長)	☆ <small>しまばら あつし</small> 島原 敦	久留米市立城南中学校(校長)
	<small>さとう ひろみ</small> 佐藤 裕美	福岡県教職員組合久留米支部 (労働部長)	<small>さとう ひろみ</small> 佐藤 裕美	福岡県教職員組合久留米支部 (書記長)

◎は委員長 ☆は新任委員

○久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（抜粋）

（所管事務）

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ教育職員の表彰および懲戒に関する事項について調査審議し、およびこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

（昭44教規程4・一部改正）

（委員）

第4条 委員会の委員は、教育職員のうちから3人、学識経験者のうちから4人を教育委員会が任命または委嘱する。

2 教育委員会は、必要に応じ臨時委員を任命または委嘱することができる。

（昭43教規程1・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は教育委員会が任命または委嘱する期間とする。

第 3 5 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
市立小中学校の父母 教師会の役員	<small>まつおか やすはる</small> 松岡 保治	久留米市立宮ノ陣小学校 父母教師会	令和2年 6月17日から 令和2年 11月30日まで
〃	<small>ふじよし まさみ</small> 藤吉 政美	久留米市立高牟礼中学校 父母教師会	
市立小中学校の校長	<small>あらき おさむ</small> 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校	
市立小中学校の教職員	<small>はしもと ゆみこ</small> 橋本 由美子	久留米市立長門石小学校	
市 の 職 員	<small>みやはら よしはる</small> 宮原 義治	協働推進部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	おおた よしこ 太田 佳子	〃	おおた よしこ 太田 佳子	〃
〃	たずみ かずや 田住 和也	〃	たずみ かずや 田住 和也	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃
〃	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女共同参画 推進ネットワーク	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女共同参画 推進ネットワーク
〃	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	いしばし よしみつ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校 の父母教師 会の役員	くにたけ こういち 國武 浩一	久留米市草野小学校 父母教師会	○まつおか やすはる 松岡 保治	久留米市宮ノ陣小学校 父母教師会
〃	ば ば とよかつ 馬場 豊克	久留米市立高牟礼中学校 父母教師会	○ふじよし まさみ 藤吉 政美	久留米市立高牟礼中学校 父母教師会
市立小中学 校の校長	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立下田小学校	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立下田小学校
〃	あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立小森野小学校	あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立小森野小学校
〃	えがしら のぶひと 江頭 信人	久留米市立高牟礼中学校	○あらき おさむ 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校
市立小中学 校の教職員	ふじき まゆみ 藤木 真由美	久留米市立青陵中学校	○はしもと ゆみこ 橋本 由美子	久留米市立長門石小学校
市の職員	はた みき 秦 美樹	協働推進部	○みやはら よしはる 宮原 義治	協働推進部
〃	ふかほり なおこ 深堀 尚子	子ども未来部 子ども政策課	ふかほり なおこ 深堀 尚子	子ども未来部 子ども政策課

15人／委員数

15人／委員数

[委員任期]

平成30年12月1日から令和2年11月30日（2年間）

新委員（○）の任期は令和2年6月17日から令和2年11月30日（前任者の残任期間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

(平 8 教規則 5・一部改正)

(委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平 8 教規則 5・一部改正)

### 第 3 6 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱  
について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任委員  
を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区 分                      | 氏 名               | 所 属                        | 任 期                       |
|--------------------------|-------------------|----------------------------|---------------------------|
| (2) 社会教育の関係者             | みやざき けいこ<br>宮崎 恵子 | 久留米市小・中学校<br>PTA連合協議会      | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |
|                          | やまぐち まり<br>山口 麻里  | 久留米市小・中学校<br>PTA連合協議会      |                           |
|                          | いしばし あつし<br>石橋 篤  | 福岡県教育庁<br>北筑後教育事務所         |                           |
| (3) 学校教育の関係者             | さかい まゆみ<br>堺 麻由美  | 久留米市小学校長会                  |                           |
| (5) その他教育委員会<br>が必要と認める者 | きとう あいこ<br>佐藤 あい子 | 久留米市男女平等推進セ<br>ンター利用者連絡協議会 |                           |

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区 分         | 氏 名                   | 所 属                     | 任 期                       |
|-------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|
| (1)センターの利用者 | うえの<br>上野 ともこ<br>智子   | NPO法人田主丸カル・<br>スポクラブ    | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |
| (2)社会教育の関係者 | はやしだ<br>林田 よしあき<br>義明 | 田主丸地域校区まちづく<br>り振興会連絡会議 |                           |
|             | よしおか<br>吉岡 ちか<br>千佳   | 久留米市1ブロック小中<br>PTA協議会   |                           |
| (3)学校教育の関係者 | ひぐち<br>樋口 まさみち<br>正道  | 田主丸事務所管内小・中<br>学校長連絡会   |                           |

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区 分          | 氏 名              | 所 属         | 任 期                       |
|--------------|------------------|-------------|---------------------------|
| (3) 学校教育の関係者 | たはら よしこ<br>田原 佳子 | 弓削小学校校長     | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |
|              | こが めぐみ<br>古賀 芽美  | 北野中学校PTA書記  |                           |
|              | きくち ともよ<br>菊池 智代 | 北野小学校PTA副会長 |                           |

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区 分                      | 氏 名                                                | 所 属      | 任 期                       |
|--------------------------|----------------------------------------------------|----------|---------------------------|
| (3) 学校教育の関係者             | <small>ならはし</small><br>檜橋 <small>えつこ</small><br>閱子 | 城島小中学校長会 | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |
| (5) その他教育委員会<br>が必要と認める者 | <small>くきはら</small><br>久木原 <small>けい</small><br>慶  | 教育部城島事務所 |                           |

久留米市三潞生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市三潞生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

| 区 分          | 氏 名               | 所 属                 | 任 期                       |
|--------------|-------------------|---------------------|---------------------------|
| (2) 社会教育の関係者 | いむら なおき<br>井村 直樹  | 三潞町小中学校<br>父母教師会連絡会 | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |
| (3) 学校教育の関係者 | たなか よしゆき<br>田中 佳幸 | 久留米市立三潞中学校<br>校長    |                           |
|              | はしもと まゆみ<br>橋本 真弓 | 久留米市立三潞小学校<br>教頭    |                           |

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

| 区 分                  | 旧 名 簿               |                        | 新 名 簿               |                        |
|----------------------|---------------------|------------------------|---------------------|------------------------|
|                      | 氏 名                 | 所 属                    | 氏 名                 | 所 属                    |
| (1) センターの利用者         | かわしま よしこ<br>川島 芳子   | 久留米市生涯学習センター利用者の会      | かわしま よしこ<br>川島 芳子   | 久留米市生涯学習センター利用者の会      |
|                      | きのした ひとし<br>木下 等    | 久留米市生涯学習センター利用者の会      | きのした ひとし<br>木下 等    | 久留米市生涯学習センター利用者の会      |
| (2) 社会教育の関係者         | とりごえ ただひろ<br>鳥越 忠廣  | 久留米市校区まちづくり連絡協議会       | とりごえ ただひろ<br>鳥越 忠廣  | 久留米市校区まちづくり連絡協議会       |
|                      | りゅうとう きょうこ<br>龍頭 京子 | 久留米市子ども会連合会            | りゅうとう きょうこ<br>龍頭 京子 | 久留米市子ども会連合会            |
|                      | いけだ ひろこ<br>池田 博子    | 久留米市女性の会婦人会連絡協議会       | いけだ ひろこ<br>池田 博子    | 久留米市女性の会婦人会連絡協議会       |
|                      | むとう すずこ<br>武藤 鈴子    | 久留米市小・中学校PTA連合協議会      | ※みやざま けいこ<br>※宮崎 恵子 | 久留米市小・中学校PTA連合協議会      |
|                      | たなか さゆり<br>田中小百合    | 久留米市小・中学校PTA連合協議会      | ※やまぐち まり<br>※山口 麻里  | 久留米市小・中学校PTA連合協議会      |
|                      | もろいし ひさと<br>諸石 壽人   | 久留米連合文化会               | もろいし ひさと<br>諸石 壽人   | 久留米連合文化会               |
|                      | べつぷ まさひろ<br>別府 正宏   | 社会福祉法人<br>久留米市社会福祉協議会  | べつぷ まさひろ<br>別府 正宏   | 社会福祉法人<br>久留米市社会福祉協議会  |
|                      | ふじきわ かこ<br>藤木和歌子    | 久留米男女共同参画推進ネットワーク      | ふじきわ かこ<br>藤木和歌子    | 久留米男女共同参画推進ネットワーク      |
|                      | やの くにはこ<br>矢野 邦彦    | 福岡県教育庁北筑後教育事務所         | ※いしばし あつし<br>※石橋 篤  | 福岡県教育庁北筑後教育事務所         |
| (3) 学校教育の関係者         | めの みき<br>目野 美紀      | 久留米市小学校長会              | ※さかい まゆみ<br>※堺 麻由美  | 久留米市小学校長会              |
|                      | さかい ゆたか<br>坂井 豊     | 久留米市中学校長会              | さかい ゆたか<br>坂井 豊     | 久留米市中学校長会              |
| (4) 学識経験者            | さとう しょうじ<br>佐藤 晶二   | 久留米市議会議員               | さとう しょうじ<br>佐藤 晶二   | 久留米市議会議員               |
|                      | きくたけ しょうごう<br>菊竹 章剛 | 特定非営利活動法人<br>久留米音楽協会   | きくたけ しょうごう<br>菊竹 章剛 | 特定非営利活動法人<br>久留米音楽協会   |
| (5) その他教育委員会が必要と認める者 | ほった とみこ<br>堀田 富子    | 久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会 | ※さとう あい子<br>※佐藤 あい子 | 久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会 |

※は新任委員



久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

| 区 分             | 旧名簿                |                             | 新名簿（R2.7.1～）         |                             |
|-----------------|--------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|
|                 | 氏 名                | 所 属                         | 氏 名                  | 所 属                         |
| (1)センターの<br>利用者 | ちよだ かずよし<br>千代田 一祥 | 田主丸町文化協会                    | ちよだ かずよし<br>千代田 一祥   | 田主丸町文化協会                    |
|                 | こが りょうじ<br>古賀 亮治   | 田主丸地域民生委員<br>・児童委員協議会       | ※うえの ともこ<br>※上野 智子   | NPO法人田主丸カ<br>ル・スポクラブ        |
| (2)社会教育の<br>関係者 | うえむら たかのり<br>上村 隆則 | 田主丸地域校区<br>まちづくり振興会<br>連絡会議 | ※はやしだ よしあき<br>※林田 義明 | 田主丸地域校区<br>まちづくり振興会<br>連絡会議 |
|                 | ほらだ ひろこ<br>原田 弘子   | 久留米市1ブロック<br>小中PTA協議会       | ※よしおか ちか<br>※吉岡 千佳   | 久留米市1ブロック<br>小中PTA協議会       |
|                 | こにし ひろえ<br>小西 裕也   | 久留米市スポーツ<br>推進委員連絡協議会       | こにし ひろえ<br>小西 裕也     | 久留米市スポーツ<br>推進委員連絡協議会       |
|                 | うえむら よしみ<br>上村 好   | 田主丸体育振興協会                   | うえむら よしみ<br>上村 好     | 田主丸体育振興協会                   |
|                 | こばやし せいこ<br>小林 整子  | 田主丸町商工会                     | こばやし せいこ<br>小林 整子    | 田主丸町商工会                     |
|                 | やました いせこ<br>山下 イセ子 | 田主丸町地域婦人<br>会連絡協議会          | やました いせこ<br>山下 イセ子   | 田主丸町地域婦人<br>会連絡協議会          |
| (3)学校教育の<br>関係者 | たぐち きとこ<br>田口 聡子   | 田主丸事務所管内<br>小・中学校長連絡会       | ※ひぐち まさみち<br>※樋口 正道  | 田主丸事務所管内<br>小・中学校長連絡会       |
| (4)学識経験者        | さかい たいちろう<br>堺 太一郎 | 久留米市議会議員                    | さかい たいちろう<br>堺 太一郎   | 久留米市議会議員                    |

※は新任委員

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

| 区 分         | 現行委員名簿              |                                 | 新委員名簿（令和2年7月1日～）    |                                 |
|-------------|---------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|
|             | 氏 名                 | 役職名又は所属                         | 氏 名                 | 役職名又は所属                         |
| (1)センターの利用者 | いしだ かずひろ<br>石田 和宏   | 男性料理「オニオン」、<br>ギター「ダ・カーポ」<br>他  | いしだ かずひろ<br>石田 和宏   | 男性料理「オニオン」、<br>ギター「ダ・カーポ」<br>他  |
|             | ひぐち けいこ<br>樋口 恵子    | 着付け「麻の葉会」                       | ひぐち けいこ<br>樋口 恵子    | 着付け「麻の葉会」                       |
|             | わきだ あつし<br>脇田 篤     | 北野風流太鼓「轍」                       | わきだ あつし<br>脇田 篤     | 北野風流太鼓「轍」                       |
|             | よこやま りか<br>横山 里香    | 北野生涯学習センター<br>講座講師、書道サークル<br>講師 | よこやま りか<br>横山 里香    | 北野生涯学習センター<br>講座講師、書道サークル<br>講師 |
| (2)社会教育の関係者 | ならはら ふくみ<br>楢原 福美   | 弓削校区まちづくり<br>振興会会長              | ならはら ふくみ<br>楢原 福美   | 弓削校区まちづくり<br>振興会会長              |
|             | のぐち とよたか<br>野口 豊敬   | 弓削校区まちづくり<br>振興会事務局長            | のぐち とよたか<br>野口 豊敬   | 弓削校区まちづくり<br>振興会事務局長            |
|             | なぎの としみつ<br>薙野 敏光   | 久留米市北野町文化協<br>会会長               | なぎの としみつ<br>薙野 敏光   | 久留米市北野町文化協<br>会会長               |
|             | ながまつ ちえ<br>永松 千枝    | 久留米市北野女性の会<br>会長                | ながまつ ちえ<br>永松 千枝    | 久留米市北野女性の会<br>会長                |
|             | ぎょうとく ノリ子<br>行徳 ノリ子 | 北野町老人クラブ連<br>合会女性部長             | ぎょうとく ノリ子<br>行徳 ノリ子 | 北野町老人クラブ連<br>合会女性部長             |
| (3)学校教育の関係者 | うちだ りゅうじ<br>内田 隆次   | 北野中学校校長                         | うちだ りゅうじ<br>内田 隆次   | 北野中学校校長                         |
|             | のぐち こうはく<br>野口 孝伯   | 北野小学校校長                         | たはら よしこ<br>※田原 佳子   | 弓削小学校校長                         |
|             | とこしま ひろこ<br>床嶋 弘子   | 北野中学校 P T A 書<br>記              | こ が めぐみ<br>※古賀 芽美   | 北野中学校 P T A 書<br>記              |
|             | おか な おみ<br>岡 奈央美    | 北野小学校 P T A 副<br>会長             | きくち ともよ<br>※菊池 智代   | 北野小学校 P T A 副<br>会長             |
| (4)学識経験者    | なじま じょうじ<br>南島 成司   | 久留米市議会議員                        | なじま じょうじ<br>南島 成司   | 久留米市議会議員                        |

※は新任委員

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

| 区分                       | 旧 名 簿               |                     | 新 名 簿 (R2.7.1～)     |                     |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                          | 氏 名                 | 所 属                 | 氏 名                 | 所 属                 |
| (1) センターの利用者             | おの さとえ<br>小野 里江     | 城島町保育園連盟            | おの さとえ<br>小野 里江     | 城島町保育園連盟            |
|                          | しげまつ ゆきと<br>重松 幸登   | 久留米南部商工会            | しげまつ ゆきと<br>重松 幸登   | 久留米南部商工会            |
|                          | さとう りえこ<br>佐藤 理恵子   | 福岡大城農業協同組<br>合      | さとう りえこ<br>佐藤 理恵子   | 福岡大城農業協同組<br>合      |
| (2) 社会教育の関係者             | きかい ふみこ<br>境 二三子    | 城島文化協会              | きかい ふみこ<br>境 二三子    | 城島文化協会              |
|                          | しげよう ようこ<br>執行 洋子   | 城島文化協会              | しげよう ようこ<br>執行 洋子   | 城島文化協会              |
|                          | の と まどか<br>納戸 圓子    | 城島町老人クラブ<br>連合会     | の と まどか<br>納戸 圓子    | 城島町老人クラブ<br>連合会     |
|                          | ちよ しま けん<br>千代島 賢   | 久留米市城島町P T<br>A連絡会  | ちよ しま けん<br>千代島 賢   | 久留米市城島町P T<br>A連絡会  |
| (3) 学校教育の関係者             | めの みき<br>目野 美紀      | 城島町小中学校長会           | ※ならはし えつこ<br>檜橋 蘭子  | 城島小中学校長会            |
|                          | よしざき りゅういち<br>吉崎 隆一 | 城島地域幼稚園             | よしざき りゅういち<br>吉崎 隆一 | 城島地域幼稚園             |
| (4) 学識経験者                | いけぐち たかし<br>池口 隆    | 城島地域校区まちづ<br>くり連絡会議 | いけぐち たかし<br>池口 隆    | 城島地域校区まちづ<br>くり連絡会議 |
|                          | いちかわ こういち<br>市川 廣一  | 久留米市議会              | いちかわ こういち<br>市川 廣一  | 久留米市議会              |
| (5) [その他教育教育委員会が必要と認める者] | やました しこう<br>山下 士功   | 教育部城島事務所            | ※くきはら けい<br>久木原 慶   | 教育部城島事務所            |

※は新任委員

久留米市三潯生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

| 区分                   | 旧名簿                |                      | 新名簿                 |                      |
|----------------------|--------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
|                      | 氏名                 | 所属                   | 氏名                  | 所属                   |
| (1) センターの利用者         | はらたけ ちづこ<br>原武 千津子 | 三潯文化協会               | はらたけ ちづこ<br>原武 千津子  | 三潯文化協会               |
|                      | うちだ すなを<br>内田 すなを  | 三潯文化協会               | うちだ すなを<br>内田 すなを   | 三潯文化協会               |
|                      | てらさき ふみこ<br>寺崎 文子  | 三潯文化協会               | てらさき ふみこ<br>寺崎 文子   | 三潯文化協会               |
|                      | ひらお みつり<br>平尾 光位   | 三潯町尚寿会               | ひらお みつり<br>平尾 光位    | 三潯町尚寿会               |
|                      | わたなべ みやこ<br>渡邊 美也子 | 三潯町<br>レクリエーション協会    | わたなべ みやこ<br>渡邊 美也子  | 三潯町<br>レクリエーション協会    |
| (2) 社会教育の関係者         | おおつ しずお<br>大津 静生   | 三潯町小中学校<br>父母教師会連絡会  | ※ いむら なおき<br>井村 直樹  | 三潯町小中学校<br>父母教師会連絡会  |
| (3) 学校教育の関係者         | やまくち としお<br>山口 登志雄 | 久留米市立<br>三潯中学校校長     | ※ たなか よしゆき<br>田中 佳幸 | 久留米市立<br>三潯中学校校長     |
|                      | えぐち やよみ<br>江口 やよみ  | 久留米市立<br>西牟田小学校長     | ※ はしもと まゆみ<br>橋本 真弓 | 久留米市立<br>三潯小学校教頭     |
| (4) 学識経験者            | たなか りょうすけ<br>田中 良介 | 久留米市議会議員             | たなか りょうすけ<br>田中 良介  | 久留米市議会議員             |
|                      | たなか としひろ<br>田中 俊博  | 前久留米市<br>代表監査委員      | たなか としひろ<br>田中 俊博   | 前久留米市<br>代表監査委員      |
| (5) その他教育委員会が必要と認める者 | やました かずよ<br>山下 和代  | 三潯体育振興協会             | やました かずよ<br>山下 和代   | 三潯体育振興協会             |
|                      | たなか くにひこ<br>田中 國比古 | 犬塚校区まちづくり<br>振興会     | たなか くにひこ<br>田中 國比古  | 犬塚校区まちづくり<br>振興会     |
|                      | こが ふみお<br>古賀 文雄    | 三潯校区まちづくり<br>振興会     | こが ふみお<br>古賀 文雄     | 三潯校区まちづくり<br>振興会     |
|                      | たがわ ひでかず<br>田川 英和  | 西牟田校区まちづくり<br>振興会    | たがわ ひでかず<br>田川 英和   | 西牟田校区まちづくり<br>振興会    |
|                      | よしただ とみお<br>吉武 富男  | 三潯地区民生委員・<br>児童委員協議会 | よしただ とみお<br>吉武 富男   | 三潯地区民生委員・<br>児童委員協議会 |

※は新任委員

○ 久留米市生涯学習センター条例（抜粋）

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

（運営委員会の設置）

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

| 生涯学習センター        | 運営委員会                |
|-----------------|----------------------|
| 久留米市野中生涯学習センター  | 久留米市野中生涯学習センター運営委員会  |
| 久留米市田主丸生涯学習センター | 久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会 |
| 久留米市北野生涯学習センター  | 久留米市北野生涯学習センター運営委員会  |
| 久留米市城島生涯学習センター  | 久留米市城島生涯学習センター運営委員会  |
| 久留米市三潁生涯学習センター  | 久留米市三潁生涯学習センター運営委員会  |

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

○ 久留米市生涯学習センター運営委員会規則（抜粋）

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

| 委員会                  | 定数    |
|----------------------|-------|
| 久留米市生涯学習センター運営委員会    | 20人以内 |
| 久留米市野中生涯学習センター運営委員会  | 15人以内 |
| 久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会 | 15人以内 |
| 久留米市北野生涯学習センター運営委員会  | 15人以内 |
| 久留米市城島生涯学習センター運営委員会  | 15人以内 |
| 久留米市三潞生涯学習センター運営委員会  | 15人以内 |

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 37 号議案

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 16 日

教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の辞任に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（平成17年久留米市教育委員会規則第35号）第3条の規定により、下記の者を久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員に任命する。

記

| 区 分       | 氏 名                                         | 所 属       | 任 期                       |
|-----------|---------------------------------------------|-----------|---------------------------|
| (3) 学識経験者 | <small>ひぐち</small> 樋口 <small>けいこ</small> 恵子 | 城島町小中学校長会 | 令和2年7月1日から<br>令和3年6月30日まで |



久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

| 区分                       | 旧 名 簿           |                     | 新 名 簿 (R2.7.1～) |                     |
|--------------------------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------------|
|                          | 氏 名             | 所 属                 | 氏 名             | 所 属                 |
| (1) センターの利用者             | おの 小野 さとえ 里江    | 城島町保育園連盟            | おの 小野 さとえ 里江    | 城島町保育園連盟            |
|                          | えがみ 江上 かずこ 和子   | グループ野火              | えがみ 江上 かずこ 和子   | グループ野火              |
|                          | くまがい 熊谷 あきら 明   | クラシックギター<br>サークル    | くまがい 熊谷 あきら 明   | クラシックギター<br>サークル    |
| (2) 天体に深い関心と<br>知識を持つ者   | にしやま 西山 こういち 浩一 | 天文台ボランティア           | にしやま 西山 こういち 浩一 | 天文台ボランティア           |
|                          | かまち 蒲池 みのる 稔    | 天文台ボランティア           | かまち 蒲池 みのる 稔    | 天文台ボランティア           |
|                          | はた 波多 ひでひろ 英寛   | 熊本大学大学院<br>先端科学研究部  | はた 波多 ひでひろ 英寛   | 熊本大学大学院<br>先端科学研究部  |
| (3) 学識経験者                | はら 原 まなぶ 学      | 久留米市議会              | はら 原 まなぶ 学      | 久留米市議会              |
|                          | さとう 佐藤 なおこ 直子   | 城島町小中学校長会           | ※ひぐち 樋口 けいこ 恵子  | 城島町小中学校長会           |
|                          | ならはし 櫛橋 えつこ 蘭子  | 城島町小中学校長会           | ならはし 櫛橋 えつこ 蘭子  | 城島町小中学校長会           |
| (4) その他教育委員会が<br>必要と認める者 | えのもと 榎本 みつひさ 満久 | 城島地域校区<br>まちづくり連絡会議 | えのもと 榎本 みつひさ 満久 | 城島地域校区<br>まちづくり連絡会議 |
|                          | ちよじま 千代島 けん 賢   | 久留米市城島町<br>P T A連絡会 | ちよじま 千代島 けん 賢   | 久留米市城島町<br>P T A連絡会 |
|                          | さとう 佐藤 りえこ 理恵子  | 福岡大城農業<br>協同組合      | さとう 佐藤 りえこ 理恵子  | 福岡大城農業<br>協同組合      |
|                          | いまむら 今村 てるよ 昭代  | 久留米南部商工会            | いまむら 今村 てるよ 昭代  | 久留米南部商工会            |
|                          | たなか 田中 よしこ 美子   | 勤労女性代表              | たなか 田中 よしこ 美子   | 勤労女性代表              |
|                          | さかい 酒井 かおり 香    | 久留米市男女<br>平等推進センター  | さかい 酒井 かおり 香    | 久留米市男女<br>平等推進センター  |
|                          | くさの 草野 ゆきひろ 幸洋  | 久留米市労政課             | くさの 草野 ゆきひろ 幸洋  | 久留米市労政課             |

※は新任委員

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成27年4月1日

久留米市教育委員会規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例(平成16年久留米市条例第112号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市城島ふれあいセンター条例(抜粋)

平成16年12月28日

久留米市条例第112号

(運営委員会)

第15条第13条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 38 号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 16 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項により、  
下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

| 区 分     | 氏 名                   | 所 属                    | 任 期                                  |
|---------|-----------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 学校教育関係者 | さかい ま ゆ み<br>堺 麻 由 美  | 久留米市小学校長会              | 令和2年 7月 1日<br>から<br>令和2年11月30日<br>まで |
| 社会教育関係者 | うち だ あ き こ<br>内 田 明 子 | 久留米市小・中学校<br>PTA 連合協議会 |                                      |

## 久留米市社会教育委員新旧対照表

| 区 分     | 旧名簿                 |                        | 新名簿 (R2. 7. 1～)       |                        |
|---------|---------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
|         | 氏 名                 | 所 属                    | 氏 名                   | 所 属                    |
| 学校教育関係者 | えぐち やよみ<br>江口 やよみ   | 久留米市小学校長会              | ※ さかい まゆみ<br>※ 堺 麻由美  | 久留米市小学校長会              |
| 社会教育関係者 | ふかやま かずよし<br>深山 和義  | 久留米市校区まちづくり連絡協議会       | ふかやま かずよし<br>深山 和義    | 久留米市校区まちづくり連絡協議会       |
|         | おおくぼ やすひろ<br>大久保 康博 | 久留米市子ども会連合会            | おおくぼ やすひろ<br>大久保 康博   | 久留米市子ども会連合会            |
|         | ながまつ ちえ<br>永松 千枝    | 久留米市女性の会<br>婦人会連絡協議会   | ながまつ ちえ<br>永松 千枝      | 久留米市女性の会<br>婦人会連絡協議会   |
|         | ひらき けんご<br>平木 健悟    | 久留米市小・中学校<br>PTA 連絡協議会 | ※ うちだ あきこ<br>※ 内田 明子  | 久留米市小・中学校<br>PTA 連絡協議会 |
|         | さとう みつよし<br>佐藤 光義   | 久留米市体育協会               | さとう みつよし<br>佐藤 光義     | 久留米市体育協会               |
| 家庭教育関係者 | いなます ひでこ<br>稲益 英子   | 久留米市民生委員<br>児童委員協議会    | ◎ いなます ひでこ<br>◎ 稲益 英子 | 久留米市民生委員<br>児童委員協議会    |
| 学識経験者   | なじま じょうじ<br>南島 成司   | 久留米市議会議員               | なじま じょうじ<br>南島 成司     | 久留米市議会議員               |
|         | えむら りな<br>江村 理奈     | 久留米大学                  | えむら りな<br>江村 理奈       | 久留米大学                  |
|         | しいやま かつみ<br>椎山 克己   | 久留米信愛短期大学              | しいやま かつみ<br>椎山 克己     | 久留米信愛短期大学              |

※は、新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、任期が平成 31 年  
2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 0 号議案

第 1 次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び久留米市立  
小学校の廃止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

第 1 次久留米市立小学校統合基本計画【案】について保護者や地域と協議を重ねた結果、合意が得られたため、第 1 次久留米市立小学校統合基本計画を決定し、本計画の対象校である、久留米市立下田小学校及び久留米市立浮島小学校を廃止するものである。

# 第 1 次久留米市立小学校統合基本計画

令和 2 年 6 月

久留米市教育委員会



## 目次

### 本編

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第1次久留米市立小学校統合基本計画について | 1 |
| 1 統合の対象校              | 2 |
| 2 統合の組み合わせ            | 2 |
| 3 統合の方式、学校の名称及び位置     | 3 |
| 4 統合の進め方              | 3 |
| 5 統合の実施時期             | 4 |
| 6 統合後の新たな学校づくり        | 4 |

### 資料編

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について | 1  |
| 2 統合の組み合わせについて             | 3  |
| 3 統合の実施時期として考慮すべき事項について    | 9  |
| 4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について  | 10 |
| 5 城島地域5小学校の校区図について         | 13 |

# 本編

## 第1次久留米市立小学校統合基本計画について

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における最優先の対応が必要な学校は、既に複式学級が発生し、固定化している学校とし、その対応の基本方策は、学校の統合としています。

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」は、この方針に基づき、小規模化する市立小学校の課題等への対応における第1次計画として、複式学級校を対象とした速やかな学校統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定めたものです。

また、本計画は、市教育委員会における計画【案】を統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等に提示し、協議・調整等を経た上で、決定しました。

令和2年6月 久留米市教育委員会

## 1 統合の対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づく最優先の対応として、速やかに、必要となる学校規模を確保するために、既に複式学級を編制している学校を統合の対象校とします。

### 【統合の対象校】

| 統合の対象校 | 複式学級編制の状況                   |
|--------|-----------------------------|
| 浮島小学校  | 平成19年度より編制し固定化している          |
| 下田小学校  | 平成28年度より編制し固定化・拡大することが見込まれる |

## 2 統合の組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合により、児童の学習面や生活面の向上が図られるなど、教育的な効果が高い組み合わせとします。

### 【統合の組み合わせ】

| 統合の対象校 | 統合の組み合わせ         |
|--------|------------------|
| 浮島小学校  | 両校とも<br>城島小学校と統合 |
| 下田小学校  |                  |

### 3 統合の方式、学校の名称及び位置

速やかに、より良い教育条件・教育環境を整え、必要となる学校規模を確保するために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入方式による統合とします。

したがって、統合後の学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

#### 【統合の方式】

| 統合対象校 | 統合の方式              |
|-------|--------------------|
| 浮島小学校 | 両校とも<br>城島小学校に編入統合 |
| 下田小学校 |                    |

#### 【統合後の学校の名称及び位置】

| 統合後の学校 |                |
|--------|----------------|
| 名称     | 位置             |
| 城島小学校  | 久留米市城島町城島320番地 |

### 4 統合の進め方

具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

#### 【統合の進め方】

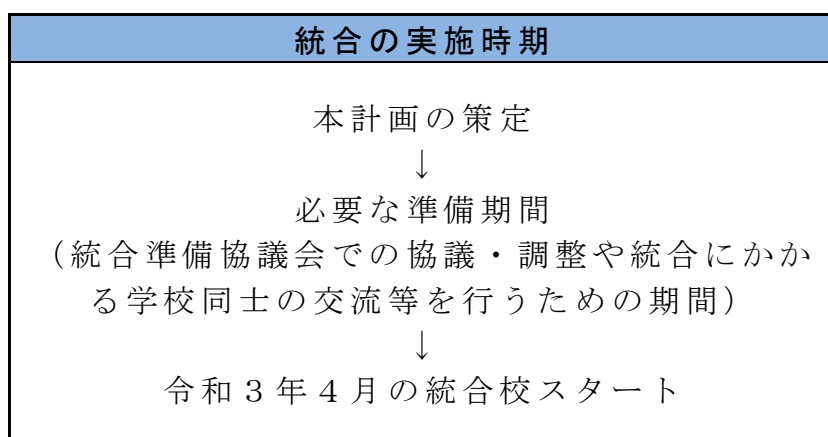
| 統合の進め方                                      |
|---------------------------------------------|
| 円滑に進めるために統合準備協議会を設置<br>(学校・保護者・地域住民の方々等で構成) |

## 5 統合の実施時期

統合の実施時期は、令和3年4月1日とします。

また、統合準備協議会による具体的な協議・調整や、統合にかかる学校同士の児童や教職員等が事前に交流を行うなどの時間を確保するため、本計画の策定後、必要な準備期間を設けた上で、統合を実施します。

### 【統合の実施時期】



## 6 統合後の新たな学校づくり

主に3つの分野を重点分野として、統合後の新たな学校づくりに取り組みます。

### 【統合後の新たな学校づくり】

| 重点分野  | 取組の内容                     |
|-------|---------------------------|
| 重点分野1 | 児童の安全・安心のための取組            |
| 重点分野2 | 学校の一体感の醸成を目指した魅力ある教育活動の展開 |
| 重点分野3 | 学校や地域の伝統を継承していくための取組      |

## 資料編

## 1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校の昭和50年度から令和2年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなっています。

### (1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

| 年度  | 浮島小 |    | 下田小 |    | 年度  | 浮島小    |    | 下田小    |    |
|-----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|--------|----|
|     | 児童  | 学級 | 児童  | 学級 |     | 児童     | 学級 | 児童     | 学級 |
| S50 | 79  | 6  | 112 | 6  | H10 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S51 | 72  | 6  | 111 | 6  | H11 | 67     | 6  | 61     | 6  |
| S52 | 73  | 6  | 111 | 6  | H12 | 61     | 6  | 57     | 6  |
| S53 | 72  | 6  | 110 | 6  | H13 | 63     | 6  | 60     | 6  |
| S54 | 68  | 6  | 107 | 6  | H14 | 64     | 6  | 63     | 6  |
| S55 | 75  | 6  | 97  | 6  | H15 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S56 | 72  | 6  | 96  | 6  | H16 | 57     | 6  | 70     | 6  |
| S57 | 87  | 6  | 89  | 6  | H17 | 53     | 6  | 77     | 6  |
| S58 | 85  | 6  | 80  | 6  | H18 | 47     | 6  | 87     | 6  |
| S59 | 95  | 6  | 68  | 6  | H19 | 42     | 4  | 87     | 6  |
| S60 | 98  | 6  | 64  | 6  | H20 | 36     | 4  | 94     | 6  |
| S61 | 90  | 6  | 72  | 6  | H21 | 29     | 3  | 77     | 6  |
| S62 | 86  | 6  | 73  | 6  | H22 | 26     | 3  | 82     | 6  |
| S63 | 84  | 6  | 81  | 6  | H23 | 20     | 3  | 71     | 6  |
| H1  | 78  | 6  | 81  | 6  | H24 | 22     | 3  | 68     | 6  |
| H2  | 81  | 6  | 83  | 6  | H25 | 16     | 3  | 57     | 6  |
| H3  | 75  | 6  | 88  | 6  | H26 | 22(20) | 3  | 56(44) | 6  |
| H4  | 79  | 6  | 83  | 6  | H27 | 32(25) | 4  | 65(49) | 6  |
| H5  | 73  | 6  | 92  | 6  | H28 | 34(28) | 4  | 46(33) | 5  |
| H6  | 70  | 6  | 83  | 6  | H29 | 35(29) | 4  | 43(28) | 4  |
| H7  | 77  | 6  | 85  | 6  | H30 | 28(21) | 3  | 41(27) | 4  |
| H8  | 66  | 6  | 81  | 6  | R1  | 26(21) | 3  | 42(30) | 4  |
| H9  | 64  | 6  | 74  | 6  | R2  | 22(15) | 3  | 38(33) | 4  |

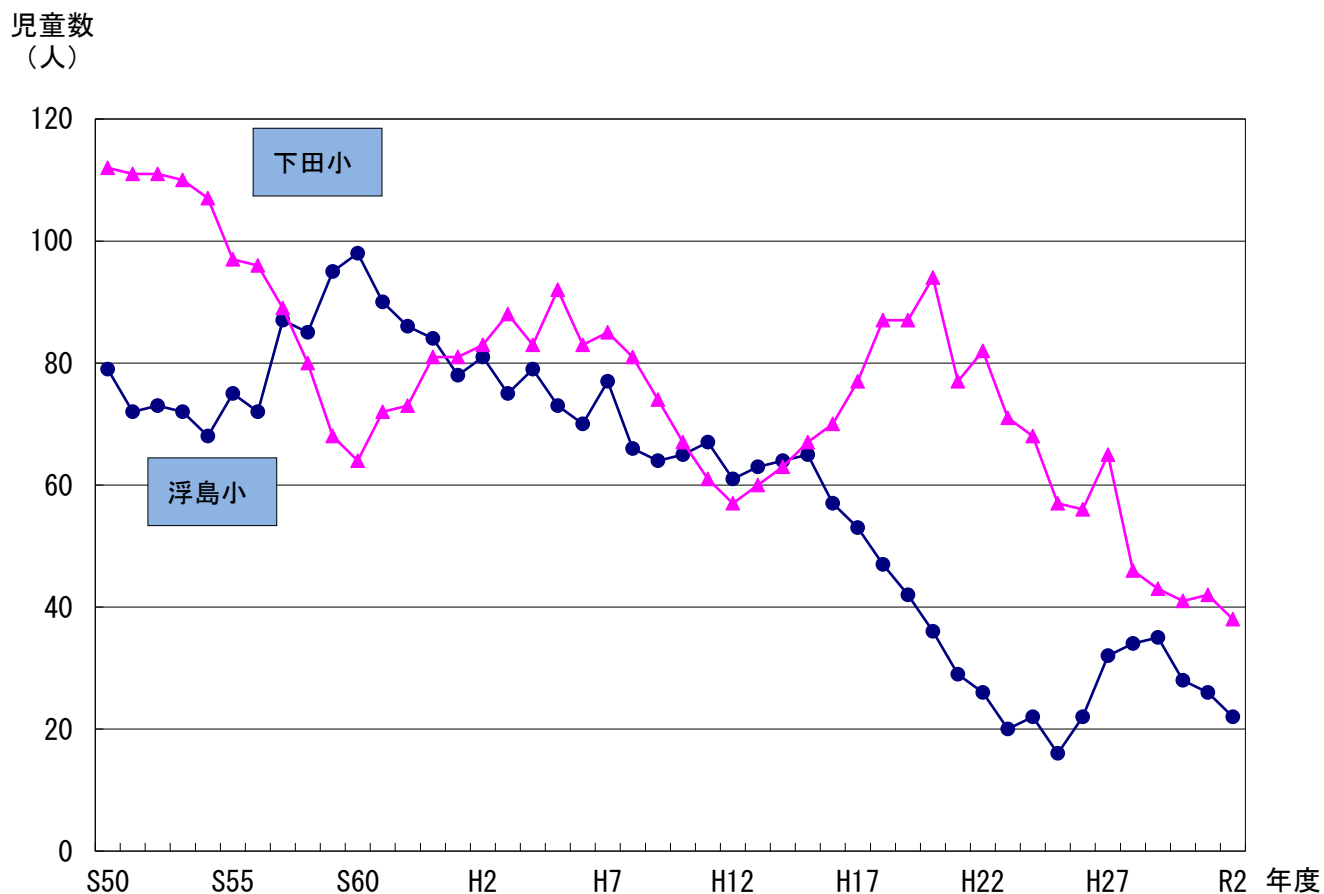
注)

- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
- ・H26～R2における（）は小規模特認校児童を除いた児童数
- ・学級数；通常学級数のみで特別支援学級数は除きます



## (2) 統合の対象校における児童数の推移グラフ

浮島小学校と下田小学校ともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。



凡例)

- ・ 浮島小学校 ; —●—
- ・ 下田小学校 ; —▲—

## 2 統合の組み合わせについて

### (1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校及びその隣接する各小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

#### ①浮島小学校

|           | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計  |
|-----------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 学級数       | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3   |
| 児童数       | 2    | 3   | 1    | 7   | 1    | 6   | 20  |
| 1学級当りの児童数 | 5    |     | 8    |     | 7    |     | 6.6 |

#### ②青木小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 104  |
| 1学級当りの児童数 | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 17.3 |

#### ③下田小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計  |
|-----------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 学級数       | 1   | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4   |
| 児童数       | 6   | 4   | 7    | 7   | 5    | 8   | 37  |
| 1学級当りの児童数 | 6   | 4   | 14   |     | 13   |     | 9.3 |

#### ④城島小学校

|           | 1年生 | 2年生  | 3年生 | 4年生  | 5年生 | 6年生  | 合計   |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|------|------|
| 学級数       | 1   | 2    | 1   | 2    | 1   | 2    | 9    |
| 児童数       | 32  | 37   | 37  | 43   | 35  | 43   | 227  |
| 1学級当りの児童数 | 32  | 18.5 | 37  | 21.5 | 35  | 21.5 | 25.2 |

注)

- ・令和2年5月1日現在の各学校の児童数・学級数(通常学級のみ)
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します

## (2) 必要な学校規模を確保するための2つの統合案

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校において、速やかに、必要な学校規模（1学年1学級以上（学校全体で6学級以上）の規模を確保するための統合を実施する場合、以下のような2案が考えられます。

### 案1

#### ●浮島小を青木小に統合し、下田小を城島小に統合する案

##### ○浮島小→青木小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 21  | 18  | 16  | 19  | 25  | 23  | 122  |
| 1学級当りの児童数 | 21  | 18  | 16  | 19  | 25  | 23  | 20.3 |

##### ○下田小→城島小

|           | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 2    | 2   | 2    | 2   | 2   | (2) | 12   |
| 児童数       | 45   | 38  | 41   | 44  | 50  | 40  | 258  |
| 1学級当りの児童数 | 22.5 | 19  | 20.5 | 22  | 25  | 40  | 24.8 |

### 案2

#### ●浮島小と下田小を城島小に統合する案

##### ○浮島小・下田小→城島小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生  | 5年生  | 6年生  | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 学級数       | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    | 2    | 12   |
| 児童数       | 50  | 40  | 44  | 45   | 57   | 41   | 277  |
| 1学級当りの児童数 | 25  | 20  | 22  | 22.5 | 28.5 | 20.5 | 23.1 |

注)

- ・令和2年5月1日現在の各学校の児童数・学級数（通常学級のみ）をもとに、令和3年4月1日の推計値を算出しています
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します
- ・**案1**下田小→城島小の6年生の学級数(2)は、学校統合に伴う県の加配教員1名の配置を想定しています

(3) 2つの統合案の評価・比較について

案1及び案2について、以下の項目について、評価・比較しました。

● 統合案の評価・比較の項目表

| 大項目           | 中項目              | 小項目（評価・比較の視点）     |
|---------------|------------------|-------------------|
| 統合の効果         | 学習面の向上           | 教育活動の拡充           |
|               |                  | 児童の組織的活動の拡充       |
|               | 生活面の向上           | 児童の社会的経験の場の拡充     |
|               |                  | 児童の人間関係固定化の解消     |
|               |                  | 児童と教員の心理的距離の確保    |
|               | 学校運営の改善・向上       | 学校の組織的運営の充実       |
|               |                  | 学校経営の安定化の向上       |
|               |                  | 教職員の校務分掌の分散       |
|               |                  | バランスが取れた教職員の配置    |
|               | 学校規模の確保          | 望ましい学校規模の確保       |
|               |                  | 必要となる学校規模の確保      |
|               | 通学の安全確保と支援の対応    | 通学路の安全確保          |
|               |                  | 通学支援の実施           |
|               | 環境変化への対応         | 交流学习や合同行事等の実施     |
|               |                  | スクールカウンセラーの拡充     |
|               |                  | 児童同士の新たな人間関係の早期構築 |
|               |                  | 児童の活躍できる機会の設定     |
|               | 地域コミュニティへの配慮     | 地域学校協議会組織への影響     |
|               |                  | コミュニティ・スクール活動への影響 |
|               |                  | コミュニティ形成の歴史的経緯    |
| コミュニティ組織等への影響 |                  |                   |
| 地域の拠点機能の継承    | 学校施設の拠点機能の継承     |                   |
|               | 学校施設跡地の活用        |                   |
| 学校施設の状況       | 必要教室数等の確保        |                   |
|               | 学校施設の耐用年数等の状況    |                   |
|               | 学習教材の整備状況        |                   |
| 保護者負担の影響      | 保護者の学用品費の負担      |                   |
|               | 保護者の学級費やPTA会費の負担 |                   |
|               | PTA組織への影響        |                   |
| 統合の実施環境       | 統合の実行性           | 地域の理解や協議・調整       |
|               |                  | 法手続きの状況           |
|               | 統合の成立性           | 上位計画との関連          |
|               |                  | 他事業との関連           |

#### (4) 2つの統合案の評価・比較結果について

案1及び案2を評価・比較した結果は、以下のとおりです。

なお、評価・比較においては、小項目に示した視点で、中項目ごとに両案を相対的に評価・比較しました。

評価欄には、項目ごとに、優位性が認められる場合には、一方の案を「○」の評価とし、両案に差が認められない場合には、両案ともに「－」の評価としています。

#### ● 統合案の評価・比較の結果表

| 大項目       | 中項目               | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                             | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                                             |
|-----------|-------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | 評価                           | 主な評価理由                                                                      | 評価                      | 主な評価理由                                                                      |
| 統合の<br>効果 | 学習面の向上            | －                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、複数の学級がある場合と比較して、教育活動や児童の組織的活動の範囲が狭くなるが見込まれる。         | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、教育活動や児童の組織的活動の範囲がより拡充することが見込まれる。                      |
|           | 生活面の向上            | －                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、クラス替えができず、人間関係の固定化が解消されないことが見込まれる。                   | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、クラス替えが可能となり、人間関係の固定化が解消されるが見込まれる。                     |
|           | 学校運営の<br>改善・向上    | －                            | 城島小では、学級数が+2増となり、教職員定数が拡大することで学校運営の改善・向上が見込まれる。                             | －                       | 同左                                                                          |
|           | 学校規模の<br>確保       | －                            | 浮島小→青木小では、必要となる学校規模の確保が見込まれる。ただし、望ましい学校規模を確保するためには、再度、統合の検討を要する。            | ○                       | 3校全てにおいて、望ましい学校規模の確保が見込まれる。ただし、将来的に学年によっては、単学級となる可能性がある。                    |
|           | 通学の安全確保と支援の<br>対応 | ○                            | 浮島小→青木小では、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、案2と比較し、距離が短い。<br>浮島小→青木小の通学距離の目安；約2.8 km | －                       | 浮島小→城島小では、案1と同様に、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、距離が長い。<br>浮島小→城島小の通学距離の目安；約3.7 km |

● 統合案の評価・比較の結果表（つづき）

| 大項目             | 中項目            | 案 1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                                                                       | 案 2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                |
|-----------------|----------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------|
|                 |                | 評価                            | 主な評価理由                                                                                                                | 評価                       | 主な評価理由                                         |
| 統合の<br>効果       | 環境変化への<br>対応   | －                             | 修学旅行（6年生）、宿泊訓練（5年生）、社会見学（1年生から6年生）など、一部の学校行事等においては、以前より城島地域内の小学校同士が合同で実施している。しかし、浮島小と青木小、下田小と城島小といった特定の学校同士によるものではない。 | －                        | 同左                                             |
|                 | 地域コミュニティへの配慮   | ○                             | まちの成り立ちとして、青木村（浮島校区、青木校区）、城島町（下田校区、城島校区）であった歴史がある。（その後、江上村（江上校区）を合わせた1町2村が合併して現在の城島町となった。）また、消防団は浮島・青木校区で組織化されている。    | －                        | 浮島校区と城島校区は、地理的に隣接しておらず、また、コミュニティにおける関係性は見られない。 |
|                 | 地域の拠点<br>機能の継承 | －                             | 拠点機能の継承や跡地の活用は統合決定後に検討する予定である。                                                                                        | －                        | 同左                                             |
|                 | 学校施設の<br>状況    | －                             | 教室等の収容可能数等に大きな支障は見られない。                                                                                               | －                        | 同左                                             |
|                 | 保護者負担の<br>影響   | －                             | 城島地域5小学校は全て制服が導入されており、その取扱いは学校、保護者等と協議しながら検討する予定である。                                                                  | －                        | 同左                                             |
| 統合の<br>実施<br>環境 | 統合の実行性         | －                             | 今後、統合の組み合わせを含めて、保護者や地域住民等と協議・調整を行う予定である。                                                                              | －                        | 同左                                             |
|                 | 統合の成立性         | －                             | 他の事務事業や計画等と事前協議や調整等を要する事項は見られない。                                                                                      | －                        | 同左                                             |

● 評価・比較結果の総括表

|              | 案 1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小)                                                                                                                                                                                | 案 2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小)                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優位性が認められる項目数 | 2 項目                                                                                                                                                                                                         | 3 項目                                                                                                                                                |
| 優位性が認められる項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学の安全確保と支援の対応</li> <li>・地域コミュニティへの配慮</li> </ul>                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面の向上</li> <li>・生活面の向上</li> <li>・学校規模の確保</li> </ul>                                                        |
| 評価・比較結果の概要   | <p>浮島小においては、案 2 と比較して、統合後の通学距離が短いことから、登下校時の安全の確保や保護者の学校行事等への参加のし易さが見込まれる。ただし、スクールバス運行など通学支援を行う場合は、児童の登下校時の安全は、案 2 と同様となる。</p> <p>また、浮島小における地域コミュニティの観点では、まちの成り立ちの歴史的な経緯や一部の住民組織において、浮島校区と青木校区の関係性が認められる。</p> | <p>3 校による統合の結果、全ての学年においてクラス替えが可能となる「望ましい学校規模」となることから、児童の学習面や生活面において、3 校が同時にその効果が見込まれる。</p> <p>また、浮島小にとっては、案 1 では、「望ましい学校規模」は確保されず、再度、統合の検討を要する。</p> |

(5) 2つの統合案の市教育委員会の考え方

**案 2** (浮島小と下田小を城島小に統合する案) とします。

(判断の理由)

案 1 と案 2 を比較した結果、案 2 の方が、より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合による教育的な効果がより高いと判断されるため。

### 3 統合の実施時期として考慮すべき事項について

#### (1) 複式学級における学習方法

複式学級では、国語や算数などを除く、以下の教科等の学習内容は、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）の各2年間で、学習する方法を実施しています。

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 音楽科、図画工作科、体育科、道徳、生活科・総合的な学習の時間、外国語活動、学級活動 |
|-------------------------------------------|

#### (2) 複式学級における年間指導計画

複式学級では、上の教科等において、2種類の年間指導計画を作成し、年度ごとに交互に実施しています。

##### ① A年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 1年生の学習内容 |     | 3年生の学習内容 |     | 5年生の学習内容 |     |

##### ② B年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 2年生の学習内容 |     | 4年生の学習内容 |     | 6年生の学習内容 |     |

#### (3) 各学校における状況

浮島小学校と下田小学校ともに、各年度の複式学級における年間指導計画の状況は、以下のとおりとなっています。

| H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| B年度 | A年度 | B年度 | A年度 | B年度 | A年度 |

#### (4) 統合の実施時期として考慮すべき事項

A年度を統合の実施時期とする場合、前年度であるB年度における1年生、3年生、5年生は、学習内容と学年が一致しないために、統合の前年度から統合時の学習内容を合わせるために、準備期間が必要になります。



#### 4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について

##### ①城島小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 2   | 1   | 2   | 1   | 2   | 9        |
|    | 32  | 37  | 37  | 43  | 35  | 43  | 227(240) |
| R3 | 2   | 1   | 1   | 1   | 2   | 1   | 8        |
|    | 40  | 32  | 37  | 37  | 43  | 35  | 224(236) |
| R4 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 2   | 9        |
|    | 46  | 40  | 32  | 37  | 37  | 43  | 235(247) |
| R5 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   | 8        |
|    | 39  | 46  | 40  | 32  | 37  | 37  | 231(240) |
| R6 | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 9        |
|    | 39  | 39  | 46  | 40  | 32  | 37  | 233(240) |
| R7 | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 1   | 9        |
|    | 38  | 39  | 39  | 46  | 40  | 32  | 234(238) |
| R8 | 1   | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 8        |
|    | 34  | 38  | 39  | 39  | 46  | 40  | 236(236) |

##### ②下田小学校（平成28年度より複式学級校）

|    | 1年生  | 2年生  | 3年生  | 4年生  | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|----|------|------|------|------|------|-----|--------|
| R2 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 6    | 4    | 7    | 7    | 5    | 8   | 37(38) |
| R3 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 5    | 6    | 4    | 7    | 7    | 5   | 34(34) |
| R4 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 2    | 5    | 6    | 4    | 7    | 7   | 31(31) |
| R5 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 5    | 2    | 5    | 6    | 4    | 7   | 29(29) |
| R6 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 5    | 2    | 5    | 6    | 4   | 25(25) |
| R7 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 7    | 3    | 5    | 2    | 5    | 6   | 28(28) |
| R8 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 4    | 7    | 3    | 5    | 2    | 5   | 26(26) |

③江上小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 22  | 17  | 25  | 13  | 17  | 29  | 123(128) |
| R3 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 22  | 17  | 25  | 13  | 17  | 110(115) |
| R4 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 22  | 17  | 25  | 13  | 107(111) |
| R5 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 15  | 14  | 16  | 22  | 17  | 25  | 109(113) |
| R6 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 11  | 15  | 14  | 16  | 22  | 17  | 95(97)   |
| R7 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 22  | 94(94)   |
| R8 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 86(86)   |

④青木小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 104(113) |
| R3 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 103(110) |
| R4 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 16  | 13  | 18  | 18  | 95(100)  |
| R5 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 15  | 14  | 16  | 16  | 13  | 18  | 92(97)   |
| R6 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 11  | 15  | 14  | 16  | 16  | 13  | 85(86)   |
| R7 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 16  | 88(88)   |
| R8 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 86(86)   |

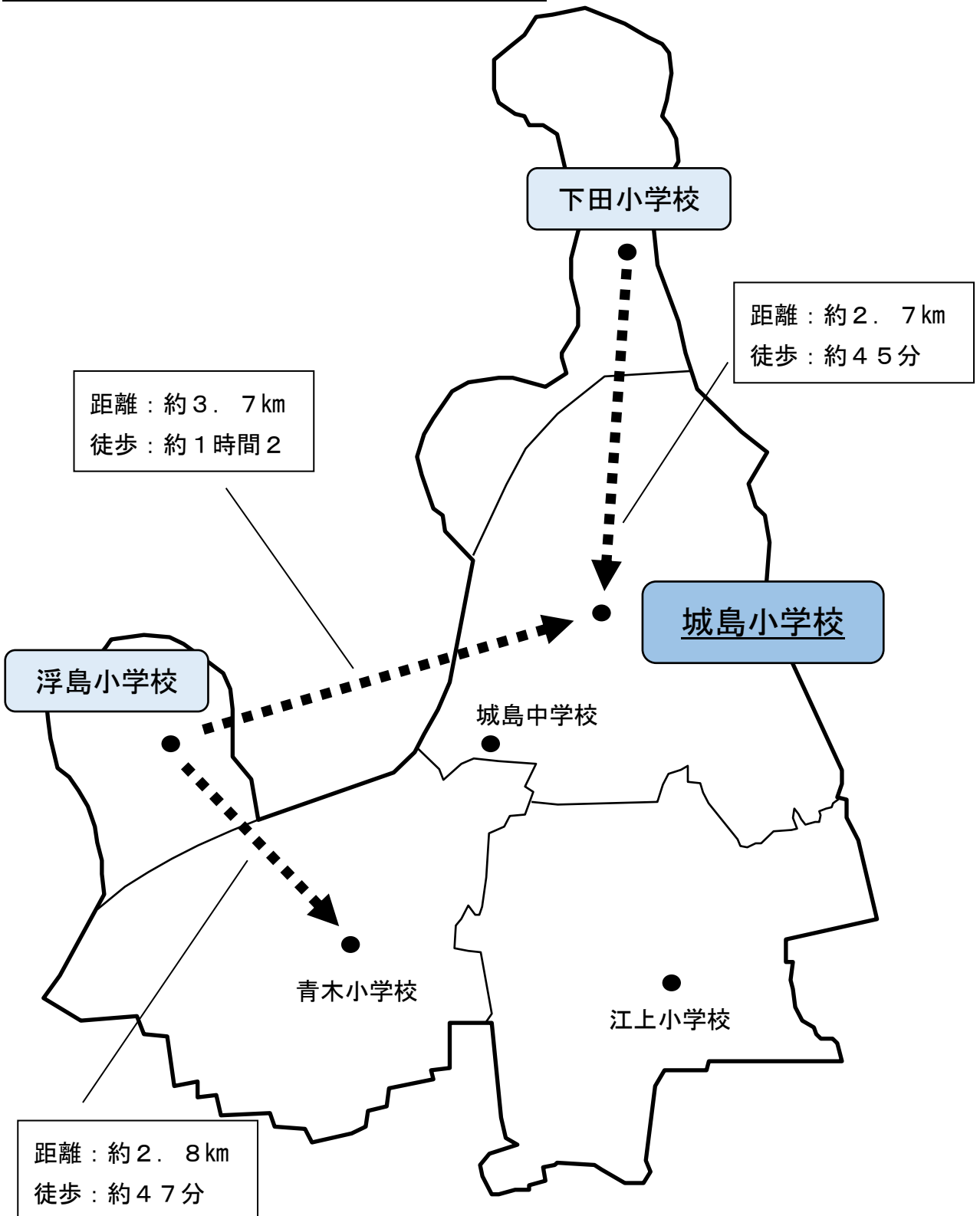
③浮島小学校（平成19年度より複式学級校）

|    | 1年生  | 2年生  | 3年生  | 4年生  | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|----|------|------|------|------|------|-----|--------|
| R2 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 2    | 3    | 1    | 7    | 1    | 6   | 20(22) |
| R3 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 5    | 2    | 3    | 1    | 7    | 1   | 19(19) |
| R4 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 0    | 5    | 2    | 3    | 1    | 7   | 18(18) |
| R5 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 8    | 0    | 5    | 2    | 3    | 1   | 19(19) |
| R6 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 4    | 8    | 0    | 5    | 2    | 3   | 22(22) |
| R7 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 4    | 8    | 0    | 5    | 2   | 22(22) |
| R8 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 3    | 4    | 8    | 0    | 5   | 23(23) |

注)

- ・ 上段；学級数
- ・ 下段；児童数
- ・ 児童数の合計（）は特別支援学級在籍児童数を含む場合です
- ・ R2.5.1 現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です
- ・ 学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・ 1、2年生は1学級35人編制、3～6年生は1学年40人編制です
- ・ 隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

## 5 城島地域5小学校の校区図について



注)

- ・距離は、各小学校から小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています
- ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

当初案

第1次久留米市立小学校統合基本計画

【案】

平成31年1月

久留米市教育委員会

修正後

第1次久留米市立小学校統合基本計画

(削除)

令和2年6月

久留米市教育委員会

当初案

目次

本編

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」策定の趣旨・・・1

1 統合の対象校・・・2

2 統合の組み合わせ・・・2

3 統合の方式、学校の名称及び位置・・・3

4 統合の進め方・・・3

5 統合の実施時期・・・4

6 統合後の新たな学校づくり・・・4

7 城島地域の望ましい学校規模の検討・・・5

資料編

1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について・・・1

2 統合の組み合わせについて・・・3

3 統合の実施時期として考慮すべき事項について・・・9

4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について・・・10

5 城島地域5小学校の校区図について・・・13

修正後

目次

本編

第1次久留米市立小学校統合基本計画について・・・1

1 統合の対象校・・・2

2 統合の組み合わせ・・・2

3 統合の方式、学校の名称及び位置・・・3

4 統合の進め方・・・3

5 統合の実施時期・・・4

6 統合後の新たな学校づくり・・・4

(削除)

資料編

1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について・・・1

2 統合の組み合わせについて・・・3

3 統合の実施時期として考慮すべき事項について・・・9

4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について・・・10

5 城島地域5小学校の校区図について・・・13

当初案

本編

修正後

本編

当初案

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」策定の趣旨

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における最優先の対応が必要な学校は、既に複式学級が発生し、固定化している学校とし、その対応の基本方策は、学校の統合としています。

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」は、この方針に基づき、小規模化する市立小学校の課題等への対応における第1次計画として、複式学級校を対象とした速やかな学校統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定めるものです。

【本計画策定の手順】

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」策定の手順

次頁以降に示す本計画の内容は、市教育委員会における現段階での【案】です。

市教育委員会は、この【案】に基づき、統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、計画として決定します。

●本計画策定の手順

本計画【案】の内容等について、保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整



「第1次久留米市立小学校統合基本計画」を決定

修正後

第1次久留米市立小学校統合基本計画について

久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するため、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定めました。

この方針では、小規模校における最優先の対応が必要な学校は、既に複式学級が発生し、固定化している学校とし、その対応の基本方策は、学校の統合としています。

「第1次久留米市立小学校統合基本計画」は、この方針に基づき、小規模化する市立小学校の課題等への対応における第1次計画として、複式学級校を対象とした速やかな学校統合を進めていくための具体的かつ基本的な事項について定めたものです。

また、本計画は、市教育委員会における計画【案】を統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等に提示し、協議・調整等を経た上で、決定しました。

令和2年6月 久留米市教育委員会

(削除)



当初案

1 統合の対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づく最優先の対応として、速やかに、必要となる学校規模を確保するために、既に複式学級を編制している学校を統合の対象校とします。

【統合の対象校】

| 統合の対象校 | 複式学級編制の状況                   |
|--------|-----------------------------|
| 浮島小学校  | 平成19年度より編制し固定化している          |
| 下田小学校  | 平成28年度より編制し固定化・拡大することが見込まれる |

2 統合の組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合により、児童の学習面や生活面の向上が図られるなど、教育的な効果が高い組み合わせとします。

【統合の組み合わせ】

| 統合の対象校 | 統合の組み合わせ         |
|--------|------------------|
| 浮島小学校  | 両校とも<br>城島小学校と統合 |
| 下田小学校  |                  |

修正後

1 統合の対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づく最優先の対応として、速やかに、必要となる学校規模を確保するために、既に複式学級を編制している学校を統合の対象校とします。

【統合の対象校】

| 統合の対象校 | 複式学級編制の状況                   |
|--------|-----------------------------|
| 浮島小学校  | 平成19年度より編制し固定化している          |
| 下田小学校  | 平成28年度より編制し固定化・拡大することが見込まれる |

2 統合の組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合により、児童の学習面や生活面の向上が図られるなど、教育的な効果が高い組み合わせとします。

【統合の組み合わせ】

| 統合の対象校 | 統合の組み合わせ         |
|--------|------------------|
| 浮島小学校  | 両校とも<br>城島小学校と統合 |
| 下田小学校  |                  |

当初案

3 統合の方式、学校の名称及び位置

速やかに、より良い教育条件・教育環境を整え、必要となる学校規模を確保するために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入方式による統合とします。

したがって、統合後の学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

【統合の方式】

| 統合対象校 | 統合の方式              |
|-------|--------------------|
| 浮島小学校 | 両校とも<br>城島小学校に編入統合 |
| 下田小学校 |                    |

【統合後の学校の名称及び位置】

| 統合後の学校 |                |
|--------|----------------|
| 名称     | 位置             |
| 城島小学校  | 久留米市城島町城島320番地 |

4 統合の進め方

具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

【統合の進め方】

| 統合の進め方                                      |
|---------------------------------------------|
| 円滑に進めるために統合準備協議会を設置<br>(学校・保護者・地域住民の方々等で構成) |

修正後

3 統合の方式、学校の名称及び位置

速やかに、より良い教育条件・教育環境を整え、必要となる学校規模を確保するために、大規模な学校施設の整備等を伴わない編入方式による統合とします。

したがって、統合後の学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行どおりとします。

【統合の方式】

| 統合対象校 | 統合の方式              |
|-------|--------------------|
| 浮島小学校 | 両校とも<br>城島小学校に編入統合 |
| 下田小学校 |                    |

【統合後の学校の名称及び位置】

| 統合後の学校 |                |
|--------|----------------|
| 名称     | 位置             |
| 城島小学校  | 久留米市城島町城島320番地 |

4 統合の進め方

具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

【統合の進め方】

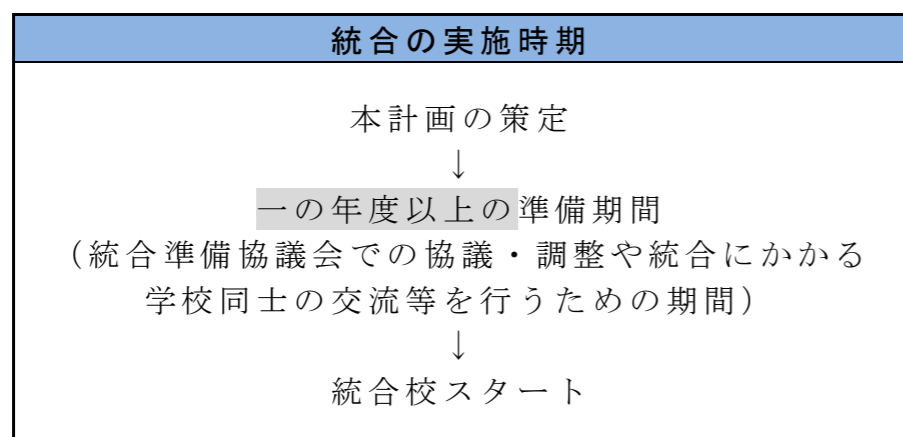
| 統合の進め方                                      |
|---------------------------------------------|
| 円滑に進めるために統合準備協議会を設置<br>(学校・保護者・地域住民の方々等で構成) |

当初案

5 統合の実施時期

統合準備協議会による具体的な協議・調整や、統合にかかる学校同士の児童や教職員等が事前に交流を行うなどの時間を十分に確保するため、本計画の策定後、一の年度以上の期間を設けた上で、統合を実施します。

【統合の実施時期】



6 統合後の新たな学校づくり

主に3つの分野を重点分野として、統合後の新たな学校づくりに取り組めます。

【統合後の新たな学校づくり】

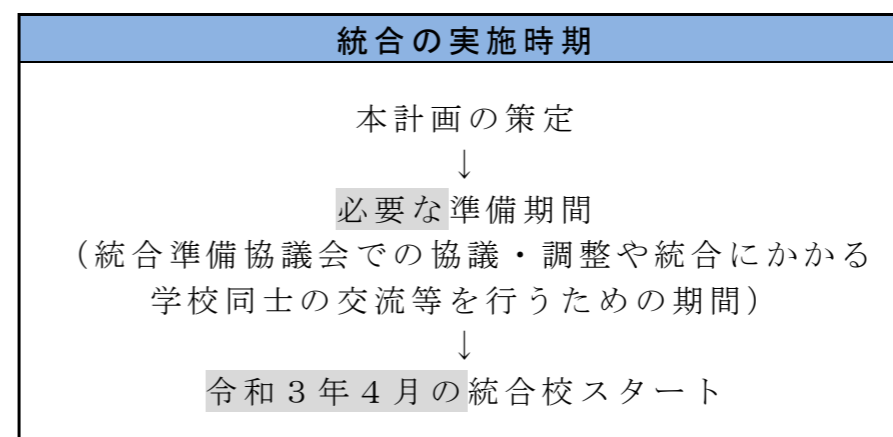
| 重点分野  | 取組の内容                     |
|-------|---------------------------|
| 重点分野1 | 児童の安全・安心のための取組            |
| 重点分野2 | 学校の一体感の醸成を目指した魅力ある教育活動の展開 |
| 重点分野3 | 学校や地域の伝統を継承していくための取組      |

修正後

5 統合の実施時期

統合の実施時期は、令和3年4月1日とします。  
 また、統合準備協議会による具体的な協議・調整や、統合にかかる学校同士の児童や教職員等が事前に交流を行うなどの時間を確保するため、本計画の策定後、必要な準備期間を設けた上で、統合を実施します。

【統合の実施時期】



6 統合後の新たな学校づくり

主に3つの分野を重点分野として、統合後の新たな学校づくりに取り組めます。

【統合後の新たな学校づくり】

| 重点分野  | 取組の内容                     |
|-------|---------------------------|
| 重点分野1 | 児童の安全・安心のための取組            |
| 重点分野2 | 学校の一体感の醸成を目指した魅力ある教育活動の展開 |
| 重点分野3 | 学校や地域の伝統を継承していくための取組      |

当初案

7 城島地域の望ましい学校規模の検討

本計画においては、速やかに「必要となる学校規模」（1学年1学級以上(学校全体で6学級以上)の規模)を確保するために、複式学級の解消のための統合を進めることとしています。

その結果、城島地域にある5小学校のうち、城島小学校、下田小学校、浮島小学校の3校の統合校において、「望ましい学校規模」（1学年が複数の学級で構成される規模）が確保される見込みですが、江上小学校及び青木小学校の2校においては、今後の推計でも全ての学年が1学級の小規模校である見込みです。

そのため、まずは複式学級の解消のための統合を行った後、城島地域の全ての小学校を対象として、「望ましい学校規模」を目指した統合の検討を進めます。

修正後

(削除)

当初案

資料編

修正後

資料編

当初案

1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校の昭和50年度から平成30年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなっています。

(1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

| 年度  | 浮島小 |    | 下田小 |    | 年度  | 浮島小    |    | 下田小    |    |
|-----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|--------|----|
|     | 児童  | 学級 | 児童  | 学級 |     | 児童     | 学級 | 児童     | 学級 |
| S50 | 79  | 6  | 112 | 6  | H9  | 64     | 6  | 74     | 6  |
| S51 | 72  | 6  | 111 | 6  | H10 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S52 | 73  | 6  | 111 | 6  | H11 | 67     | 6  | 61     | 6  |
| S53 | 72  | 6  | 110 | 6  | H12 | 61     | 6  | 57     | 6  |
| S54 | 68  | 6  | 107 | 6  | H13 | 63     | 6  | 60     | 6  |
| S55 | 75  | 6  | 97  | 6  | H14 | 64     | 6  | 63     | 6  |
| S56 | 72  | 6  | 96  | 6  | H15 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S57 | 87  | 6  | 89  | 6  | H16 | 57     | 6  | 70     | 6  |
| S58 | 85  | 6  | 80  | 6  | H17 | 53     | 6  | 77     | 6  |
| S59 | 95  | 6  | 68  | 6  | H18 | 47     | 6  | 87     | 6  |
| S60 | 98  | 6  | 64  | 6  | H19 | 42     | 4  | 87     | 6  |
| S61 | 90  | 6  | 72  | 6  | H20 | 36     | 4  | 94     | 6  |
| S62 | 86  | 6  | 73  | 6  | H21 | 29     | 3  | 77     | 6  |
| S63 | 84  | 6  | 81  | 6  | H22 | 26     | 3  | 82     | 6  |
| H1  | 78  | 6  | 81  | 6  | H23 | 20     | 3  | 71     | 6  |
| H2  | 81  | 6  | 83  | 6  | H24 | 22     | 3  | 68     | 6  |
| H3  | 75  | 6  | 88  | 6  | H25 | 16     | 3  | 57     | 6  |
| H4  | 79  | 6  | 83  | 6  | H26 | 22(20) | 3  | 56(44) | 6  |
| H5  | 73  | 6  | 92  | 6  | H27 | 32(25) | 4  | 65(49) | 6  |
| H6  | 70  | 6  | 83  | 6  | H28 | 34(28) | 4  | 46(33) | 5  |
| H7  | 77  | 6  | 85  | 6  | H29 | 35(29) | 4  | 43(28) | 4  |
| H8  | 66  | 6  | 81  | 6  | H30 | 28(21) | 3  | 41(27) | 4  |

- 注)
- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
  - ・H26～H30における（）は小規模特認校児童を除いた児童数
  - ・学級数；通常学級数のみで特別支援学級数は除きます

修正後

1 統合の対象校における児童数・学級数の推移について

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校の昭和50年度から令和2年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなっています。

(1) 統合の対象校における児童数・学級数の推移

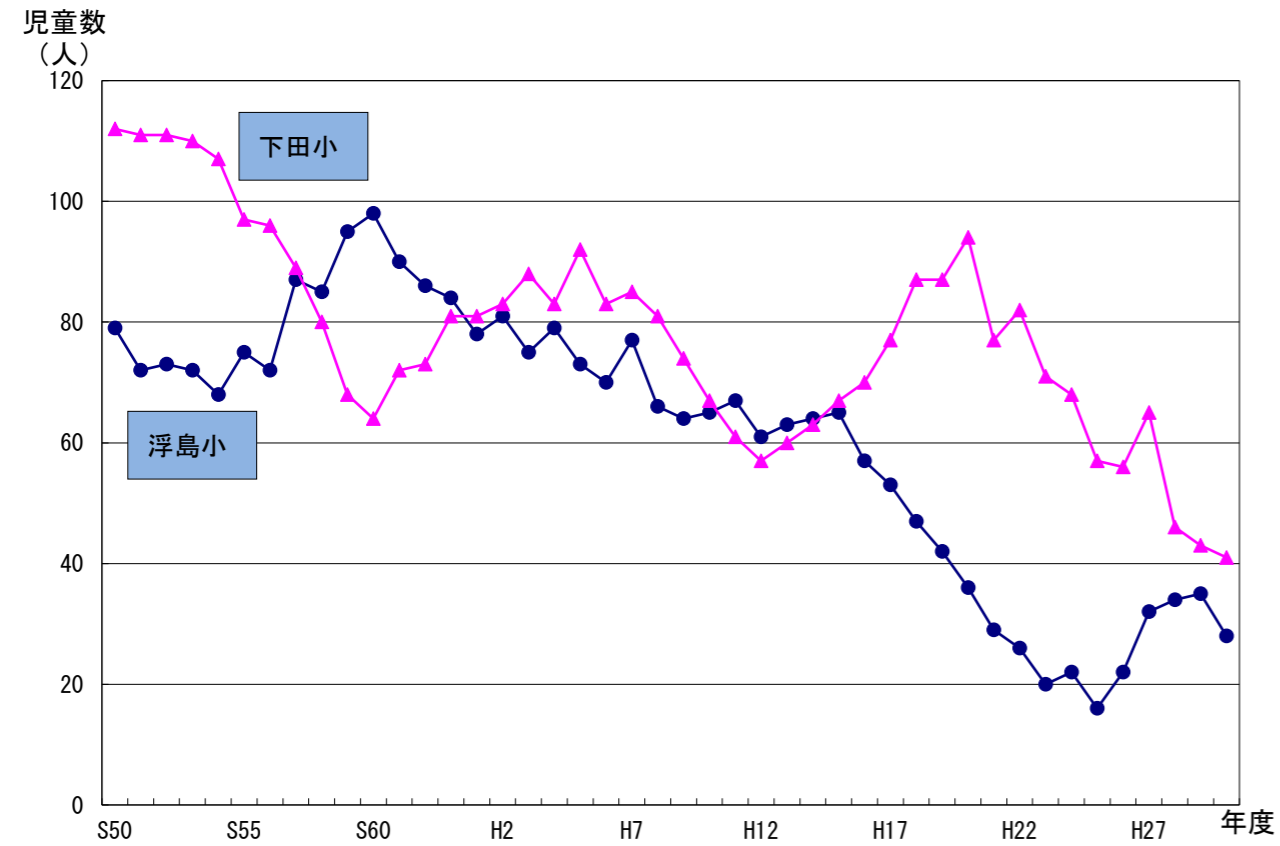
| 年度  | 浮島小 |    | 下田小 |    | 年度  | 浮島小    |    | 下田小    |    |
|-----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|--------|----|
|     | 児童  | 学級 | 児童  | 学級 |     | 児童     | 学級 | 児童     | 学級 |
| S50 | 79  | 6  | 112 | 6  | H10 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S51 | 72  | 6  | 111 | 6  | H11 | 67     | 6  | 61     | 6  |
| S52 | 73  | 6  | 111 | 6  | H12 | 61     | 6  | 57     | 6  |
| S53 | 72  | 6  | 110 | 6  | H13 | 63     | 6  | 60     | 6  |
| S54 | 68  | 6  | 107 | 6  | H14 | 64     | 6  | 63     | 6  |
| S55 | 75  | 6  | 97  | 6  | H15 | 65     | 6  | 67     | 6  |
| S56 | 72  | 6  | 96  | 6  | H16 | 57     | 6  | 70     | 6  |
| S57 | 87  | 6  | 89  | 6  | H17 | 53     | 6  | 77     | 6  |
| S58 | 85  | 6  | 80  | 6  | H18 | 47     | 6  | 87     | 6  |
| S59 | 95  | 6  | 68  | 6  | H19 | 42     | 4  | 87     | 6  |
| S60 | 98  | 6  | 64  | 6  | H20 | 36     | 4  | 94     | 6  |
| S61 | 90  | 6  | 72  | 6  | H21 | 29     | 3  | 77     | 6  |
| S62 | 86  | 6  | 73  | 6  | H22 | 26     | 3  | 82     | 6  |
| S63 | 84  | 6  | 81  | 6  | H23 | 20     | 3  | 71     | 6  |
| H1  | 78  | 6  | 81  | 6  | H24 | 22     | 3  | 68     | 6  |
| H2  | 81  | 6  | 83  | 6  | H25 | 16     | 3  | 57     | 6  |
| H3  | 75  | 6  | 88  | 6  | H26 | 22(20) | 3  | 56(44) | 6  |
| H4  | 79  | 6  | 83  | 6  | H27 | 32(25) | 4  | 65(49) | 6  |
| H5  | 73  | 6  | 92  | 6  | H28 | 34(28) | 4  | 46(33) | 5  |
| H6  | 70  | 6  | 83  | 6  | H29 | 35(29) | 4  | 43(28) | 4  |
| H7  | 77  | 6  | 85  | 6  | H30 | 28(21) | 3  | 41(27) | 4  |
| H8  | 66  | 6  | 81  | 6  | R1  | 26(21) | 3  | 42(30) | 4  |
| H9  | 64  | 6  | 74  | 6  | R2  | 22(15) | 3  | 38(33) | 4  |

- 注)
- ・児童数；特別支援学級在籍児童を含む全児童数
  - ・H26～R2における（）は小規模特認校児童を除いた児童数
  - ・学級数；通常学級数のみで特別支援学級数は除きます

当初案

(2) 統合の対象校における児童数の推移グラフ

浮島小学校と下田小学校ともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。

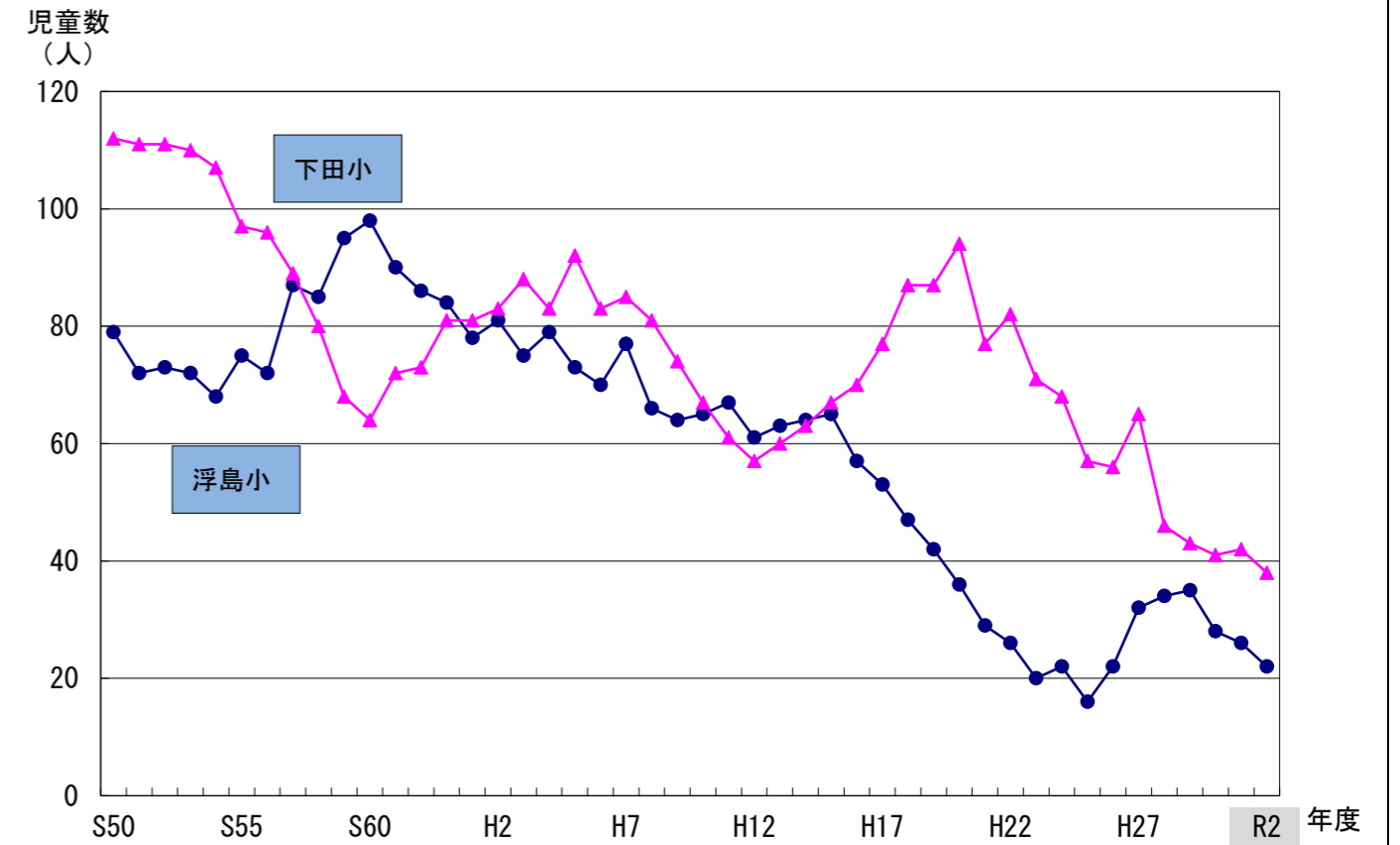


- 凡例)
- ・ 浮島小学校 ; —●—
  - ・ 下田小学校 ; —▲—

修正後

(2) 統合の対象校における児童数の推移グラフ

浮島小学校と下田小学校ともに、中・長期的には今後も児童数の減少傾向は続くものと推計されます。



- 凡例)
- ・ 浮島小学校 ; —●—
  - ・ 下田小学校 ; —▲—

当初案

2 統合の組み合わせについて

(1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校及びその隣接する各小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

①浮島小学校

|           | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計 |     |
|-----------|------|-----|------|-----|------|-----|----|-----|
| 学級数       | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     |    | 3   |
| 児童数       | 1    | 7   | 2    | 9   | 6    | 3   | 28 |     |
| 1学級当りの児童数 | 8    |     | 11   |     | 9    |     |    | 9.3 |

②青木小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 21  | 16  | 23  | 20  | 16  | 24  | 120  |
| 1学級当りの児童数 | 21  | 16  | 23  | 20  | 16  | 24  | 20.0 |

③下田小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計  |
|-----------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 学級数       | 1   | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4   |
| 児童数       | 6   | 7   | 4    | 7   | 9    | 5   | 38  |
| 1学級当りの児童数 | 6   | 7   | 11   |     | 14   |     | 9.5 |

④城島小学校

|           | 1年生 | 2年生  | 3年生 | 4年生  | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|-----|------|
| 学級数       | 2   | 2    | 1   | 2    | 1   | 2   | 10   |
| 児童数       | 38  | 47   | 34  | 43   | 35  | 52  | 249  |
| 1学級当りの児童数 | 19  | 23.5 | 34  | 21.5 | 35  | 26  | 24.9 |

注)

- ・平成30年5月1日現在の各学校の児童数・学級数
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します

修正後

2 統合の組み合わせについて

(1) 各学校の児童数・学級数の現状

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校及びその隣接する各小学校における児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。

①浮島小学校

|           | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計 |     |
|-----------|------|-----|------|-----|------|-----|----|-----|
| 学級数       | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     |    | 3   |
| 児童数       | 2    | 3   | 1    | 7   | 1    | 6   | 20 |     |
| 1学級当りの児童数 | 5    |     | 8    |     | 7    |     |    | 6.6 |

②青木小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 104  |
| 1学級当りの児童数 | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 17.3 |

③下田小学校

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計  |
|-----------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 学級数       | 1   | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4   |
| 児童数       | 6   | 4   | 7    | 7   | 5    | 8   | 37  |
| 1学級当りの児童数 | 6   | 4   | 14   |     | 13   |     | 9.3 |

④城島小学校

|           | 1年生 | 2年生  | 3年生 | 4年生  | 5年生 | 6年生  | 合計   |
|-----------|-----|------|-----|------|-----|------|------|
| 学級数       | 1   | 2    | 1   | 2    | 1   | 2    | 9    |
| 児童数       | 32  | 37   | 37  | 43   | 35  | 43   | 227  |
| 1学級当りの児童数 | 32  | 18.5 | 37  | 21.5 | 35  | 21.5 | 25.2 |

注)

- ・令和2年5月1日現在の各学校の児童数・学級数 (通常学級のみ)
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します



当初案

(2) 必要な学校規模を確保するための2つの統合案

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校において、速やかに、必要な学校規模（1学年1学級以上（学校全体で6学級以上）の規模を確保するための統合を実施する場合、以下のような2案が考えられます。

案1

●浮島小を青木小に統合し、下田小を城島小に統合する案

○浮島小→青木小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 22  | 23  | 25  | 29  | 22  | 27  | 148  |
| 1学級当りの児童数 | 22  | 23  | 25  | 29  | 22  | 27  | 24.7 |

○下田小→城島小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生  | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 学級数       | 2   | 2   | (2) | 2   | 2   | 2    | 12   |
| 児童数       | 44  | 54  | 38  | 50  | 44  | 57   | 287  |
| 1学級当りの児童数 | 22  | 27  | 19  | 25  | 22  | 28.5 | 23.9 |

案2

●浮島小と下田小を城島小に統合する案

○浮島小・下田小→城島小

|           | 1年生  | 2年生  | 3年生 | 4年生  | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|------|------|-----|------|-----|-----|------|
| 学級数       | 2    | 2    | (2) | 2    | 2   | 2   | 12   |
| 児童数       | 45   | 61   | 40  | 59   | 50  | 60  | 315  |
| 1学級当りの児童数 | 22.5 | 30.5 | 20  | 29.5 | 25  | 30  | 26.3 |

注)

- ・平成30年5月1日現在の各学校の児童数・学級数を基に算出しています
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します
- ・案1下田小→城島小及び案2の3年生の学級数(2)は、学校統合に伴う県の加配教員1名の配置を想定しています

修正後

(2) 必要な学校規模を確保するための2つの統合案

統合の対象校である浮島小学校と下田小学校において、速やかに、必要な学校規模（1学年1学級以上（学校全体で6学級以上）の規模を確保するための統合を実施する場合、以下のような2案が考えられます。

案1

●浮島小を青木小に統合し、下田小を城島小に統合する案

○浮島小→青木小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6    |
| 児童数       | 21  | 18  | 16  | 19  | 25  | 23  | 122  |
| 1学級当りの児童数 | 21  | 18  | 16  | 19  | 25  | 23  | 20.3 |

○下田小→城島小

|           | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計   |
|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 学級数       | 2    | 2   | 2    | 2   | 2   | (2) | 12   |
| 児童数       | 45   | 38  | 41   | 44  | 50  | 40  | 258  |
| 1学級当りの児童数 | 22.5 | 19  | 20.5 | 22  | 25  | 40  | 24.8 |

案2

●浮島小と下田小を城島小に統合する案

○浮島小・下田小→城島小

|           | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生  | 5年生  | 6年生  | 合計   |
|-----------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 学級数       | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    | 2    | 12   |
| 児童数       | 50  | 40  | 44  | 45   | 57   | 41   | 277  |
| 1学級当りの児童数 | 25  | 20  | 22  | 22.5 | 28.5 | 20.5 | 23.1 |

注)

- ・令和2年5月1日現在の各学校の児童数・学級数（通常学級のみ）をもとに、令和3年4月1日の推計値を算出しています
- ・1学級当りの児童数の合計欄は平均値を表します
- ・案1下田小→城島小の6年生の学級数(2)は、学校統合に伴う県の加配教員1名の配置を想定しています

当初案

(3) 2つの統合案の評価・比較について

案1及び案2について、以下の項目について、評価・比較しました。

●統合案の評価・比較の項目表

| 大項目           | 中項目           | 小項目 (評価・比較の視点)    |
|---------------|---------------|-------------------|
| 統合の効果         | 学習面の向上        | 教育活動の拡充           |
|               |               | 児童の組織的活動の拡充       |
| 生活面の向上        | 児童の社会的経験の場の拡充 | 児童の社会的経験の場の拡充     |
|               |               | 児童の人間関係固定化の解消     |
|               |               | 児童と教員の心理的距離の確保    |
|               |               | 児童と教員の心理的距離の確保    |
| 学校運営の改善・向上    | 学校の組織的運営の充実   | 学校の組織的運営の充実       |
|               |               | 学校経営の安定化の向上       |
|               |               | 教職員の校務分掌の分散       |
|               |               | バランスが取れた教職員の配置    |
| 学校規模の確保       | 望ましい学校規模の確保   | 望ましい学校規模の確保       |
|               |               | 必要となる学校規模の確保      |
| 通学の安全確保と支援の対応 | 通学路の安全確保      | 通学路の安全確保          |
|               |               | 通学支援の実施           |
| 環境変化への対応      | 交流学習や合同行事等の実施 | 交流学習や合同行事等の実施     |
|               |               | スクールカウンセラーの拡充     |
|               |               | 児童同士の新たな人間関係の早期構築 |
|               |               | 児童の活躍できる機会の設定     |
| 地域コミュニティへの配慮  | 地域学校協議会組織への影響 | 地域学校協議会組織への影響     |
|               |               | コミュニティ・スクール活動への影響 |
|               |               | コミュニティ形成の歴史的経緯    |
|               |               | コミュニティ組織等への影響     |
| 地域の拠点機能の継承    | 学校施設の拠点機能の継承  | 学校施設の拠点機能の継承      |
|               |               | 学校施設跡地の活用         |
| 学校施設の状況       | 必要教室数等の確保     | 必要教室数等の確保         |
|               |               | 学校施設の耐用年数等の状況     |
|               |               | 学習教材の整備状況         |
| 保護者負担の影響      | 保護者の学用品費の負担   | 保護者の学用品費の負担       |
|               |               | 保護者の学級費やPTA会費の負担  |
|               |               | PTA組織への影響         |
| 統合の実施環境       | 統合の実行性        | 地域の理解や協議・調整       |
|               |               | 法手続きの状況           |
| 統合の実施環境       | 統合の成立性        | 上位計画との関連          |
|               |               | 他事業との関連           |

修正後

(3) 2つの統合案の評価・比較について

案1及び案2について、以下の項目について、評価・比較しました。

●統合案の評価・比較の項目表

| 大項目           | 中項目           | 小項目 (評価・比較の視点)    |
|---------------|---------------|-------------------|
| 統合の効果         | 学習面の向上        | 教育活動の拡充           |
|               |               | 児童の組織的活動の拡充       |
| 生活面の向上        | 児童の社会的経験の場の拡充 | 児童の社会的経験の場の拡充     |
|               |               | 児童の人間関係固定化の解消     |
|               |               | 児童と教員の心理的距離の確保    |
|               |               | 児童と教員の心理的距離の確保    |
| 学校運営の改善・向上    | 学校の組織的運営の充実   | 学校の組織的運営の充実       |
|               |               | 学校経営の安定化の向上       |
|               |               | 教職員の校務分掌の分散       |
|               |               | バランスが取れた教職員の配置    |
| 学校規模の確保       | 望ましい学校規模の確保   | 望ましい学校規模の確保       |
|               |               | 必要となる学校規模の確保      |
| 通学の安全確保と支援の対応 | 通学路の安全確保      | 通学路の安全確保          |
|               |               | 通学支援の実施           |
| 環境変化への対応      | 交流学習や合同行事等の実施 | 交流学習や合同行事等の実施     |
|               |               | スクールカウンセラーの拡充     |
|               |               | 児童同士の新たな人間関係の早期構築 |
|               |               | 児童の活躍できる機会の設定     |
| 地域コミュニティへの配慮  | 地域学校協議会組織への影響 | 地域学校協議会組織への影響     |
|               |               | コミュニティ・スクール活動への影響 |
|               |               | コミュニティ形成の歴史的経緯    |
|               |               | コミュニティ組織等への影響     |
| 地域の拠点機能の継承    | 学校施設の拠点機能の継承  | 学校施設の拠点機能の継承      |
|               |               | 学校施設跡地の活用         |
| 学校施設の状況       | 必要教室数等の確保     | 必要教室数等の確保         |
|               |               | 学校施設の耐用年数等の状況     |
|               |               | 学習教材の整備状況         |
| 保護者負担の影響      | 保護者の学用品費の負担   | 保護者の学用品費の負担       |
|               |               | 保護者の学級費やPTA会費の負担  |
|               |               | PTA組織への影響         |
| 統合の実施環境       | 統合の実行性        | 地域の理解や協議・調整       |
|               |               | 法手続きの状況           |
| 統合の実施環境       | 統合の成立性        | 上位計画との関連          |
|               |               | 他事業との関連           |

当初案

(4) 2つの統合案の評価・比較結果について

案1及び案2を評価・比較した結果は、以下のとおりです。  
 なお、評価・比較においては、小項目に示した視点で、中項目ごとに両案を相対的に評価・比較しました。  
 評価欄には、項目ごとに、優位性が認められる場合には、一方の案を「○」の評価とし、両案に差が認められない場合には、両案ともに「-」の評価としています。

●統合案の評価・比較の結果表

| 大項目       | 中項目               | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                            | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                                            |
|-----------|-------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | 評価                           | 主な評価理由                                                                     | 評価                      | 主な評価理由                                                                     |
| 統合の<br>効果 | 学習面の向上            | -                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、複数の学級がある場合と比較して、教育活動や児童の組織的活動の範囲が狭くなることが見込まれる。      | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、教育活動や児童の組織的活動の範囲がより拡充することが見込まれる。                     |
|           | 生活面の向上            | -                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、クラス替えができず、人間関係の固定化が解消されないことが見込まれる。                  | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、クラス替えが可能となり、人間関係の固定化が解消されることが見込まれる。                  |
|           | 学校運営の<br>改善・向上    | -                            | 城島小では、学級数が+2増となり、教職員定数が拡大することで学校運営の改善・向上が見込まれる。                            | -                       | 同左                                                                         |
|           | 学校規模の<br>確保       | -                            | 浮島小→青木小では、必要となる学校規模の確保が見込まれる。ただし、望ましい学校規模を確保するためには、再度、統合の検討を要する。           | ○                       | 3校全てにおいて、望ましい学校規模の確保が見込まれる。ただし、将来的に学年によっては、単学級となる可能性がある。                   |
|           | 通学の安全確保と支援の<br>対応 | ○                            | 浮島小→青木小では、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、案2と比較し、距離が短い。<br>浮島小→青木小の通学距離の目安；約2.8km | -                       | 浮島小→城島小では、案1と同様に、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、距離が長い。<br>浮島小→城島小の通学距離の目安；約3.7km |

修正後

(4) 2つの統合案の評価・比較結果について

案1及び案2を評価・比較した結果は、以下のとおりです。  
 なお、評価・比較においては、小項目に示した視点で、中項目ごとに両案を相対的に評価・比較しました。  
 評価欄には、項目ごとに、優位性が認められる場合には、一方の案を「○」の評価とし、両案に差が認められない場合には、両案ともに「-」の評価としています。

●統合案の評価・比較の結果表

| 大項目       | 中項目               | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                            | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                                            |
|-----------|-------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|           |                   | 評価                           | 主な評価理由                                                                     | 評価                      | 主な評価理由                                                                     |
| 統合の<br>効果 | 学習面の向上            | -                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、複数の学級がある場合と比較して、教育活動や児童の組織的活動の範囲が狭くなることが見込まれる。      | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、教育活動や児童の組織的活動の範囲がより拡充することが見込まれる。                     |
|           | 生活面の向上            | -                            | 浮島小→青木小では、全学年が1学級となるため、クラス替えができず、人間関係の固定化が解消されないことが見込まれる。                  | ○                       | (浮島小を含めて)全学年が2学級となるため、クラス替えが可能となり、人間関係の固定化が解消されることが見込まれる。                  |
|           | 学校運営の<br>改善・向上    | -                            | 城島小では、学級数が+2増となり、教職員定数が拡大することで学校運営の改善・向上が見込まれる。                            | -                       | 同左                                                                         |
|           | 学校規模の<br>確保       | -                            | 浮島小→青木小では、必要となる学校規模の確保が見込まれる。ただし、望ましい学校規模を確保するためには、再度、統合の検討を要する。           | ○                       | 3校全てにおいて、望ましい学校規模の確保が見込まれる。ただし、将来的に学年によっては、単学級となる可能性がある。                   |
|           | 通学の安全確保と支援の<br>対応 | ○                            | 浮島小→青木小では、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、案2と比較し、距離が短い。<br>浮島小→青木小の通学距離の目安；約2.8km | -                       | 浮島小→城島小では、案1と同様に、スクールバスの運行により、課題の解消が図られるが、距離が長い。<br>浮島小→城島小の通学距離の目安；約3.7km |

当初案

●統合案の評価・比較の結果表（つづき）

| 大項目             | 中項目          | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                                                                       | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                |
|-----------------|--------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------|
|                 |              | 評価                           | 主な評価理由                                                                                                                | 評価                      | 主な評価理由                                         |
| 統合の<br>効果       | 環境変化への<br>対応 | —                            | 修学旅行（6年生）、宿泊訓練（5年生）、社会見学（1年生から6年生）など、一部の学校行事等においては、以前より城島地域内の小学校同士が合同で実施している。しかし、浮島小と青木小、下田小と城島小といった特定の学校同士によるものではない。 | —                       | 同左                                             |
|                 | 地域コミュニティへの配慮 | ○                            | まちの成り立ちとして、青木村（浮島校区、青木校区）、城島町（下田校区、城島校区）であった歴史がある。（その後、江上村（江上校区）を合わせた1町2村が合併して現在の城島町となった。）また、消防団は浮島・青木校区で組織化されている。    | —                       | 浮島校区と城島校区は、地理的に隣接しておらず、また、コミュニティにおける関係性は見られない。 |
|                 | 地域の拠点機能の継承   | —                            | 拠点機能の継承や跡地の活用は統合決定後に検討する予定である。                                                                                        | —                       | 同左                                             |
|                 | 学校施設の状態      | —                            | 教室等の収容可能数等に大きな支障は見られない。                                                                                               | —                       | 同左                                             |
|                 | 保護者負担の影響     | —                            | 城島地域5小学校は全て制服が導入されており、その取扱いは学校、保護者等と協議しながら検討する予定である。                                                                  | —                       | 同左                                             |
| 統合の<br>実施<br>環境 | 統合の実行性       | —                            | 今後、統合の組み合わせを含めて、保護者や地域住民等と協議・調整を行う予定である。                                                                              | —                       | 同左                                             |
|                 | 統合の成立性       | —                            | 他の事務事業や計画等と事前協議や調整等を要する事項は見られない。                                                                                      | —                       | 同左                                             |

修正後

●統合案の評価・比較の結果表（つづき）

| 大項目             | 中項目          | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小) |                                                                                                                       | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小) |                                                |
|-----------------|--------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------|
|                 |              | 評価                           | 主な評価理由                                                                                                                | 評価                      | 主な評価理由                                         |
| 統合の<br>効果       | 環境変化への<br>対応 | —                            | 修学旅行（6年生）、宿泊訓練（5年生）、社会見学（1年生から6年生）など、一部の学校行事等においては、以前より城島地域内の小学校同士が合同で実施している。しかし、浮島小と青木小、下田小と城島小といった特定の学校同士によるものではない。 | —                       | 同左                                             |
|                 | 地域コミュニティへの配慮 | ○                            | まちの成り立ちとして、青木村（浮島校区、青木校区）、城島町（下田校区、城島校区）であった歴史がある。（その後、江上村（江上校区）を合わせた1町2村が合併して現在の城島町となった。）また、消防団は浮島・青木校区で組織化されている。    | —                       | 浮島校区と城島校区は、地理的に隣接しておらず、また、コミュニティにおける関係性は見られない。 |
|                 | 地域の拠点機能の継承   | —                            | 拠点機能の継承や跡地の活用は統合決定後に検討する予定である。                                                                                        | —                       | 同左                                             |
|                 | 学校施設の状態      | —                            | 教室等の収容可能数等に大きな支障は見られない。                                                                                               | —                       | 同左                                             |
|                 | 保護者負担の影響     | —                            | 城島地域5小学校は全て制服が導入されており、その取扱いは学校、保護者等と協議しながら検討する予定である。                                                                  | —                       | 同左                                             |
| 統合の<br>実施<br>環境 | 統合の実行性       | —                            | 今後、統合の組み合わせを含めて、保護者や地域住民等と協議・調整を行う予定である。                                                                              | —                       | 同左                                             |
|                 | 統合の成立性       | —                            | 他の事務事業や計画等と事前協議や調整等を要する事項は見られない。                                                                                      | —                       | 同左                                             |

議案40—資料17

当初案

●評価・比較結果の総括表

|              | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小)                                                                                                                                                                              | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小)                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優位性が認められる項目数 | 2項目                                                                                                                                                                                                       | 3項目                                                                                                                                             |
| 優位性が認められる項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学の安全確保と支援の対応</li> <li>・地域コミュニティへの配慮</li> </ul>                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面の向上</li> <li>・生活面の向上</li> <li>・学校規模の確保</li> </ul>                                                    |
| 評価・比較結果の概要   | <p>浮島小においては、案2と比較して、統合後の通学距離が短いことから、登下校時の安全の確保や保護者の学校行事等への参加のし易さが見込まれる。ただし、スクールバス運行など通学支援を行う場合は、児童の登下校時の安全は、案2と同様となる。</p> <p>また、浮島小における地域コミュニティの観点からは、まちの成り立ちの歴史的な経緯や一部の住民組織において、浮島校区と青木校区の関係性が認められる。</p> | <p>3校による統合の結果、全ての学年においてクラス替えが可能となる「望ましい学校規模」となることから、児童の学習面や生活面において、3校が同時にその効果が見込まれる。</p> <p>また、浮島小にとっては、案1では、「望ましい学校規模」は確保されず、再度、統合の検討を要する。</p> |

(5) 2つの統合案の市教育委員会の考え方

案2 (浮島小と下田小を城島小に統合する案) とします。

(判断の理由)

案1と案2を比較した結果、案2の方が、より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合による教育的な効果がより高いと判断されるため。

修正後

●評価・比較結果の総括表

|              | 案1<br>(浮島小→青木小)<br>(下田小→城島小)                                                                                                                                                                              | 案2<br>(浮島小・下田小<br>→城島小)                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優位性が認められる項目数 | 2項目                                                                                                                                                                                                       | 3項目                                                                                                                                             |
| 優位性が認められる項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学の安全確保と支援の対応</li> <li>・地域コミュニティへの配慮</li> </ul>                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習面の向上</li> <li>・生活面の向上</li> <li>・学校規模の確保</li> </ul>                                                    |
| 評価・比較結果の概要   | <p>浮島小においては、案2と比較して、統合後の通学距離が短いことから、登下校時の安全の確保や保護者の学校行事等への参加のし易さが見込まれる。ただし、スクールバス運行など通学支援を行う場合は、児童の登下校時の安全は、案2と同様となる。</p> <p>また、浮島小における地域コミュニティの観点からは、まちの成り立ちの歴史的な経緯や一部の住民組織において、浮島校区と青木校区の関係性が認められる。</p> | <p>3校による統合の結果、全ての学年においてクラス替えが可能となる「望ましい学校規模」となることから、児童の学習面や生活面において、3校が同時にその効果が見込まれる。</p> <p>また、浮島小にとっては、案1では、「望ましい学校規模」は確保されず、再度、統合の検討を要する。</p> |

(5) 2つの統合案の市教育委員会の考え方

案2 (浮島小と下田小を城島小に統合する案) とします。

(判断の理由)

案1と案2を比較した結果、案2の方が、より良い教育条件・教育環境を速やかに整える観点から、統合による教育的な効果がより高いと判断されるため。

当初案

3 統合の実施時期として考慮すべき事項について

(1) 複式学級における学習方法

複式学級では、国語や算数などを除く、以下の教科等の学習内容は、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）の各2年間で、学習する方法を実施しています。

音楽科、図画工作科、体育科、道徳、生活科・総合的な学習の時間、外国語活動、学級活動

(2) 複式学級における年間指導計画

複式学級では、上の教科等において、2種類の年間指導計画を作成し、年度ごとに交互に実施しています。

① A年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 1年生の学習内容 |     | 3年生の学習内容 |     | 5年生の学習内容 |     |

② B年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 2年生の学習内容 |     | 4年生の学習内容 |     | 6年生の学習内容 |     |

(3) 各学校における状況

浮島小学校と下田小学校ともに、各年度の複式学級における年間指導計画の状況は、以下のとおりとなっています。

| H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| B年度 | A年度 | B年度 | A年度 | B年度 | A年度 |

(4) 統合の実施時期として考慮すべき事項

A年度を統合の実施時期とする場合、前年度であるB年度における1年生、3年生、5年生は、学習内容と学年が一致しないために、統合の前年度から統合時の学習内容を合わせるために、準備期間が必要になります。

修正後

3 統合の実施時期として考慮すべき事項について

(1) 複式学級における学習方法

複式学級では、国語や算数などを除く、以下の教科等の学習内容は、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）の各2年間で、学習する方法を実施しています。

音楽科、図画工作科、体育科、道徳、生活科・総合的な学習の時間、外国語活動、学級活動

(2) 複式学級における年間指導計画

複式学級では、上の教科等において、2種類の年間指導計画を作成し、年度ごとに交互に実施しています。

① A年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 1年生の学習内容 |     | 3年生の学習内容 |     | 5年生の学習内容 |     |

② B年度の年間指導計画

| 1年生      | 2年生 | 3年生      | 4年生 | 5年生      | 6年生 |
|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 複式学級     |     | 複式学級     |     | 複式学級     |     |
| 2年生の学習内容 |     | 4年生の学習内容 |     | 6年生の学習内容 |     |

(3) 各学校における状況

浮島小学校と下田小学校ともに、各年度の複式学級における年間指導計画の状況は、以下のとおりとなっています。

| H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| B年度 | A年度 | B年度 | A年度 | B年度 | A年度 |

(4) 統合の実施時期として考慮すべき事項

A年度を統合の実施時期とする場合、前年度であるB年度における1年生、3年生、5年生は、学習内容と学年が一致しないために、統合の前年度から統合時の学習内容を合わせるために、準備期間が必要になります。

当初案

4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について

①城島小学校（小規模校）

|     | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| H30 | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 2   | 10       |
|     | 38  | 47  | 34  | 43  | 35  | 52  | 249(255) |
| H31 | 2   | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 10       |
|     | 40  | 37  | 47  | 34  | 43  | 35  | 236(242) |
| H32 | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 2   | 10       |
|     | 39  | 39  | 37  | 47  | 34  | 43  | 239(245) |
| H33 | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 9        |
|     | 40  | 38  | 39  | 37  | 47  | 34  | 235(241) |
| H34 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 2   | 9        |
|     | 46  | 39  | 38  | 39  | 37  | 47  | 246(252) |
| H35 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   | 8        |
|     | 43  | 45  | 39  | 38  | 39  | 37  | 241(247) |
| H36 | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 9        |
|     | 36  | 42  | 45  | 39  | 38  | 39  | 239(245) |

②下田小学校（平成28年度より複式学級校）

|     | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|--------|
| H30 | 1    | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4      |
|     | 6    | 7   | 4    | 7   | 9    | 5   | 38(41) |
| H31 | 1    | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4      |
|     | 3    | 6   | 7    | 4   | 7    | 8   | 35(38) |
| H32 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 2    | 3   | 6    | 7   | 4    | 6   | 28(31) |
| H33 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 6    | 2   | 3    | 6   | 7    | 4   | 28(31) |
| H34 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 2    | 6   | 2    | 3   | 6    | 6   | 25(28) |
| H35 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 6    | 2   | 6    | 2   | 3    | 5   | 24(27) |
| H36 | 1    | 1   | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 4      |
|     | 5    | 6   | 2    | 6   | 2    | 3   | 24(27) |

当初案

4 城島地域5小学校の児童数・学級数の推計について

①城島小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 2   | 1   | 2   | 1   | 2   | 9        |
|    | 32  | 37  | 37  | 43  | 35  | 43  | 227(240) |
| R3 | 2   | 1   | 1   | 1   | 2   | 1   | 8        |
|    | 40  | 32  | 37  | 37  | 43  | 35  | 224(236) |
| R4 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 2   | 9        |
|    | 46  | 40  | 32  | 37  | 37  | 43  | 235(247) |
| R5 | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   | 8        |
|    | 39  | 46  | 40  | 32  | 37  | 37  | 231(240) |
| R6 | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 9        |
|    | 39  | 39  | 46  | 40  | 32  | 37  | 233(240) |
| R7 | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 1   | 9        |
|    | 38  | 39  | 39  | 46  | 40  | 32  | 234(238) |
| R8 | 1   | 2   | 1   | 1   | 2   | 1   | 8        |
|    | 34  | 38  | 39  | 39  | 46  | 40  | 236(236) |

②下田小学校（平成28年度より複式学級校）

|    | 1年生  | 2年生  | 3年生  | 4年生  | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|----|------|------|------|------|------|-----|--------|
| R2 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 6    | 4    | 7    | 7    | 5    | 8   | 37(38) |
| R3 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 5    | 6    | 4    | 7    | 7    | 5   | 34(34) |
| R4 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 2    | 5    | 6    | 4    | 7    | 7   | 31(31) |
| R5 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 5    | 2    | 5    | 6    | 4    | 7   | 29(29) |
| R6 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 5    | 2    | 5    | 6    | 4   | 25(25) |
| R7 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 7    | 3    | 5    | 2    | 5    | 6   | 28(28) |
| R8 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 4    | 7    | 3    | 5    | 2    | 5   | 26(26) |

当初案

③江上小学校（小規模校）

|     | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| H30 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 27  | 13  | 18  | 29  | 24  | 28  | 139(142) |
| H31 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 26  | 26  | 13  | 18  | 28  | 24  | 135(138) |
| H32 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 19  | 25  | 26  | 13  | 17  | 28  | 128(131) |
| H33 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 20  | 18  | 25  | 26  | 12  | 17  | 118(121) |
| H34 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 22  | 19  | 18  | 25  | 25  | 12  | 121(124) |
| H35 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 15  | 21  | 19  | 18  | 24  | 25  | 122(125) |
| H36 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 11  | 14  | 21  | 19  | 17  | 24  | 106(109) |

④青木小学校（小規模校）

|     | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| H30 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 21  | 16  | 23  | 20  | 16  | 24  | 120(123) |
| H31 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 14  | 21  | 16  | 24  | 20  | 16  | 111(114) |
| H32 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 17  | 14  | 21  | 17  | 24  | 20  | 113(116) |
| H33 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 18  | 17  | 14  | 22  | 17  | 24  | 112(115) |
| H34 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 12  | 18  | 17  | 15  | 22  | 17  | 101(104) |
| H35 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 13  | 12  | 18  | 18  | 15  | 22  | 98(101)  |
| H36 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|     | 9   | 13  | 12  | 19  | 18  | 15  | 86(89)   |

修正後

③江上小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 22  | 17  | 25  | 13  | 17  | 29  | 123(128) |
| R3 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 22  | 17  | 25  | 13  | 17  | 110(115) |
| R4 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 22  | 17  | 25  | 13  | 107(111) |
| R5 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 15  | 14  | 16  | 22  | 17  | 25  | 109(113) |
| R6 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 11  | 15  | 14  | 16  | 22  | 17  | 95(97)   |
| R7 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 22  | 94(94)   |
| R8 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 86(86)   |

④青木小学校（小規模校）

|    | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| R2 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 17  | 104(113) |
| R3 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 16  | 13  | 18  | 18  | 22  | 103(110) |
| R4 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 16  | 13  | 18  | 18  | 95(100)  |
| R5 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 15  | 14  | 16  | 16  | 13  | 18  | 92(97)   |
| R6 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 11  | 15  | 14  | 16  | 16  | 13  | 85(86)   |
| R7 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 16  | 88(88)   |
| R8 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 6        |
|    | 14  | 16  | 11  | 15  | 14  | 16  | 86(86)   |



当初案

⑤浮島小学校（平成19年度より複式学級校）

|     | 1年生  | 2年生 | 3年生  | 4年生 | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|--------|
| H30 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 1    | 7   | 2    | 9   | 6    | 3   | 28(28) |
| H31 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 3    | 1   | 7    | 2   | 11   | 5   | 29(29) |
| H32 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 1    | 3   | 1    | 7   | 3    | 10  | 25(25) |
| H33 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 5    | 1   | 3    | 1   | 9    | 3   | 22(22) |
| H34 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 0    | 6   | 1    | 3   | 1    | 8   | 19(19) |
| H35 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 6    | 0   | 6    | 1   | 4    | 1   | 18(18) |
| H36 | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 複式学級 |     | 3      |
|     | 1    | 7   | 0    | 6   | 1    | 4   | 19(19) |

注)

- ・上段；学級数
- ・下段；児童数
- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含む場合です
- ・H30.5.1現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・1、2年生は1学級35人編制、3～6年生は1学年40人編制です
- ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

【参考】

●城島地域5小学校（浮島小+下田小+城島小+江上小+青木小）の統合

|     | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 合計       |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| H36 | 2   | 3   | 2   | 3   | 2   | 3   | 15       |
|     | 62  | 82  | 80  | 89  | 76  | 85  | 474(489) |

修正後

⑤浮島小学校（平成19年度より複式学級校）

|    | 1年生  | 2年生  | 3年生  | 4年生  | 5年生  | 6年生 | 合計     |
|----|------|------|------|------|------|-----|--------|
| R2 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 2    | 3    | 1    | 7    | 1    | 6   | 20(22) |
| R3 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 5    | 2    | 3    | 1    | 7    | 1   | 19(19) |
| R4 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 0    | 5    | 2    | 3    | 1    | 7   | 18(18) |
| R5 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 8    | 0    | 5    | 2    | 3    | 1   | 19(19) |
| R6 | 1    | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 1   | 4      |
|    | 4    | 8    | 0    | 5    | 2    | 3   | 22(22) |
| R7 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 4    | 8    | 0    | 5    | 2   | 22(22) |
| R8 | 複式学級 |      | 複式学級 |      | 複式学級 |     | 3      |
|    | 3    | 3    | 4    | 8    | 0    | 5   | 23(23) |

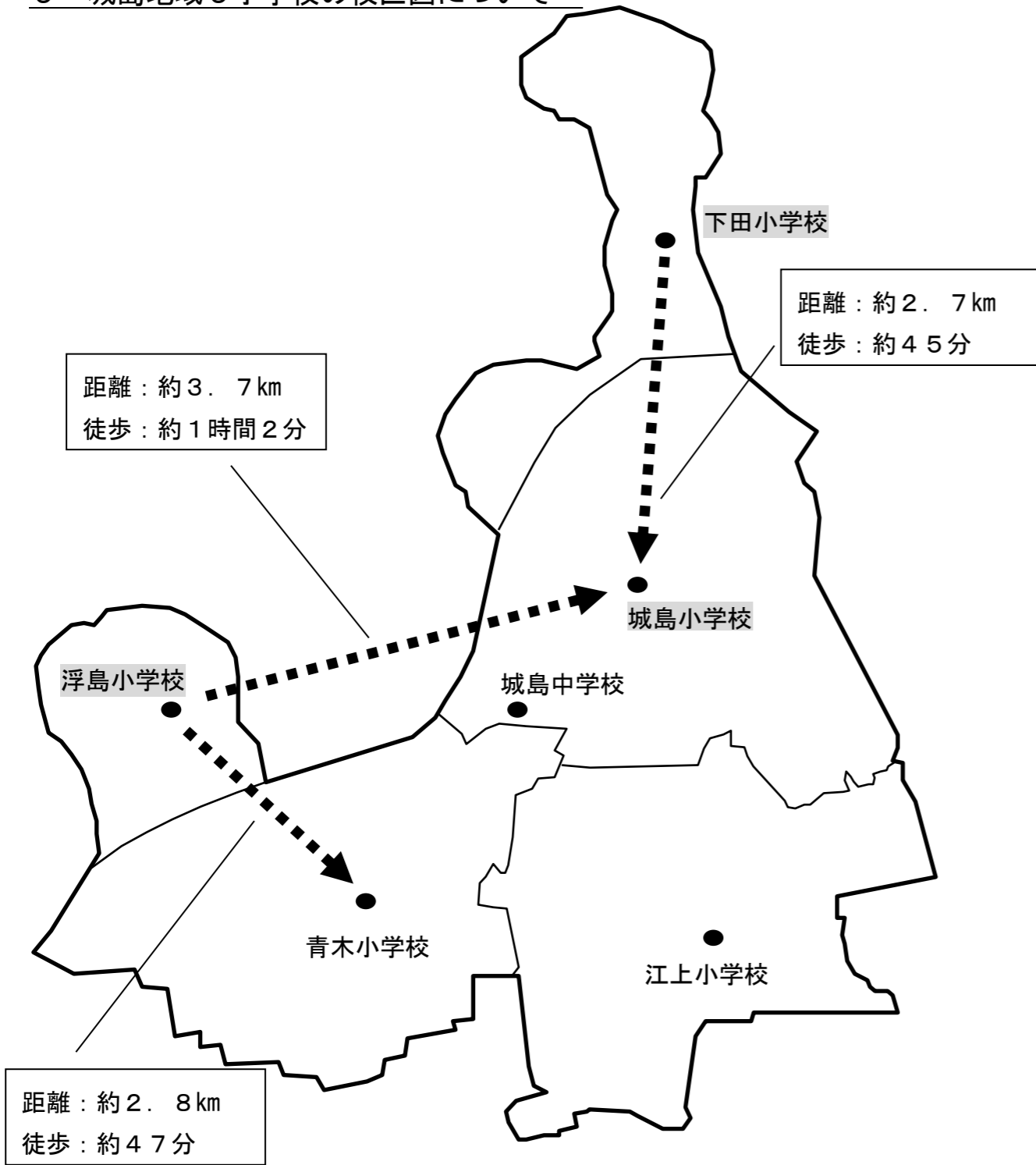
注)

- ・上段；学級数
- ・下段；児童数
- ・児童数の合計( )は特別支援学級在籍児童数を含む場合です
- ・R2.5.1現在の推計値（統合を実施しなかった場合）です
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・1、2年生は1学級35人編制、3～6年生は1学年40人編制です
- ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となります

(削除)

当初案

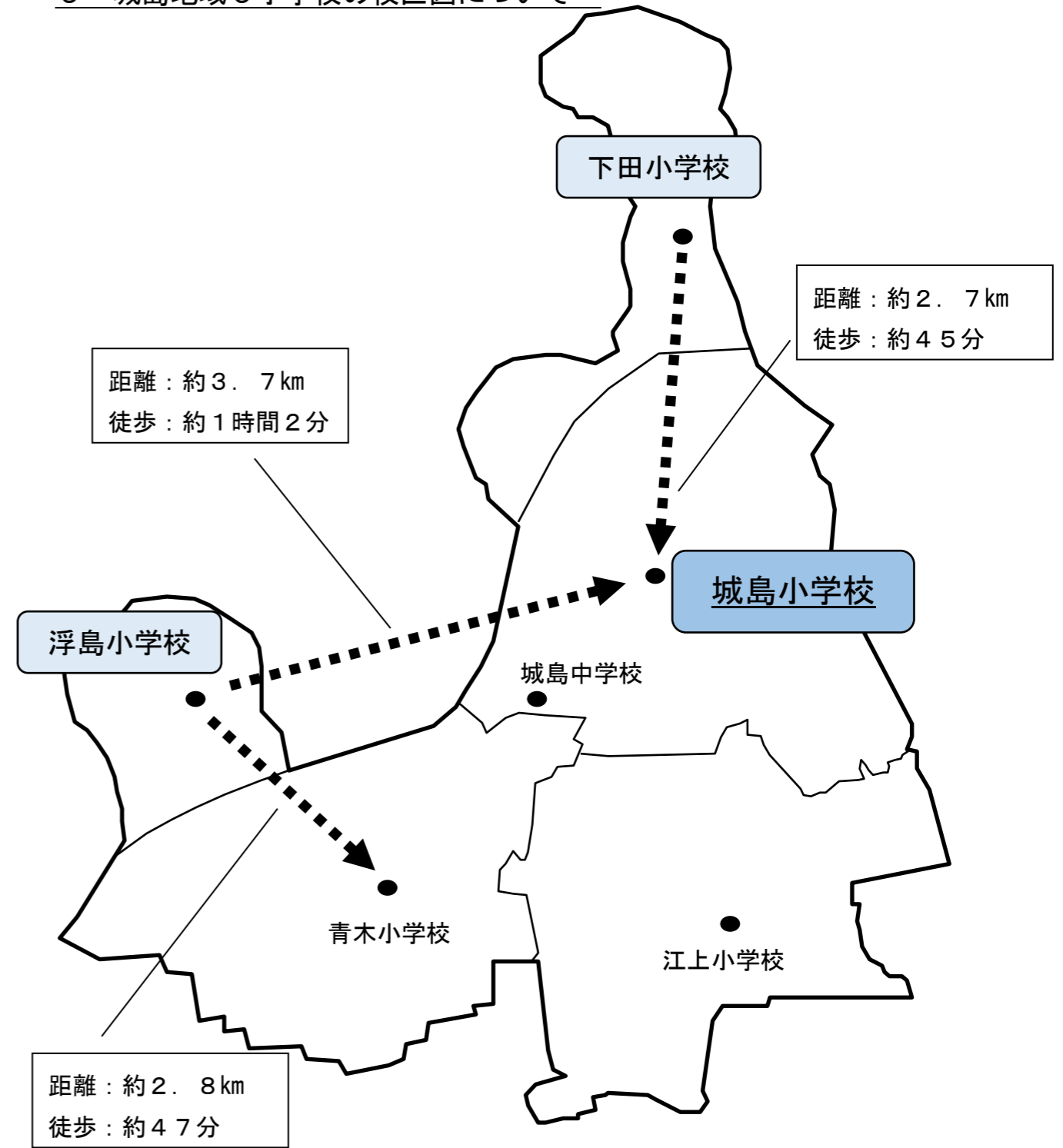
5 城島地域5小学校の校区図について



注)  
 ・距離は、各小学校から小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています  
 ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

修正後

5 城島地域5小学校の校区図について



注)  
 ・距離は、各小学校から小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています  
 ・時間は、児童の徒歩による時間（1分間＝60m）を表しています

## 第 4 1 号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見  
の申出について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の  
申出について

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のと  
おり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市立下田小学校及び久留米市立浮島小学校を久留米市立城島小学校に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

久留米市立小学校設置条例（昭和39年久留米市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

|   |       |   |             |
|---|-------|---|-------------|
| 〃 | 城島小学校 | 〃 | 城島町城島320番地  |
| 〃 | 下田小学校 | 〃 | 城島町下田251番地  |
| 〃 | 江上小学校 | 〃 | 城島町江上331番地  |
| 〃 | 青木小学校 | 〃 | 城島町上青木825番地 |
| 〃 | 浮島小学校 | 〃 | 城島町浮島234番地1 |

」

を

「

|   |       |   |             |
|---|-------|---|-------------|
| 〃 | 城島小学校 | 〃 | 城島町城島320番地  |
| 〃 | 江上小学校 | 〃 | 城島町江上331番地  |
| 〃 | 青木小学校 | 〃 | 城島町上青木825番地 |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市立小学校設置条例（平成24年久留米市条例第15号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正後（案）                                                                                         |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|---------------|---------|---------------|----------|----------------|---------|---------------|---------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|---|---|---------|--------------|---------|--------------|---------|---------------|----------|----------------|---------|---------------|---------|---------------|
| <p>（設置）<br/>第1条 略<br/>（名称及び位置）<br/>第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>（設置）<br/>第1条 略<br/>（名称及び位置）<br/>第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>                        |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>〃 城島小学校</td> <td>〃 城島町城島320番地</td> </tr> <tr> <td>〃 下田小学校</td> <td>〃 城島町下田251番地</td> </tr> <tr> <td>〃 江上小学校</td> <td>〃 城島町江上331番地</td> </tr> <tr> <td>〃 青木小学校</td> <td>〃 城島町上青木825番地</td> </tr> <tr> <td>〃 浮島小学校</td> <td>〃 城島町浮島234番地1</td> </tr> <tr> <td>〃 西牟田小学校</td> <td>〃 三潞町西牟田4410番地</td> </tr> <tr> <td>〃 犬塚小学校</td> <td>〃 三潞町玉満1871番地</td> </tr> <tr> <td>〃 三潞小学校</td> <td>〃 三潞町高三潞492番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称                                                                                             | 位置 | 略 | 略 | 〃 城島小学校 | 〃 城島町城島320番地 | 〃 下田小学校 | 〃 城島町下田251番地 | 〃 江上小学校 | 〃 城島町江上331番地 | 〃 青木小学校 | 〃 城島町上青木825番地 | 〃 浮島小学校 | 〃 城島町浮島234番地1 | 〃 西牟田小学校 | 〃 三潞町西牟田4410番地 | 〃 犬塚小学校 | 〃 三潞町玉満1871番地 | 〃 三潞小学校 | 〃 三潞町高三潞492番地 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>〃 城島小学校</td> <td>〃 城島町城島320番地</td> </tr> <tr> <td>〃 江上小学校</td> <td>〃 城島町江上331番地</td> </tr> <tr> <td>〃 青木小学校</td> <td>〃 城島町上青木825番地</td> </tr> <tr> <td>〃 西牟田小学校</td> <td>〃 三潞町西牟田4410番地</td> </tr> <tr> <td>〃 犬塚小学校</td> <td>〃 三潞町玉満1871番地</td> </tr> <tr> <td>〃 三潞小学校</td> <td>〃 三潞町高三潞492番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 〃 城島小学校 | 〃 城島町城島320番地 | 〃 江上小学校 | 〃 城島町江上331番地 | 〃 青木小学校 | 〃 城島町上青木825番地 | 〃 西牟田小学校 | 〃 三潞町西牟田4410番地 | 〃 犬塚小学校 | 〃 三潞町玉満1871番地 | 〃 三潞小学校 | 〃 三潞町高三潞492番地 |
| 名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 位置                                                                                             |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 略                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略                                                                                              |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 城島小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町城島320番地                                                                                   |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 下田小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町下田251番地                                                                                   |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 江上小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町江上331番地                                                                                   |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 青木小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町上青木825番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 浮島小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町浮島234番地1                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 西牟田小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〃 三潞町西牟田4410番地                                                                                 |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 犬塚小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 三潞町玉満1871番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 三潞小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 三潞町高三潞492番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 位置                                                                                             |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 略                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 略                                                                                              |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 城島小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町城島320番地                                                                                   |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 江上小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町江上331番地                                                                                   |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 青木小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 城島町上青木825番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 西牟田小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〃 三潞町西牟田4410番地                                                                                 |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 犬塚小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 三潞町玉満1871番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| 〃 三潞小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〃 三潞町高三潞492番地                                                                                  |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |
| <p>附 則 略<br/>附 則（平成24年3月29日条例第15号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>附 則 略<br/>附 則（平成24年3月29日条例第15号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。<br/>附 則<br/>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> |    |   |   |         |              |         |              |         |              |         |               |         |               |          |                |         |               |         |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |   |   |         |              |         |              |         |               |          |                |         |               |         |               |

## 久留米市立小学校の学校統合について

- 第40号議案 第1次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び久留米市立小学校の廃止について  
第41号議案 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

### 1 概要

久留米市立小学校小規模化対応方針（平成30年10月に策定）に基づき、城島小・下田小・浮島小の組み合わせによる統合を実施するため、「第1次久留米市立小学校統合基本計画」を決定し、対象校を廃止するものです。

また、市議会6月定例会において、「久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例」の議案を提案するため、意見の申出をお願いするものです。

### 2 経過の概要

市教育委員会では、これまで市長部局と連携を図りながら、対象となる保護者や地域等への説明会や協議を重ねてきました。

このたび、両校のPTA及び校区コミュニティ組織との間で、統合及びそのための準備を進める合意に至ったため、統合の骨子を定める「第1次久留米市立小学校統合基本計画」を決定するものです。

| 時 期                                                  | 経過の概要                                                                                                              |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年10月<br>平成31年1月<br>平成31年2月～<br>令和元年9月～<br>令和2年6月 | 久留米市立小学校小規模化対応方針を策定<br>第1次久留米市立小学校統合基本計画【案】を発表<br>城島地域を対象に説明会を開催<br>下田小、浮島小及び城島小の保護者や地域と協議<br>第1次久留米市立小学校統合基本計画を審議 |

### 3 第1次久留米市立小学校統合基本計画の概要

#### (1) 統合対象校と組み合わせ

|          |              |
|----------|--------------|
| 統合の対象校   | 下田小学校・浮島小学校  |
| 統合の組み合わせ | 両校とも城島小学校と統合 |

#### (2) 統合の実施時期

|         |          |
|---------|----------|
| 統合の実施時期 | 令和3年4月1日 |
|---------|----------|



### (3) 統合後の新たな学校づくり

| 重点分野  | 3つの重点分野                   |
|-------|---------------------------|
| 重点分野1 | 児童の安全・安心のための取組            |
| 重点分野2 | 学校の一体感の醸成を目指した魅力ある教育活動の展開 |
| 重点分野3 | 学校や地域の伝統を継承していくための取組      |

## 4 統合に向けた準備

### (1) 小学校統合準備協議会（仮称）

小学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域、学校、市教育委員会、市で構成する協議会を下田小、浮島小、城島小の3校にそれぞれ設置します。

### (2) 協議会での主な検討事項

小学校統合準備協議会（仮称）では、主に以下のような事項について、検討を行っていきます。

|        |                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な検討事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ スクールバスの運行</li><li>・ 統合前の交流学习、合同行事の実施</li><li>・ 城島小学校の施設改修</li><li>・ 歴史的継承物の保存</li><li>・ 閉校式等式典行事の実施</li><li>・ 学校跡地の利活用 など</li></ul> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

### (1) 改正内容

市が学校教育法に基づき設置する小学校について、以下のとおり、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 条例第2条の表中（改正前）

| 名称    | 位置                 |
|-------|--------------------|
| 城島小学校 | 久留米市城島町城島 320 番地   |
| 下田小学校 | 久留米市城島町下田 251 番地   |
| 浮島小学校 | 久留米市城島町浮島 234 番地 1 |



#### 条例第2条の表中（改正後）

| 名称    | 位置               |
|-------|------------------|
| 城島小学校 | 久留米市城島町城島 320 番地 |

### (2) 施行日

令和3年4月1日

● 参考資料

1 統合前後の学級数と児童数について

統合前（令和2年5月1日現在）

|     |     | 1年   | 2年 | 3年   | 4年 | 5年   | 6年 | 合計        |
|-----|-----|------|----|------|----|------|----|-----------|
| 下田小 | 学級数 | 1    | 1  | 複式学級 |    | 複式学級 |    | 4         |
|     | 児童数 | 6    | 4  | 7    | 7  | 5    | 8  | 37 (38)   |
| 浮島小 | 学級数 | 複式学級 |    | 複式学級 |    | 複式学級 |    | 3         |
|     | 児童数 | 2    | 3  | 1    | 7  | 1    | 6  | 20 (22)   |
| 城島小 | 学級数 | 1    | 2  | 1    | 2  | 1    | 2  | 9         |
|     | 児童数 | 32   | 37 | 37   | 43 | 35   | 43 | 227 (240) |



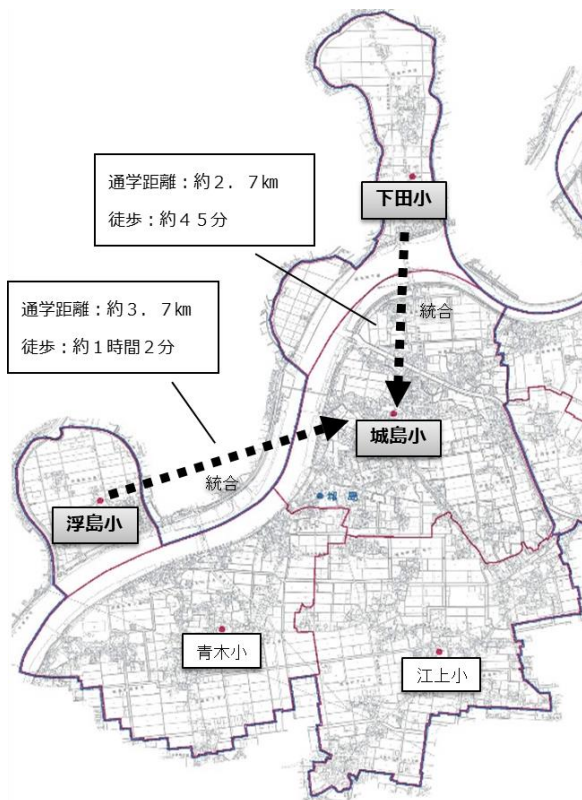
統合後（令和3年4月1日見込み）

|     |     | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計        |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----------|
| 城島小 | 学級数 | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  | 12        |
|     | 児童数 | 50 | 40 | 44 | 45 | 57 | 41 | 277 (289) |

※通常学級の学級数・児童数。

ただし、合計（）は特別支援学級の児童数を含む全児童数。

2 城島地域の校区概略図



3 下田小・浮島小の概要

● 下田小学校の概要

- ・児童数 38名（令和2年5月1日現在）
- ・教職員数 11名（令和2年度）
- ・創立年 明治13年  
（令和2年度；創立141年目）
- ・卒業生数 1,474名（令和元年度まで）

● 浮島小学校の概要

- ・児童数 22名（令和2年5月1日現在）
- ・教職員数 10名（令和2年度）
- ・創立年 明治6年  
（令和2年度；創立148年目）
- ・卒業生数 2,185名（令和元年度まで）

教育委員会後援事業等に関する報告

R2.5.11からR2.6.2 受付分まで  
 ※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                                      | 事業名                                | 主催者名                  | 場所                     | 区分  | 担当課     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----|---------|
| 1   | 2020年6月20日(土)～8月23日(日)開館57日間<br>開館時間 10:00～17:00<br>(入館は16:30まで)<br>月曜日休館(ただし、8月10日は開館) | 白馬のゆくえ 小林萬吾と<br>日本洋画50年            | 久留米市美術館               | 久留米市美術館(本館2階)          | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 2   | 令和2年7月15日(水)<br>11:30～15:30                                                             | 懐メロを唄う会 夏季定例会                      | 令和に皆で懐メロを唄う会          | くるめりあ六ツ門 3階 多目的ホール     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 3   | 令和2年7月19日(日)<br>13:00～14:00、16:00～17:00                                                 | 夏休みおやこ人形劇場                         | 特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車  | 石橋文化センター<br>石橋文化会館小ホール | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 4   | ①2020年9月15日(火)<br>19:00開演<br>②2020年9月16日(水)<br>13:00開演                                  | DRUM TAO THE BEST<br>LIVE 祭響       | 株式会社 テレビ西日本           | 石橋文化ホール                | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 5   | 令和2年10月11日(日)<br>14:00～16:00                                                            | 福岡県退職教職員協会久留米支会教育文化事業<br>ふれあいコンサート | 一般財団法人福岡県退職教職員協会久留米支会 | 石橋文化センター共同ホール          | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 6   | ①令和2年6月21日(日)<br>13:30～15:00<br>②令和2年7月5日(日)<br>13:30～15:00                             | キッズマネースクール                         | 株式会社B・A               | 久留米リサーチパーク             | 後援★ | 学校教育課   |
| 7   | 令和2年7月26日(日)<br>～令和3年2月7日(日)                                                            | 発達障害理解促進事業                         | gocochi-Next          | Zoomによるオンライン配信         | 後援  | 学校教育課   |
| 8   | 令和2年4月4日(土)<br>～令和3年3月13日(土)                                                            | 学びに向かう力を育む学習会                      | 学びに向かう力を育む学習会         | え～るピア久留米               | 後援  | 学校教育課   |
| 9   |                                                                                         |                                    |                       |                        |     |         |
| 10  |                                                                                         |                                    |                       |                        |     |         |

## 令和2年度（公財）久留米市体育協会各種事業の共催・後援について

1. 共 催            56事業（令和元年度：65事業）
2. 後 援            185事業（令和元年度：229事業）

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |     | 行 事 名                         | 内 容 |    | 場 所            | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                            | 主 管 団 体   |
|-----|-----|-------------------------------|-----|----|----------------|----------|-------|--------------------------------|-----------|
| 月   | 日   |                               | 共催  | 後援 |                |          |       |                                |           |
| 9   | 8   | 初級エアロビクス教室(年2回9月1月)           | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 135名  | 市民の体力づくり及びエアロビクスの普及            | 体 育 協 会   |
| 9   | 10  | 初級エアロビクス教室(年2回9月1月)           | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 120名  | 市民の体力づくり及びエアロビクスの普及            | 体 育 協 会   |
| 9   | 10  | ヨガ教室(年2回(9月1月))               | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 66名   | 市民の体力づくり及びヨガの普及                | 体 育 協 会   |
| 9   | 11  | ストレッチ&太極拳教室(年2回9月1月)          | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 90名   | 市民の体力づくり及び太極拳の普及               | 体 育 協 会   |
| 9   | 13  | バドミントン教室(年2回9月1月)             | ○   |    | 荘島体育館          | 女性       | 120名  | 女性人の体力づくり及び女性スポーツ振興並びに相互の親睦のため | 体 育 協 会   |
| 9   | 13  | ヨガ教室(年2回9月1月)                 | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 114名  | 市民の体力づくり及びヨガの普及                | 体 育 協 会   |
| 9   | 14  | 市民テニス教室(年2回9月1月)              | ○   |    | 西田テニスコート       | 市民       | 150名  | 市民の体力づくり及びテニスの普及               | 体 育 協 会   |
| 9   | 15  | リズムダンス・貯筋運動教室(年2回9月1月)        | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 105名  | 市民の体力づくり及び貯筋運動の普及              | 体 育 協 会   |
| 9   | 16  | 北野地区バドミントン教室(年2回9月1月)         | ○   |    | 北野体育館          | 市民       | 60名   | 市民の体力づくり及びバドミントンの普及            | 体 育 協 会   |
| 9   | 16  | リズムダンス・貯筋運動教室(年2回9月1月)        | ○   |    | 西部地区体育館        | 市民       | 60名   | 市民の体力づくり及び貯筋運動の普及              | 体 育 協 会   |
| 9   | 17  | 女性の筋力アップ教室(初級)(年2回9月1月)       | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 48名   | 女性人の体力づくり及び女性スポーツ振興            | 体 育 協 会   |
| 9   | 17  | 女性の筋力アップ教室(中級)(年2回9月1月)       | ○   |    | 荘島体育館          | 市民       | 48名   | 女性人の体力づくり及び女性スポーツ振興            | 体 育 協 会   |
| 9   | 8・9 | 第21回久留米市民親善ゴルフ大会              | ○   |    | ブリヂストンカンツリー倶楽部 | 市民       | 400名  | 市民の体力づくり及びゴルフの普及               | 体 育 協 会   |
| 10  | 18  | 第48回久留米オリンピック                 | ○   |    | スポーツセンター陸上競技場  | 市民       | 4500名 | 市民の体力づくり及び生涯スポーツの振興            | 体 育 協 会   |
| 1   | 31  | 第40回久留米ロードレース大会               | ○   |    | スポーツセンター陸上競技場  | 中・高・一般   | 500名  | 陸上競技の普及奨励のため                   | 体 育 協 会   |
| 3   | 28  | ニュースポーツフェスタ(ソフトバレーボール)        | ○   |    | 西部地区体育館、荘島体育館  | 市民       | 300名  | 生涯スポーツの振興とニュースポーツの普及           | 体 育 協 会   |
| 9   | 22  | 第54回久留米市スポーツ少年団大会             | ○   |    | スポーツセンター陸上競技場  | スポーツ少年団員 | 1200名 | スポーツ少年団の育成及び団員相互の親睦と交流をはかるため   | スポーツ少年団本部 |
| 11  | 29  | 第48回久留米市スポーツ少年団ドッジボール・ドッジビー大会 | ○   |    | 西部地区体育館        | スポーツ少年団員 | 300名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため     | スポーツ少年団本部 |
| 2   | 11  | 第47回久留米市スポーツ少年団剣道大会           | ○   |    | 久留米アリーナ板張り道場   | スポーツ少年団員 | 140名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため     | スポーツ少年団本部 |
| 2   | 14  | 第38回久留米市スポーツ少年団バレーボール大会       | ○   |    | みづま総合体育館他      | スポーツ少年団員 | 200名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため     | スポーツ少年団本部 |
| 3   | 20  | 第25回久留米市スポーツ少年団サッカー大会         | ○   |    | 南部浄化センター       | スポーツ少年団員 | 100名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため     | スポーツ少年団本部 |
| 6   | 13  | 第51回久留米市長旗学童軟式野球大会(3/28～5/5)  | ○   |    | 久留米市野球場他       | 小学生      | 600名  | 軟式野球の普及奨励のため                   | 野 球 連 盟   |
| 秋以降 |     | 第33回久留米市長旗(春季)中学軟式野球大会        | ○   |    | 久留米市野球場他       | 中学生      | 600名  | 中学生の健全育成及び軟式野球の普及のため           | 野 球 連 盟   |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                             | 内 容 |    | 場 所             | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                           | 主 管 団 体     |
|-----|----|-----------------------------------|-----|----|-----------------|----------|-------|-------------------------------|-------------|
|     |    |                                   | 共催  | 後援 |                 |          |       |                               |             |
| 月   | 日  |                                   |     |    |                 |          |       |                               |             |
| 8   | 29 | 第17回久留米市長旗(秋季)中学軟式野球大会            | ○   |    | 久留米市野球場他        | 中学生      | 800名  | 中学生の健全育成及び軟式野球の普及のため          | 野 球 連 盟     |
| 10  | 25 | 久留米まつり協賛第48回校区対抗軟式野球大会            | ○   |    | 新宝満川野球場他        | 一般       | 400名  | 軟式野球の普及奨励のため                  | 野 球 連 盟     |
| 2   | 14 | 第52回久留米市長旗軟式野球大会(～3月)             | ○   |    | 久留米市野球場         | 一般       | 2000名 | 軟式野球の普及奨励のため                  | 野 球 連 盟     |
| 6   | 20 | 第18回西部地区体育館開館記念小学生バレーボール大会        | ○   |    | 西部地区体育館 他       | 小学生      | 300名  | 小学生の技術、競技力向上、バレーボール競技の普及奨励のため | バレーボール協会    |
| 10  | 9  | 第21回久留米アザレアカップ(～10/11)            | ○   |    | 久留米アリーナ他        | 一般男女     | 800名  | バレーボール競技の普及奨励のため              | バレーボール協会    |
| 11  | 14 | 第5回久留米市長杯争奪小学生ミニバスケットボール大会(11/15) | ○   |    | 西部地区体育館         | 小学生      | 500名  | 小学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会  |
| 1   | 9  | 第5回久留米市長杯争奪中学生バスケットボール協会大会(1/10)  | ○   |    | みづま総合体育館他       | 中学生      | 600名  | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため      | バスケットボール協会  |
| 8   | 23 | 第105回九州柔道大会                       | ○   |    | 久留米アリーナ         | 小・中・高・一般 | 1200名 | 明治時代からの由緒ある大会で今後共発展育成を必要とするため | 柔 道 協 会     |
| 10  | 25 | 久留米まつり協賛久留米市青少年柔道大会               | ○   |    | 久留米アリーナ 畳敷き道場   | 小・中学生    | 250名  | 柔道の普及奨励のため                    | 柔 道 協 会     |
| 9   | 13 | 第48回久留米まつり剣道大会                    | ○   |    | みづま総合体育館        | 小・中学生    | 400名  | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため          | 剣 道 連 盟     |
| 9   | 26 | 第86回久留米市ハンドボール大会(9/27)            | ○   |    | 久留米アリーナ         | 高校生      | 500名  | ハンドボール競技普及奨励のため               | ハンドボール協会    |
| 2   | 13 | 第30回緒方正次郎杯争奪卓球大会(2/14)            | ○   |    | 久留米アリーナ         | 小・中・高・一般 | 1200名 | 卓球競技の普及奨励のため                  | 卓 球 協 会     |
| 6   | 14 | 小中学生水泳競技大会兼県民体育大会市選考会             | ○   |    | 市民温水プール         | 小・中学生    | 200名  | 県市選考会、青少年の健全育成及び水泳競技の普及のため    | 水 泳 協 会     |
| 3   | 7  | 久留米市銃(短)剣道大会                      | ○   |    | 西部地区体育館         | 一般       | 150名  | 銃剣道の普及奨励のため                   | 銃 剣 道 連 盟   |
| 7   | 31 | 第3回ダイハツ久留米ジュニアオープンバドミントン大会(～8/2)  | ○   |    | 久留米アリーナ         | 小・中学生    | 2000名 | ジュニア選手バドミントン競技の普及奨励のため        | バドミントン協会    |
| 7   | 12 | 第17回久留米市小・中学生空手道大会                | ○   |    | 久留米アリーナ 板張り道場   | 小・中学生    | 300名  | 少年少女の健全育成及び空手道の普及奨励のため        | 空 手 道 連 盟   |
| 11  | 1  | 第44回久留米地区空手道大会                    | ○   |    | 久留米アリーナ メインアリーナ | 小学生～一般   | 500名  | 空手道の普及奨励のため                   | 空 手 道 連 盟   |
| 10  | 11 | 第50回久留米市長杯争奪市民ボウリング大会             | ○   |    | スポガ久留米          | 一般       | 88名   | ボウリング競技普及をはかるため               | ボウリング協会     |
| 9   | 6  | スポーツの祭典 ぶどう狩りサイクリング               | ○   |    | 百年公園～田主丸町       | 市民       | 150名  | 市民の健康増進とサイクリングの普及奨励のため        | サイクルスポーツ協会  |
| 3   | 未定 | 久留米つばきカップTT in草野                  | ○   |    | 久留米市草野町         | 一般       | 150名  | 市民の健康増進とサイクリングの普及奨励のため        | サイクルスポーツ協会  |
| 7   | 26 | 筑後川カヌーフェスティバル2020                 | ○   |    | 久留米市筑後川         | 小・中学生    | 70名   | カヌー競技の普及奨励のため                 | カヌー協会       |
| 2   | 20 | 第31回久留米市長杯少年サッカー大会(2/21)          | ○   |    | 東部運動公園          | 小学生      | 250名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため      | サ ッ カ ー 協 会 |
| 10  | 25 | 第5回水と緑のくるめマラソン大会(5月19日より延期)       | ○   |    | ゆめタウン裏合川緑地      | 小学生以上    | 150名  | 健康維持及び交流促進のため                 | 走 ろ う 会     |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                             | 内 容 |    | 場 所            | 対 象 者               | 参加人員 | 摘 要                      | 主 管 団 体                    |
|-----|----|-----------------------------------|-----|----|----------------|---------------------|------|--------------------------|----------------------------|
| 月   | 日  |                                   | 共催  | 後援 |                |                     |      |                          |                            |
| 10  | 24 | 第2回ベストアメニティカップ(10/25)             | ○   |    | 久留米アリーナ        | 幼年・小・中              | 400名 | 青少年の健全育成及びレスリングの普及奨励のため  | レスリング協会                    |
| 6   | 21 | 笑群バイクラブ杯 宮ノ陣校区ソフトボール大会            | ○   |    | リバーサイドソフトボール場  | 一般                  | 250名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(笑群バイクラブ)  |
| 9   | 22 | クロスロードスポーツレクリエーション祭久留米市予選会        | ○   |    | みづま総合体育館       | 一般                  | 100名 | 広域圏でのニュースポーツ等の普及奨励のため    | 総合型地域スポーツクラブ               |
| 10  | 4  | 南薫クラブソフトテニス大会                     | ○   |    | 新宝満川テニスコート     | 小・中・高・一般<br>(校区関係者) | 100名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(南薫クラブ)    |
| 10  | 11 | スポーツフェスタinくるめ 50mダッシュ王選手権         | ○   |    | スポーツセンター陸上競技場  | 一般                  | 100名 | 健康保持と生涯スポーツの普及奨励のため      | 総合型地域スポーツクラブ               |
| 11  | 3  | 久留米市長旗南薫クラブ少年サッカー大会               | ○   |    | スポーツセンター陸上競技場  | 小学生                 | 150名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(南薫クラブ)    |
| 12  | 6  | 筑西・ゆめクラブ杯グラウンド・ゴルフ交流大会            | ○   |    | 南部浄化センター       | 一般                  | 250名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(筑西・ゆめクラブ) |
| 12  | 20 | 筑西・ゆめクラブ杯ソフトバレーボール交流大会            | ○   |    | 西部地区体育館        | 小・中・高・一般            | 250名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(筑西・ゆめクラブ) |
| 2   | 未定 | 宮ノ陣笑群バイクラブ&南薫クラブ杯ママさんバレーボール親善交流大会 | ○   |    | 久留米アリーナ サブアリーナ | 一般                  | 80名  | 健康保持と生涯スポーツの普及奨励のため      | 総合型地域スポーツクラブ               |
| 7   | 26 | 笑群バイクラブ杯 宮ノ陣校区ソフトバレーボール大会         | ○   |    | 久留米アリーナ        | 一般                  | 250名 | 総合型地域スポーツクラブ主体事業の一つであるため | 総合型地域スポーツクラブ<br>(笑群バイクラブ)  |



## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                                        | 内 容 |    | 場 所      | 対 象 者 | 参加人員  | 摘 要                        | 主 管 団 体  |
|-----|----|----------------------------------------------|-----|----|----------|-------|-------|----------------------------|----------|
|     |    |                                              | 共催  | 後援 |          |       |       |                            |          |
| 月   | 日  |                                              |     |    |          |       |       |                            |          |
| 秋以降 |    | 高円宮賜杯第40回全日本学童軟式野球大会(久留米大会)                  |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 600名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 第25回久留米市野球連盟会長杯軟式野球大会(B級)                    |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 600名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 福岡トヨタ杯第4回学童軟式野球福岡県大会                         |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 1400名 | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 福岡県学童軟式野球大会2020久留米大会                         |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 1200名 | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 第21回久留米市民ナイター軟式野球大会                          |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 500名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 天皇賜杯第75回全日本軟式野球久留米大会                         |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 700名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 秋以降 |    | 第26回久留米市野球連盟会長杯軟式野球大会(C級)                    |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 500名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 6   | 7  | 第62回福岡県軟式野球選手権大会(1部)久留米大会                    |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 500名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 6   | 13 | 福岡県学童軟式野球2020県大会                             |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 500名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 7   | 4  | 第39回連盟会長旗学童軟式野球大会                            |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 300名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 7   | 5  | 第54回福岡県選手権軟式野球大会(2部)久留米大会                    |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 500名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 8   | 8  | JALカップ第9回全九州学童軟式野球大会                         |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 400名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 8   | 9  | 第10回九州都市対抗軟式野球久留米大会                          |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 300名  | 軟式野球の普及奨励及び親睦を図るため         | 野 球 連 盟  |
| 9   | 19 | 福岡県連会長杯・(公財)久留米市体育協会会長旗<br>第22回軟式野球選手権大会(A級) |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 800名  | 軟式野球の普及奨励及び親睦を図るため         | 野 球 連 盟  |
| 9   | 27 | KBC久留米北ロータリー杯第15回軟式野球大会                      |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 600名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 10  | 3  | くーみんテレビ・はっぴとすビジョン旗第5回クロスロード学童軟式野球大会          |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 600名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 11  | 7  | 駅前不動産旗第3回久留米近圏学童軟式野球大会                       |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 800名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 11  | 23 | 筑後信用金庫旗第3回近圏中学校軟式野球大会                        |     | ○  | 久留米市野球場他 | 中学生   | 600名  | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 1   | 11 | 学童父兄審判講習会                                    |     | ○  | 新宝満川野球場  | 一般    | 200名  | 審判員の資質の向上をはかるため            | 野 球 連 盟  |
| 3   | 未定 | 筑邦銀行旗第7回近圏学童軟式野球大会                           |     | ○  | 久留米市野球場他 | 小学生   | 1000名 | 小学生の健全育成及び軟式野球の普及のため       | 野 球 連 盟  |
| 3   | 下旬 | 第76回国民体育大会軟式野球大会市予選(A級)                      |     | ○  | 久留米市野球場他 | 一般    | 320名  | 軟式野球の普及奨励のため               | 野 球 連 盟  |
| 7   | 12 | 第51回久留米市勤労者バレーボール大会                          |     | ○  | 西部地区体育館  | 一般    | 230名  | 勤労者の体力づくりおよびバレーボールの普及奨励のため | バレーボール協会 |
| 7   | 12 | 第24回福岡県クラブ9人制バレーボール男女混合大会                    |     | ○  | 西部地区体育館他 | 一般    | 230名  | バレーボールの普及奨励のため             | バレーボール協会 |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施 |    | 行事名                                          | 内容 |    | 場所          | 対象者 | 参加人員  | 摘要                            | 主管団体     |
|----|----|----------------------------------------------|----|----|-------------|-----|-------|-------------------------------|----------|
| 月  | 日  |                                              | 共催 | 後援 |             |     |       |                               |          |
| 7  | 23 | 第25回久留米市近圏ソフトバレーボール大会                        |    | ○  | 西部地区体育館     | 一般  | 300名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 8  | 8  | 第35回紫雲旗バレーボール小学生大会                           |    | ○  | 西部地区体育館他    | 小学生 | 450名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 9  | 6  | 第15回筑後地区会長杯ソフトバレーボール大会                       |    | ○  | みづま総合体育館    | 一般  | 300名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 9  | 13 | 第35回久留米市小学生ソフトバレーボール大会                       |    | ○  | 西田体育館、荘島体育館 | 小学生 | 200名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 9  | 19 | 第59回久留米近圏高校バレーボール大会<br>(男子9/19・20、女子9/20・21) |    | ○  | みづま総合体育館他   | 高校生 | 1350名 | 高校生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 11 | 22 | 第18回久留米市近隣ソフトバレーボール大会                        |    | ○  | 西田体育館、荘島体育館 | 一般  | 300名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 9  | 27 | 第5回筑後地区会長杯レクリエーションバレーボール大会                   |    | ○  | 西部地区体育館     | 一般  | 200名  | バレーボール普及のため審判員の養成を図るため        | バレーボール協会 |
| 10 | 11 | 第118回久留米市内小学生バレーボール大会                        |    | ○  | 東部地区体育館他    | 小学生 | 300名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 10 | 25 | 第107回久留米市ママさんバレーボール大会                        |    | ○  | 西部地区体育館他    | 女性  | 400名  | 女性に対する体力づくり及び女性スポーツの振興のため     | バレーボール協会 |
| 10 | 25 | 第29回久留米市ソフトバレーボールフェスタ                        |    | ○  | 西部地区体育館他    | 一般  | 400名  | ソフトバレーの普及振興を図るため              | バレーボール協会 |
| 11 | 1  | 第11回全国6人制総合優勝大会九州地域リーグバレーボール                 |    | ○  | 西部地区体育館     | 一般  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 11 | 14 | 第12回九州スポーツマスターズ男女大会(バレーボール)(11/15)           |    | ○  | みづま総合体育館    | 一般  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 11 | 23 | 第27回野田旗小学生バレーボール大会                           |    | ○  | 未定          | 小学生 | 250名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 11 | 29 | 第52回久留米市内レクリエーションバレーボール大会                    |    | ○  | 西田体育館       | 一般  | 230名  | 勤労者の体力づくり及びバレーボールの普及奨励のため     | バレーボール協会 |
| 12 | 12 | 第25回久留米中央ライオンズカップバレーボール小学生大会                 |    | ○  | みづま総合体育館他   | 小学生 | 350名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 12 | 13 | 第77回クラブ選手権9人制女子バレーボール大会                      |    | ○  | みづま総合体育館他   | 一般  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 1  | 11 | 第37回久留米近圏小学生バレーボール大会                         |    | ○  | みづま総合体育館他   | 小学生 | 300名  | スポーツの広域交流、小学生の健全育成及びバレーボールの普及 | バレーボール協会 |
| 1  | 24 | 第6回久留米市会長杯一般男子バレーボール大会                       |    | ○  | みづま総合体育館    | 一般  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 1  | 24 | 第30回久留米市バレーボール小学生新人大会                        |    | ○  | 西部地区体育館他    | 小学生 | 300名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |
| 1  | 31 | 第6回久留米市会長杯一般女子バレーボール大会                       |    | ○  | みづま総合体育館    | 一般  | 180名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 2  | 11 | 第20回久留米市小学生お別れソフトバレーボール大会                    |    | ○  | 西部地区体育館     | 小学生 | 300名  | 小学生の健全育成及びソフトバレーボールの普及のため     | バレーボール協会 |
| 2  | 21 | クラブ選手権9人制男女バレーボール大会                          |    | ○  | みづま総合体育館他   | 一般  | 150名  | バレーボールの普及奨励のため                | バレーボール協会 |
| 3  | 7  | 第119回久留米市内小学生バレーボール大会                        |    | ○  | 西田体育館       | 小学生 | 300名  | 小学生の健全育成及びバレーボールの普及のため        | バレーボール協会 |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実施  |    | 行事名                                 | 内容 |    | 場所                   | 対象者            | 参加人員  | 摘要                               | 主管団体       |
|-----|----|-------------------------------------|----|----|----------------------|----------------|-------|----------------------------------|------------|
| 月   | 日  |                                     | 共催 | 後援 |                      |                |       |                                  |            |
| 3   | 7  | 第46回久留米近圏ママさんバレーボール大会               |    | ○  | みづま総合体育館             | 女性             | 270名  | 女性人の体力づくり及び女性スポーツ振興並びに相互の親睦のため   | バレーボール協会   |
| 3   | 21 | 第53回久留米市内レクリエーションバレーボール大会           |    | ○  | 久留米アリーナ              | 一般             | 230名  | 勤労者の体力づくり及びバレーボールの普及奨励のため        | バレーボール協会   |
| 3   | 21 | 福岡県6・9人制男女混合バレーボール大会                |    | ○  | 久留米アリーナサブアリーナ        | 一般             | 230名  | バレーボールの普及奨励のため                   | バレーボール協会   |
| 秋以降 |    | 第132回久留米市内中学校バスケットボール大会(5/3)        |    | ○  | 明星中学校・田主丸中学校         | 中学生            | 600名  | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため         | バスケットボール協会 |
| 10  | 未定 | 第79回久留米市内一般バスケットボール大会(久留米リーグ)(～12月) |    | ○  | 西部地区体育館 他            | 一般             | 500名  | バスケットボールの普及奨励のため                 | バスケットボール協会 |
| 6   | 6  | 第23回全九州シニアバスケットボール交歓大会              |    | ○  | 久留米アリーナ              | 一般             | 1200名 | バスケットボールの普及奨励のため                 | バスケットボール協会 |
| 7   | 23 | 令和2年度久留米市近郊高校1年生バスケットボール大会(～7/25)   |    | ○  | みづま総合体育館 他           | 高校生            | 500名  | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及奨励のため      | バスケットボール協会 |
| 8   | 8  | 第95回久留米地区高校バスケットボール大会(8/9)          |    | ○  | 久留米市内高校体育館 他         | 高校生            | 500名  | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及奨励のため      | バスケットボール協会 |
| 9   | 12 | 第96回天皇杯第87回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会      |    | ○  | 久留米アリーナ              | 一般・大学・高校       | 1200名 | バスケットボールの普及奨励のため                 | バスケットボール協会 |
| 8   | 29 | 第133回久留米市内中学校バスケットボール協会大会(8/30)     |    | ○  | 明星中学校 他              | 中学生            | 600名  | 中学生の健全育成及びバスケットボールの普及のため         | バスケットボール協会 |
| 1   | 30 | 第23回ミニバスふれあい合宿(1/31)                |    | ○  | 夜須青少年自然の家            | 小学生            | 200名  | 小学生の健全育成およびバスケットボールの普及奨励のため      | バスケットボール協会 |
| 2   | 11 | 第33回久留米市総合選手権バスケットボール大会(2/14)       |    | ○  | 久留米市内高校体育館 他         | 一般・高校生         | 500名  | バスケットボールの普及奨励のため                 | バスケットボール協会 |
| 3   | 20 | 第96回久留米地区高校バスケットボール大会(3/21)         |    | ○  | 久留米アリーナ・久留米市内高校体育館 他 | 高校生            | 500名  | 高校生の健全育成およびバスケットボールの普及奨励のため      | バスケットボール協会 |
| 3   | 27 | 第3回久留米市バスケットボールフェスティバル(3/28)        |    | ○  | 久留米アリーナ              | 小学生、中学生、高校生、一般 | 1500名 | バスケットボールの普及奨励のため                 | バスケットボール協会 |
| 6   | 7  | 第143回2節久留米市一般男子B級大会                 |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 270名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 7   | 5  | 第143回2節久留米市一般男子C級大会                 |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 210名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 7   | 12 | 第55回久留米市小学生ソフトボール大会(第9回中村英治杯)       |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 小学生男女          | 200名  | 小学生の健全育成及びソフトボールの普及奨励のため         | ソフトボール協会   |
| 7   | 12 | 県民体育大会ソフトボール競技予選大会                  |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 200名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 7   | 19 | 第143回3節久留米市一般男子B級大会                 |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 250名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 8   | 2  | 第143回3節久留米市一般男子C級大会                 |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 210名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 8   | 30 | 第143回4節久留米市一般男子B級大会                 |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般男子           | 250名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 9   | 6  | 第4回近圏レディースソフトボール大会                  |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 一般女子           | 200名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会   |
| 9   | 12 | 第33回久留米市近圏小学生大会(9/13)               |    | ○  | リバーサイドソフトボール場        | 小学生男女          | 1200名 | スポーツの広域交流、小学生の健全育成及びソフトボールの普及のため | ソフトボール協会   |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                  | 内 容 |    | 場 所                          | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                              | 主 管 団 体  |
|-----|----|------------------------|-----|----|------------------------------|----------|-------|----------------------------------|----------|
| 月   | 日  |                        | 共催  | 後援 |                              |          |       |                                  |          |
| 9   | 27 | 第143回4節久留米市一般男子C級大会    |     | ○  | リバーサイドソフトボール場                | 一般男子     | 210名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 10  | 25 | 第20回久留米市長旗ソフトボール大会     |     | ○  | リバーサイドソフトボール場                | 一般男子     | 800名  | ソフトボールの普及のため                     | ソフトボール協会 |
| 12  | 6  | 第5回グランドチャンピオン大会        |     | ○  | リバーサイドソフトボール場                | 小学生男女    | 1200名 | スポーツの広域交流、小学生の健全育成及びソフトボールの普及のため | ソフトボール協会 |
| 6   | 1  | 久留米柔道教室(月水木金土曜日)       |     | ○  | 久留米アリーナ畳敷き道場                 | 小・中学生    | 1000名 | 青少年の健全育成及び柔道の普及のため               | 柔道協会     |
| 10  | 11 | 久留米市秋季無段者柔道大会          |     | ○  | 久留米アリーナ畳敷き道場                 | 小・中・高・一般 | 150名  | 柔道の普及奨励のため                       | 柔道協会     |
| 6   | 10 | 初心者弓道教室(～9月)           |     | ○  | 久留米アリーナ弓道場                   | 一般       | 60名   | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 7   | 19 | 福岡県民体育大会予選会            |     | ○  | 久留米アリーナ弓道場                   | 一般       | 50名   | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 10  | 10 | 第50回高良大社くち奉納弓道大会       |     | ○  | 高良大社                         | 中学生～一般   | 300名  | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 11  | 3  | 第46回ほとめき弓道大会           |     | ○  | 久留米アリーナ弓道場                   | 一般       | 250名  | 弓道の普及奨励のため                       | 弓道連盟     |
| 6   | 14 | 第14回久留米市内大会兼具体選考会      |     | ○  | スポーツセンターテニスコート               | 一般       | 100名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 7   | 5  | 第36回松尾杯記念大会            |     | ○  | スポーツセンターテニスコート               | 一般       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 8   | 2  | 近県団体戦                  |     | ○  | 新宝満川テニスコート<br>スポーツセンターテニスコート | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 7   | 19 | 市内リーグ高校生夏季大会           |     | ○  | スポーツセンターテニスコート               | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 8   | 10 | 久留米市中学校OB・OG大会         |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 高校・一般    | 300名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 8   | 22 | 高校南部ブロック1・2年生大会(～8/23) |     | ○  | 新宝満川テニスコート<br>スポーツセンターテニスコート | 高校生      | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 11  | 21 | 第104回久留米市内秋季中学生大会      |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 中学生      | 500名  | 中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため         | ソフトテニス連盟 |
| 12  | 6  | 第14回久留米市ソフトテニス連盟会長杯    |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 市民       | 300名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 12  | 20 | 市内リーグ高校生冬季大会           |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 高校生      | 200名  | 高校生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため         | ソフトテニス連盟 |
| 3   | 7  | 第11回久留米市春季選手権大会        |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 市民       | 200名  | ソフトテニスの普及奨励のため                   | ソフトテニス連盟 |
| 3   | 20 | メッカ事業(小学生・中学生研修会)      |     | ○  | 新宝満川テニスコート                   | 小・中学生    | 200名  | 小・中学生の健全育成及びソフトテニスの普及奨励のため       | ソフトテニス連盟 |
| 6   | 6  | 陸上競技教室(毎週土曜日、月4回)      |     | ○  | スポーツセンター補助競技場                | 小・中学生    | 40名   | 青少年の健全育成及び陸上競技の普及奨励のため           | 陸上競技協会   |
| 6   | 3  | 久留米市中学校陸上競技大会          |     | ○  | スポーツセンター陸上競技場                | 中学生      | 600名  | 陸上競技の普及奨励のため                     | 陸上競技協会   |
| 6   | 6  | 第32回久留米陸上競技選手権大会(6/7)  |     | ○  | スポーツセンター陸上競技場                | 中・高・一般   | 1800名 | 陸上競技の普及奨励のため                     | 陸上競技協会   |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                       | 内 容 |    | 場 所             | 対 象 者      | 参加人員  | 摘 要                         | 主 管 団 体   |
|-----|----|-----------------------------|-----|----|-----------------|------------|-------|-----------------------------|-----------|
| 月   | 日  |                             | 共催  | 後援 |                 |            |       |                             |           |
| 6   | 15 | 筑後地区中学校陸上競技大会               |     | ○  | スポーツセンター陸上競技場   | 中学生        | 1000名 | 陸上競技の普及奨励のため                | 陸上競技協会    |
| 9   | 13 | 久留米記録会                      |     | ○  | スポーツセンター陸上競技場   | 中・高・一般     | 1300名 | 陸上競技の普及奨励のため                | 陸上競技協会    |
| 11  | 22 | 第10回久留米長距離記録会               |     | ○  | スポーツセンター補助競技場   | 一般         | 300名  | 陸上競技の普及奨励のため                | 陸上競技協会    |
| 3   | 21 | 久留米市陸上競技協会 審判講習会            |     | ○  | 久留米アリーナ         | 一般         | 50名   | 審判員の資質の向上をはかるため             | 陸上競技協会    |
| 6   | 1  | 久留米市剣道教室(毎週月・水・金曜日)         |     | ○  | 湯の坂道場他          | 小・中・一般     | 50名   | 剣道の普及奨励のため                  | 剣道連盟      |
| 6   | 21 | 第61回仲縄旗争奪剣道大会               |     | ○  | 久留米大学御井アリーナ     | 小・中学生      | 600名  | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟      |
| 9   | 27 | 第97回久留米地区高校剣道秋季大会           |     | ○  | 久留米アリーナ・板張り道場   | 高校生        | 100名  | 高校生の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟      |
| 11  | 1  | 第63回久留米市少年剣道大会              |     | ○  | 久留米アリーナ・メインアリーナ | 小・中学生      | 280名  | 青少年の健全育成及び剣道の普及奨励のため        | 剣道連盟      |
| 11  | 3  | 第49回老壮三国対抗剣道大会              |     | ○  | 久留米アリーナ・板張り道場   | 一般         | 70名   | 中・高齢者のスポーツ振興のため             | 剣道連盟      |
| 1   | 未定 | スキーバスツアーin芸北                |     | ○  | 広島 芸北国際スキー場     | 市民         | 40名   | スキーの競技普及奨励のため               | スキー協会・総合型 |
| 6   | 6  | 小・中学生ハンドボール教室(毎週土曜日、～R3年3月) |     | ○  | 西部地区体育館他        | 小・中学生      | 40名   | 青少年の健全育成及びハンドボール競技の普及をはかるため | ハンドボール協会  |
| 6   | 2  | 中学生ハンドボール教室(毎週火曜日、～R3年3月)   |     | ○  | 西部地区体育館他        | 中学生        | 15名   | 青少年の健全育成及びハンドボール競技の普及をはかるため | ハンドボール協会  |
| 10  | 18 | 第14回荒木杯久留米市小学生ハンドボール大会      |     | ○  | みづま総合体育館        | 小学生        | 200名  | 青少年の健全育成及びハンドボール競技の普及をはかるため | ハンドボール協会  |
| 1   | 24 | 第24回九州マスターズハンドボール久留米大会      |     | ○  | 久留米アリーナ         | 一般男子40歳以上  | 150名  | 生涯スポーツの普及振興のため              | ハンドボール協会  |
| 3   | 6  | 高校生ハンドボール実技講習会              |     | ○  | 明善高校体育館         | 高校生        | 80名   | ハンドボール競技普及奨励のため             | ハンドボール協会  |
| 7   | 未定 | 県民大会久留米市予選会(卓球)             |     | ○  | 荘島体育館(予定)       | 一般         | 40名   | 卓球競技の久留米市代表選手選考のため          | 卓球協会      |
| 7   | 26 | 全日本卓球選手権大会(カデットの部)県南予選会     |     | ○  | 筑後広域公園体育館       | 中学生2年以下    | 300名  | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会      |
| 8   | 29 | 全日本卓球選手権大会(ジュニアの部)県南予選会     |     | ○  | みづま総合体育館        | 高校2年生以下    | 300名  | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会      |
| 9   | 16 | TSP杯レディース久留米大会(ダブルス団体)      |     | ○  | 久留米アリーナ         | 女性         | 450名  | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会      |
| 9   | 22 | 久留米市秋季卓球大会(中学の部)            |     | ○  | みづま総合体育館        | 中学生        | 700名  | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会      |
| 9   | 21 | 久留米市秋季卓球大会(一般・高校・小学)        |     | ○  | 久留米アリーナ         | 小学生・高校生・一般 | 600名  | 卓球の普及奨励のため                  | 卓球協会      |
| 10  | 28 | 久留米市オープンラージボール卓球大会          |     | ○  | 久留米アリーナ         | 一般         | 230名  | 卓球競技の普及奨励のため                | 卓球協会      |
| 11  | 3  | 久留米市中学生卓球大会                 |     | ○  | 久留米アリーナ         | 中学生        | 500名  | 中学生の健全育成及び卓球の普及奨励のため        | 卓球協会      |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                                 | 内 容 |    | 場 所           | 対 象 者   | 参加人員 | 摘 要                        | 主 管 団 体    |
|-----|----|---------------------------------------|-----|----|---------------|---------|------|----------------------------|------------|
| 月   | 日  |                                       | 共催  | 後援 |               |         |      |                            |            |
| 11  | 4  | 久留米市レディース卓球大会(ダブルス)                   |     | ○  | 久留米アリーナ       | 女性      | 400名 | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため       | 卓 球 協 会    |
| 3   | 14 | 久留米市レディース卓球大会                         |     | ○  | みづま総合体育館      | 女性      | 170名 | 女性の体力づくり及び卓球の普及奨励のため       | 卓 球 協 会    |
| 3   | 14 | 高良歳雄杯争奪卓球大会(高校の部)                     |     | ○  | みづま総合体育館      | 高校生     | 230名 | 高校生の健全育成及び卓球の普及奨励のため       | 卓 球 協 会    |
| 3   | 20 | 久留米市総合団体卓球選手権大会                       |     | ○  | 久留米アリーナ       | 中・高・一般  | 500名 | 卓球競技の普及奨励のため               | 卓 球 協 会    |
| 6   | 21 | 第2回Fukuoka Open水泳記録会                  |     | ○  | うきはアリーナ       | 小・中・高校生 | 200名 | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水 泳 協 会    |
| 6   | 未定 | 小学校水泳指導(～7月)                          |     | ○  | 市内小学校         | 小学生     | 50名  | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水 泳 協 会    |
| 10  | 18 | 第64回筑後ジュニア水泳競技大会                      |     | ○  | 県立総合プール       | 小・中・高校生 | 500名 | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水 泳 協 会    |
| 3   | 21 | 第22回筑後ジュニア短水路水泳記録会                    |     | ○  | 県立総合プール       | 小・中・高校生 | 500名 | 青少年の健全育成及び水泳競技の普及奨励のため     | 水 泳 協 会    |
| 10  | 20 | 山川招魂社銃剣道大会                            |     | ○  | 山川招魂社         | 一般      | 30名  | 銃剣道の普及奨励のため                | 銃 剣 道 連 盟  |
| 10  | 4  | 内田記念久留米市民秋季バドミントン大会                   |     | ○  | みづま総合体育館      | 一般      | 150名 | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会   |
| 11  | 29 | 久留米市クラブ対抗バドミントン大会                     |     | ○  | みづま総合体育館      | 一般      | 200名 | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会   |
| 12  | 20 | 第51回ジュニアバドミントン大会                      |     | ○  | みづま総合体育館      | 小・中学生   | 400名 | 青少年の健全育成及びバドミントン競技の普及奨励のため | バドミントン協会   |
| 1   | 11 | 第28回くるめオープンバドミントン選手権大会                |     | ○  | 久留米アリーナ       | 一般      | 280名 | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会   |
| 2   | 6  | 第38回成井杯争奪バドミントン大会(2/7)                |     | ○  | 久留米アリーナ       | 中・高・一般  | 100名 | バドミントン競技の普及奨励のため           | バドミントン協会   |
| 8   | 22 | 久留米市体操教室(毎週土曜日、～3/13)                 |     | ○  | えーるピア久留米体育館   | 小・中学生   | 50名  | 少年少女の健全育成及び体操の普及奨励のため      | 体 操 協 会    |
| 3   | 6  | 第49回久留米体操競技大会                         |     | ○  | えーるピア久留米体育館   | 小・中学生   | 60名  | 少年少女の健全育成及び体操の普及奨励のため      | 体 操 協 会    |
| 7   | 23 | 久留米市オープンテニストーナメント(ダブルス)2020兼県民体育大会選考会 |     | ○  | 新宝満川地区テニスコート  | 一般      | 100名 | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会  |
| 8   | 3  | 第49回久留米市近郊ジュニアテニス大会(～8/5)             |     | ○  | 県営テニスコート他     | 高校生以下   | 200名 | 青少年の健全育成及びテニスの普及奨励のため      | テ ニ ス 協 会  |
| 11  | 3  | 久留米市オープンテニス大会(シングルス)                  |     | ○  | 新宝満川地区テニスコート  | 一般      | 80名  | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会  |
| 1   | 10 | 久留米市オープンチーム対抗テニストーナメント(12/8)          |     | ○  | 新宝満川地区テニスコート  | 女子一般    | 120名 | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会  |
| 2   | 21 | 久留米市オープンテニス大会(シングルス)                  |     | ○  | 新宝満川地区テニスコート  | 一般      | 150名 | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会  |
| 3   | 22 | 第15回久留米近郊ジュニアテニス大会団体戦(～3/25)          |     | ○  | 新宝満川地区テニスコート他 | 中・高校生   | 400名 | テニスの普及奨励のため                | テ ニ ス 協 会  |
| 7   | 18 | レクリエーション体験講座①                         |     | ○  | えーるピア久留米体育館   | 一般      | 30名  | レクリエーション普及奨励のため            | レクリエーション協会 |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                             | 内 容 |    | 場 所         | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                      | 主 管 団 体      |
|-----|----|-----------------------------------|-----|----|-------------|----------|-------|--------------------------|--------------|
|     |    |                                   | 共催  | 後援 |             |          |       |                          |              |
| 月   | 日  |                                   |     |    |             |          |       |                          |              |
| 9   | 19 | レクリエーション体験講座②                     |     | ○  | えーるピア久留米体育館 | 一般       | 30名   | レクリエーション普及奨励のため          | レクリエーション協会   |
| 11  | 14 | レクリエーション体験講座③                     |     | ○  | えーるピア久留米体育館 | 一般       | 30名   | レクリエーション普及奨励のため          | レクリエーション協会   |
| 11  | 中旬 | 筑後北ブロック審判員講習会                     |     | ○  | 未定          | 審判員資格者等  | 30名   | 少林寺拳法の普及のため              | 少林寺拳法協会      |
| 3   | 21 | 全九州少林寺拳法演武祭2021                   |     | ○  | 久留米アリーナ     | 小中学生・一般  | 200名  | 少林寺拳法の普及のため              | 少林寺拳法協会      |
| 7   | 5  | スケート教室(日曜日・火曜日、～令和3年3月)           |     | ○  | スポガ久留米      | 小・中・高・一般 | 1200名 | アイススケートの普及奨励のため          | スケート連盟       |
| 11  | 未定 | 第32回久留米市スケート連盟会長杯アイスホッケー大会(～1月)   |     | ○  | スポガ久留米      | 小・中・高・一般 | 160名  | アイスホッケーの普及奨励のため          | スケート連盟       |
| 11  | 8  | 久留米市民アイススケート教室                    |     | ○  | スポガ久留米      | 小・中・高・一般 | 50名   | アイススケートの普及奨励のため          | スケート連盟       |
| 1   | 17 | 冬の氷上運動会                           |     | ○  | スポガ久留米      | 小・中・高・一般 | 400名  | スケートの普及奨励のため             | スケート連盟       |
| 7   | 未定 | 第27回久留米市春季ゲートボール大会                |     | ○  | 北野町運動公園     | 一般       | 90名   | ゲートボールの普及奨励のため           | ゲートボール連合     |
| 9   | 10 | 老人クラブゲートボール大会                     |     | ○  | 津福公園        | 一般       | 100名  | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため  | ゲートボール連合     |
| 10  | 13 | 久留米市民ふれあいゲートボール大会                 |     | ○  | 津福公園        | 一般       | 120名  | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため  | ゲートボール連合     |
| 11  | 12 | 第28回久留米市秋季ゲートボール大会                |     | ○  | 津福公園        | 一般       | 90名   | 高齢者の健康増進とゲートボールの普及奨励のため  | ゲートボール連合     |
| 7   | 26 | 耳納連山ヒルクライムシリーズ(4回 ～10月)           |     | ○  | 久留米市耳納連山    | 一般       | 150名  | 自転車競技の普及奨励               | サイクルスポーツ協会   |
| 8   | 下旬 | 第15回高校交流大会・第5回中学ラグビー交流会           |     | ○  | 鳥栖スタジアム     | 中・高校生    | 150名  | ラグビーフットボールの普及奨励のため       | ラグビーフットボール協会 |
| 9   | 20 | 福岡県高等学校カヌー新人大会                    |     | ○  | 久留米市城島町     | 高校生      | 30名   | カヌー競技の普及奨励のため            | カヌー協会        |
| 秋以降 |    | 第28回ちくぎん杯少年サッカー大会(4/5)            |     | ○  | 東部運動公園      | 小学生      | 580名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 7   | 25 | 第16回レインボーカップ国際親善ジュニアサッカー大会(7/26)  |     | ○  | 未定          | 小学生      | 550名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 8   | 1  | 第12回久留米協会会長カップ中学生サッカー大会(8/2)      |     | ○  | 東部運動公園 他    | 小学生      | 200名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 9   | 5  | 第24回久留米カップ中学生サッカー大会(9/6)          |     | ○  | 東部運動公園 他    | 中学生      | 500名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 11  | 14 | 第17回久留米市招待U-15中学選抜サッカー大会(11/15)   |     | ○  | 東部運動公園 他    | 中学生      | 300名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 11  | 21 | 第33回久留米カップ少年サッカー大会(11/22)         |     | ○  | 未定          | 小学生      | 580名  | 小学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 12  | 5  | 第29回久留米近圏りんどうライオンズ中学生サッカー大会(12/6) |     | ○  | 陸上競技場 他     | 中学生      | 300名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |
| 3   | 6  | 第26回久留米市中学1年生サッカー大会(3/7)          |     | ○  | 東部運動公園 他    | 中学生      | 200名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サッカー協会       |

## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                            | 内 容 |    | 場 所                | 対 象 者 | 参加人員  | 摘 要                      | 主 管 団 体         |
|-----|----|----------------------------------|-----|----|--------------------|-------|-------|--------------------------|-----------------|
|     |    |                                  | 共催  | 後援 |                    |       |       |                          |                 |
| 月   | 日  |                                  |     |    |                    |       |       |                          |                 |
| 3   | 14 | 第20回久留米市U-15サッカー大会               |     | ○  | 陸上競技場他             | 中学生   | 200名  | 中学生の健全育成及びサッカー競技の普及奨励のため | サ ッ カ ー 協 会     |
| 秋以降 |    | 第7回久留米市協会グラウンドゴルフ親善大会            |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 400名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 秋以降 |    | 第50回久留米市協会グラウンドゴルフ交歓大会           |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 520名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 10  | 7  | 第10回西日本地区男・女ペアグラウンドゴルフ交歓大会(10/8) |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 1000名 | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 6   | 2  | 第33回北筑後支部グラウンドゴルフ交歓大会            |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 10  | 23 | 第51回久留米市グラウンドゴルフ交歓大会(個人戦、団体戦)    |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 520名  | 市民の健康増進とグラウンドゴルフの普及奨励のため | グラウンドゴルフ協会      |
| 11  | 19 | 第20回久留米市老人連合ふれあいグラウンドゴルフ交歓大会     |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 1   | 中旬 | 北筑後支部新春グラウンドゴルフ交歓大会              |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 3   | 中旬 | 第16回久留米市長杯グラウンドゴルフ交歓大会           |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 520名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 3   | 下旬 | 第24回高牟礼ライオンズクラブ杯グラウンドゴルフ交歓大会     |     | ○  | 筑後川リバーサイドグラウンドゴルフ場 | 一般    | 600名  | グラウンドゴルフの普及奨励のため         | グラウンドゴルフ協会      |
| 10  | 上旬 | 初心者アーチェリー教室(12月まで、毎週金曜日)         |     | ○  | 西田体育館              | 市民    | 10名   | アーチェリー競技の普及奨励のため         | ア ー チ ェ リ ー 協 会 |
| 6   | 28 | 久留米市バウンドテニス親善大会                  |     | ○  | 荘島体育館              | 一般    | 40名   | バウンドテニスの普及奨励のため          | バウンドテニス協会       |
| 9   | 1  | 筑後ブロック親善バウンドテニス大会                |     | ○  | 西部地区体育館            | 一般    | 80名   | バウンドテニスの普及奨励のため          | バウンドテニス協会       |
| 9   | 6  | 久留米市バウンドテニス体験教室                  |     | ○  | 荘島体育館              | 一般    | 40名   | バウンドテニスの普及奨励のため          | バウンドテニス協会       |
| 2   | 13 | 第27回飛び梅レディースカップバウンドテニス大会         |     | ○  | みづま総合体育館           | 女性    | 200名  | バウンドテニスの普及奨励のため          | バウンドテニス協会       |
| 9   | 中旬 | 第29回檜津こども相撲大会                    |     | ○  | 檜津北高良玉垂神社          | 小学生   | 50名   | 青少年の健全育成及び相撲競技の普及奨励のため   | 相 撲 連 盟         |
| 11  | 上旬 | 小・中学生相撲教室                        |     | ○  | 三瀨町                | 小・中学生 | 20名   | 青少年の健全育成及び相撲競技の普及奨励のため   | 相 撲 連 盟         |
| 3   | 中旬 | 小・中学生相撲教室                        |     | ○  | 広川町                | 小・中学生 | 50名   | 青少年の健全育成及び相撲競技の普及奨励のため   | 相 撲 連 盟         |



## 令和2年度久留米市・久留米市教育委員会 共催・後援 一覧表

| 実 施 |    | 行 事 名                | 内 容 |    | 場 所        | 対 象 者    | 参加人員  | 摘 要                        | 主 管 団 体      |
|-----|----|----------------------|-----|----|------------|----------|-------|----------------------------|--------------|
| 月   | 日  |                      | 共催  | 後援 |            |          |       |                            |              |
| 9   | 未定 | 福岡県大会                |     | ○  | 未定         | 幼年・小・中   | 150 名 | 青少年の健全育成及びレスリングの普及奨励のため    | レスリング協会      |
| 3   | 13 | 第12回三井ラビット杯レスリング選手権  |     | ○  | 久留米アリーナ    | 幼年・小・中   | 400 名 | 青少年の健全育成及びレスリングの普及奨励のため    | レスリング協会      |
| 2   | 中旬 | 第12回鬼夜カップ            |     | ○  | 南部浄化センター   | 小学生      | 120 名 | 健康保持と生涯スポーツの普及奨励のため        | 総合型地域スポーツクラブ |
| 12  | 未定 | 久留米市スポーツ少年団スポーツテスト大会 |     | ○  | 各地区        | スポーツ少年団員 | 150 名 | スポーツ少年団員の体力の向上をはかるため       | スポーツ少年団本部    |
| 7   | 12 | 久留米市スポーツ少年団リーダー研修会   |     | ○  | 野中生涯学習センター | スポーツ少年団員 | 40 名  | スポーツ少年団リーダーの養成             | スポーツ少年団本部    |
| 12  | 3  | 久留米市スポーツ少年団スケート教室    |     | ○  | スポガ久留米     | スポーツ少年団員 | 40 名  | スポーツ実践活動を通じて少年団相互の親睦をはかるため | スポーツ少年団本部    |

共催 後援

91,249 名

56 185